

2540

『庄内平治記』

一天文十六年丁未正月十九日、郷の原を攻へしとて、所の勢を催さる、忠親の長男忠豊も庄内の兵を卒して、

2539

〔國史 卷十七 大中公下〕

天文十六年丁未春二月二十三日、伊東軍攻餓肥本城、據枝彌四郎家藏文書、秋七月二十日、伊東義祐屯餓肥富ヶ峯、同冬

十一月十八日、伊東軍夜取目井城、上、二十二日、陷餓肥新城、城主北郷將監忠直等戦死、據島津支流系圖、原書忠直、北郷敏久次子刑部少輔忠案、十二月十三日、又陷南郷熊屋城、據壹岐彌四郎家藏文書、之孫

〔表紙〕

忠 良 公 自 天文十六年  
貴 久 公 至 同十七年

前 編 舊 記 雜 錄 卷 四 十 七

忠親に助成のため郷の原ニ打向る、都城を始、梅北・志布志・福島の勢共我先ニと競進て、敵の兵五十二人一戦ニ打取て、生捕ハ百三拾人共聞へし、同四月十五日、餓肥南郷の新城を構て、北郷將監忠直を城主として守らしむ、

或記曰、天文十六年七月晦日、伊東陳を護擁舞辻ニ構ふと云々、又曰、同九月、餓肥ノ新山城を取と云々、同年九月十三日、豊州の家臣日高源右衛門尉と云者、忽ニ心替し、謀叛を企の由聞へけれハ、速ニ源右衛門を餓肥本城ニ召よせ、是を牢居せしめ、彼か親族宗善といふもの其伴類を語ひ、俄に源右衛門を奪取、目井の城に入にける、是則十一月十八日の夜也ける、蜜に敵に打通す、故に南郷の新城騒動する事斜ならず、去とも堅固ニ守る處ニ、同廿二日、伊東が大軍寄來て、野首より火箭を射て城中をも焼亡す、味方の勢も命を惜ず防戦ふとハいへとも、餘煙四方ニ飛散て途方を失する躰なれハ、終ニハ味方切まけて、南郷の城ハ落ニけり、此時城主忠直を始、北郷源七郎久幸・大村美濃守父子・阿多若狹守父子其外數輩打れけり、翌レハ廿三日、忠親の住城ニ又伊東勢寄來、防戦時を移して伊

東か勢も略打れ、城中の勢も十七人を打レける、

天文十六年丁未三月卅日

2541 「北郷時久譜中」

天文十六年四月十五日、構鉄肥南郷新城、北郷將監忠直爲城主移之、

同年九月、豊州家臣日高源右衛門反心、是故召源右衛門於本城、忠親居城、使之籠居、彼親族宗善並伴類俄奪取源右衛門、入目井城、同十一月十八日夜通敵、是故新城騒動、

雖然鎮之固守處、同廿二日、伊東兵大軍寄來、從野頸射火箭燒城、遂陷、此時北郷將監忠直・同源七郎久幸・大村美濃守父子・阿多若狹守父子、其外城兵數多遂戰死、

2542 一浮免

一町 くしら之内

堀町一 御加持持 あひら之内  
一三段 今道

堀町一 同所

一八段 土ヶ迫ノ門

已上二町一段

ほり町二

檢見崎播磨守 兼堯(花押)

安樂下總守 兼元(花押)

伊勢守 兼清(花押)

河南民部左衛門尉殿

2543 『調所氏譜恒房』

天文十六年丁未四月、本田因幡守兼親後室 吉田氏尾張守泰清之女、法名元丹清金 寄捐水田貳段 在東郷 藤薬田、於楞嚴寺、二十一日、代春記其事焉、九世悦傳時也

2544 『正文在楞嚴寺』

「在口裏」 本田兼親後元丹清金大師」  
「寄進状」 (室脱カ) (姉カ)

奉寄進 本寺楞嚴寺田地貳段

本田因幡守之後屋、(室)戒名元丹清金大師營來際之儀、在坪東郷薦藁田貳段有申合子細、雖爲本錢十一貫文、松永外記允江六貫五百文渡申候實也、然者相添本文書二通寄進状ニ、富山又右衛門尉・村岡中左衛門尉持來度与、當住

悦傳和尚・監寺永椿藏主申候実也、於已後、彼在所本主被請取候者、如本錢十一貫、永樂・洪武・古錢三十文差撰請取、別ニ田地相求、來際之孝養可爲本望候、仍爲後日證文如件、低頭申述意趣、至末代御覺悟所仰候、寄進狀筆跡兩人口上之語諾同一舌云々、

天文十六年丁未四月念一日

富山又右衛門尉(花押)  
村岡中左衛門尉(花押)

尚更逐而令申候、元丹清金大師現世安穩、後生善處、子孫繁榮萬々歳、筆者楞嚴寺八世代春老後八十四歳、

2545 「年代記」

丁未 天文十六年

六月十八日、大風雨洪水、阿多・田布施ノ間ノ大橋落、  
閏七月廿一日、大風雨、同廿八日、申ノ尅ヨリ酉ノ末  
マテ大風、寺社少々吹摧、

2546 「國分宮内澤氏藏」

正八幡宮中門御造營茶番之事

一番 儀景

二番 永延 俊延

- 三番 香与 專与
  - 四番 道延
  - 五番 道門 桑幡より
  - 六番 永仲
  - 七番 朝順 朝廷
  - 八番 道助 直人
  - 九番 永堅 景素
- 兩座より四日

正興寺

正高寺

正國寺

天文十六年六月廿二日

澤田所檢校法橋永仲(花押)

2547 「御文庫廿二番箱一卷中」

目錄

一御重書

十五叢

右書中、綸旨并御内書、殊 尊氏將軍御判共多々アリ、

天文十六年  
初秋十七日

2548 『感應寺文書』

眞如寺住持職事、任先例、可被執務之狀如件、

天文十六年七月晦日

左大臣源義時判

収隆西堂

『按ルニ、収隆ハ感應寺十六世住持、自天文十五至同十七住山三年、  
永祿三申七月寂云々』

2549 「貴久公御譜中」

「正文在伊藤七右衛門」

久不申通候、疎遠之至候、日野町上洛以來無音、如何無  
心元思給候、其後切々可申心底候處、菟角無沙汰遺恨候、

尚期來信候也、狀如件、

〔朱力書〕  
「天文十六年秋」九月三日

〔貴久〕  
嶋津殿

〔種家〕  
〔花押〕

2550 「本田氏文書」

芳墨披見、本望之至候、殊段子一端青・官用茶碗廿到來

候、種々懇意之至、祝着此事候、仍色紙卅六枚、雖其憚  
多候、染筆進之候、於以後者、切々可申通事可爲本意候  
也、かしこ、

「天文十六」  
九月九日

〔種家〕  
〔花押〕

〔重親〕  
本田紀伊守殿

2551 「全」

玆札祝着之至候、抑官用香爐一・丁香三斤到來候、懇意  
之至、芳情喜悅此事候、仍一册花月百首、乍憚染筆進之候、  
於向後者、切々可申通事可爲本望候也、かしこ、

「十六年秋」  
九月九日

〔種家〕  
〔花押〕

本田又二郎殿

2552 「全」

家門由緒之事、如言上吳于他事候、弥可申通之段、不可  
有別儀候、仍金欄壹端赤到來候、懇之儀、尤祝着之至候、  
猶日野中納言可申候也、かしこ、

「天文十六年」  
九月十五日

〔種家〕  
〔花押〕

〔重親〕  
本田紀伊守殿

2553 「全」

對万徳寺一書之旨、令披覽候、御一家之儀、右大將以來  
吳于他之条、無余儀候、殊就藤家御由緒之趣、先年内、  
以柏甫承候キ、具申入家門候、只今弥別儀候、然者可  
被仰 公武之旨、尤可然御思召之由候、此段又彼上人申  
含候也、謹言、

九月十五日 (日野町) (花押)

本田殿

(上書) 本田殿 資將

2554 「全」

就万徳寺上洛、被献芳札令披露候、仍色紙卅六枚、被染  
御筆候、殊彼上人被御覽候、尤面目候、委曲可相見御返  
事之間、令省略之也、謹言、

〔天文十六年〕 九月十五日 (日野町) (花押)

(重親) 本田紀伊守殿

(上書) 本田紀伊守殿 資將

「全」

万徳寺以上洛之次、預芳札候、則令披見候、本望候、誠

久不申通候、御床敷候、殊段子一端青・白髪一斤到來候、

芳情候、先年如尊意、無失念至當年、音問尤大切候、仍  
當今宸翰十枚献之候、隨分ニ、委曲彼上人申含候条、聞  
筆候也、謹言、

〔十六年〕 九月十五日 (日野町資將) (花押)

(重親) 本田紀伊守殿

2556 「全」

左京大夫江 宣爲冥加申調進之候、尤御面目候、弥國家  
長久基候、仍太刀一腰令献候、併表祝儀計候也、謹言、

〔十六年〕 九月十五日 (日野町資將) (花押)

本田又次郎殿

2557 「全」

以万徳寺被献芳札候、則令披露候、仍花月集一册被染御  
筆候、御自愛令推察候、巨細猶可相見御返書之条、抛筆  
候也、謹言、

〔十六年秋〕 九月十五日 (日野町資將) (花押)

(親兼) 本田左京大夫殿

「全」

弥書披見、併成再會思候、尤令満足候、殊官用皿十・白  
 髮一斤送給候、令祝着候、抑 勅筆短冊十枚進之候、委  
 曲万徳寺可有演説候条、不能詳候也、謹言、

「十六年」

九月十五日

〔日野町實持〕  
〔花押〕

本田左京太夫殿

「全」

猶々弥無御恙之段、所希候、將亦本庄新次郎有子細、  
 他國させ候由、去年申下候、今度陳中令登城、種々  
 爲 家門被仰付候間、出頭させ候、然者如前申次申  
 付候、ことくしく候へ共、爲御案内存候、貴殿之  
 儀、乍恐親子同然存候間、不殘御心底諸事承候へ、  
 尤可爲喜悅候、

柏甫いまた在國候らん、珠賢其分候哉、何も面白金  
 玉共候哉と、可然候と、又嶋津家よりやかて可被上  
 洛人之由、堅約束候、于今無音、且者愚臣令難儀候、  
 万徳寺へも大方申候まゝ、御仁赫さしこされ候て存  
 候、可然様罷立候へ、可被進候、京都にて相應事候、  
 諸事旁期後便、段々申てもく、先年下國之砌、懇

切難申盡候、あはれいかなるたよりも候へ、再會

之望までにて候、乱中取乱ながら染自筆、一度ニさ

をし述候事候、將又愚臣當官權中納言候、然者副家

名候て、日野中納言申候、左大弁宰相迄共候事候、

以後爲御意得申候、あはれ被得上洛候へ、於家門

御會等參申沙汰催興度候、たゞし如此申候へ共、京

都何も可成行哉、不存知候、入江兵部殿自然御參會

候へ、御言傳之よし申度候、

儘可届及候、頼入候、貴久無何事候哉、朝夕御床し

く候計候、

切々鹿子嶋へ御出候哉、伊大和守殿又御床しく候、

忍室和尚無殊事候にて、何もく不失念候、來春間

狀可申由申度候、無御等閑書中努々不可有外見候

也、

万徳寺令對談、誠見參ニ入候心ちして、祝着無是非候、

さまくの儀候處、亂中之事候間、菟角うち過候、無

念存候、在京さへ玉さり得まし、彼是相似如在候歎、

口惜候、

一御息左京兆之事、令申沙汰、則口 宣案庭田と申公家、

只今頭中將にて候、羽林家の人依家中將にて、貫首に

ふし候て、公事政を奉行候、これを頭中將申候、辨しく貫首之補る人を頭弁と書候、御分別にて候らんすれども、爲御意得もしやと申候、

一叙爵之事、則一紙に宣下候事も御面目候、然乍父子同仕申候、

一今度万徳寺貴殿四品事内談候つる、いまた叙爵已後加級も候へぬまゝ難調候、此段又上人江申分候、如此申候へ共、可依事哉、何から公武江御禮等被申者、おのつから御面目なる計共存候、

一御家門愚臣江種々重寶共給候、毎々懇意不知所謝候、

一珠さまなる物も入見參度候へとも、亂世旁取亂候、其上來春に召下人可申間、期其時候、

一誠憚多乍申事、從去年大亂者、弥一家之段及大破、無正鉢候、愚臣頼入候仁鉢只今貴殿計候、家門御儀嶋津御請被申候、善惡其以名を殘候様、預御馳走候者、尤可畏入候、更非別事候、如形新殿其望候、於公儀別而可奉公候、何事にても可承候、

一禁裏江御礼被申由候、轉奏廣橋ニ尤可然候、彼家申次速水右近太夫候、去年爲礼彼上人對顔候、尤可然候、但又愚臣かたへ成共可承候、

一武家御礼之事ハ、申次大館左衛門佐候、又伊勢守ニても可爲尊意次第候、只今取亂候間、來春便宜猶可申候、

一左京兆無何事哉、御床敷候、年々御音信候ニて、御家門御祝着計候、又何ニても一册御所望事ニて承候ハ、家門江御筆を染させ可進入旨申度候、返々此度如何様候て馳走も申すて、對上人失面目候也、被加筆言候て可被下候、猶細期春聞筆候、恐々謹言、

九月十五日  
(日野町)  
(花押)

(上書)  
本田紀伊守殿  
資將

2560 「上」

御札之旨委細令披見候、仍念佛寺藤澤江御登、以其次近衛殿江有音信候處、被成宣下之由、千万目出度候、誠御面目此事候、如何様從是御礼可申候條省略候、恐々謹言、

「天文十六年」  
霜月三日  
(親書)  
本田左京太夫殿  
(北總)  
忠相

2561 天文十六年丁未

「本田氏藏」

十二月十三日、北郷刑部少輔忠直北郷家五代敏久三男忠榮三代の孫、是より先十一月廿二日、伊東氏の兵來て鉄肥の南郷城を攻め、忠直等堅く城守し、遂に此日何れも戰死して城陷たり、北郷源四郎久幸北郷家四代知久二男左京亮信久五代の孫なり、伊東方河崎備前守と接戦し、彼か為に討るといへり、早崎彦七種重忠直等と同じく戰死、子孫、大村美濃守とも、阿多若山野土早崎覺右衛門なり、伊東方河野伊豫守と戰、少輔父子十一月廿二日、酒勾又作、伊東方安井某日三山にてとも、に討るとなり、有屋田刑部メ手堅ク番ヲナス、

「日向記」

一同十六年丁未七月、山東諸勢中尾御陣ニ取之、普請堅固ニ番ヲナス、同十二月十三日、隈谷城ニ發向有、城主北郷將監・梶山城主北郷源七郎籠衆トシテ、散々ニ防戰、其功互ニ難成見ヘツル所ニ、野頸口ヨリ火矢ヲ射掛燒落シ、一人モ不殘討捕、雜兵共ニ五百八十三ノ頸帳ヲ以テ、勝時ヲ取行玉フ、但大將北郷源七郎ヲハ河崎備前守討取、有屋田刑部少輔ヲハ河野伊豫、酒勾又作ヲハ安井討取、其名高名不違勝算、同十七戊申年、伊東方ヨリ井手尾ニ陣取、是亦番代并人數ヲ究、差籠

「國史」  
卷十七 大中公下

歲暮之御大慶重疊、雖申舊候、猶以珍重多幸々、抑如此之爲祝詞、預御賀札候キ、目出度候、自是モ任佳例、用賀書候、明春者最前吉兆可申承候、慶事、恐々謹言、  
〔天文十六年〕  
十二月廿八日  
讚岐守忠相  
謹上  
本田左京太夫殿（親筆）  
御宿所

十七年戊申春三月朔日、公使龍雲寺領來迎寺三町及間曠地、如 節山公時、據大中公舊譜、節山公捨來迎寺領及間曠地、為龍雲寺領、見第十一卷文明五年水領主本田董親兼有數邑、恃勢陵物、多行不義、擅殺伊地知又八郎・本田又九郎等十餘人、群下皆怨、往往叛去、本田式部少輔實親・島田民部少輔相本田又五郎後改稱刑部大輔親知、據姫木城、與上井城主連和、十三日、董親攻姫木城、城中出兵擊破之、據大中公舊譜、黃卷軍記、上井城主、蓋上井氏、下文有上井親前守為秋親知、本田氏之支庶、實親、親知之叔父也、本田家總譜、因曰因幡守親貞、親貞之子曰親知、實親、親貞之弟、故於親知之次子譜稱式部大輔、舊譜稱式部少輔、當時譜謄名稱異同多此類、蓋是可也、本田兼親見第十五卷文明十五年、二十四日、北原氏陷日當山壘、置兵守之、肝付氏・澁谷氏等襲生別府、焚其外郭、上井氏・敷根氏



・廻氏燒夷小村・濱市聚落、皆乘本田氏之敗也、據大中  
公舊譜、  
 黃套軍記、樺山支佐自記、肝付與膳系圖、日當山・生別府・小村・濱市  
 皆係本田董親所領之地、郡村高辻帳、東國分郷有小村、西國分郷有濱市  
 村、公聞隅州亂、如鹿兒島、梅岳君亦至、會宮内社家輩  
 乞兵言、欲以衛八幡宮、時水陸多難、士卒皆不欲行、公  
 與梅岳君議之、訪於樺山幸久、幸久勸 公助之曰、神明  
 依人而行、社家乞兵、奈何辭之、從之、二十五日、遣伊  
 集院忠朗將兵如宮内、又遣幸久、因謂幸久曰、君之去生  
 別府也、以與本田董親、言他日徐圖之、事見上卷天  
文十一年 圖之  
 莫如今日、君豈有意乎、答曰、然、幸久至宮内、與忠朗  
 合謀擊言、此行也、救本田董親、因告董親、所置咲隈守  
 將財部淡路守曰、請先入城守之、淡路守乃以城授忠朗、  
 忠朗入咲隈、幸久留宮内糾合社家、是時北原氏・肝付氏  
 ・祁答院氏等、皆叛董親、北原氏與本田親知連和、遣北  
 原狩野介等、將兵成姬木城、而忠朗居咲隈城、以救董親  
 爲名、懼爲北原・肝付等所攻、乃欲逃去、告鹿兒島、使  
 具舟相迎、幸久聞之曰、今日棄城亡走、比至乘舟、必爲  
 眞幸・祁答院・加治木兵士所追及、恐不可免、且幸久首  
 唱此行、應社家輩衛八幡宮、只當與留守氏・桑被田氏死  
 於斯耳、因入城中、告伊集院治部少輔、不見忠朗而出、  
 忠朗聞之、亦不敢去、據大中公舊譜、島津支流系圖樺山氏譜、樺  
山支佐自記、黃套軍記、本田董親衛兵咲隈、

以衛八幡宮、及本田親知叛、成兵棄城走、與此不同、島津支流系圖、伊  
 集院長門守久俊次子右衛門佑久昌、後世曰下野守久通、初稱治部少輔、  
 二十八日、岩切左京亮・野村兵部少輔、野村出自、稻留勘  
佐佐木氏、  
 解由次官相良族有  
稻留氏、等率加世田・田布施之兵、至咲隈城、  
 與忠朗議軍事、明日至生別府城守者納之、已而董親與澁  
 谷氏連和、守者長井某欲以城授澁谷氏、謀殺岩切等、潛  
 召清水人、夜至城下、岩切左京亮閉門不納、長井某出奔、  
 董親又欲以生別府與肝付氏、夜遣加治木及帖佐・蒲生之  
 兵、伏於城下、陰使守者舉火爲應、而岩切等守備森嚴、  
 守者計無所施、明日岩切等覺之、益飭守備、謂守者曰、  
 城中之事我爲政、卿曹毋復與知、守者若田某知事不濟、  
 以城授岩切左京亮、而奔清水、據黃套  
軍記 廻氏・敷根氏・上  
 井氏皆降、據大中公舊譜、夏四月四日、姬木・日當山・加  
 治木・蒲生等、合兵攻咲隈城、忠朗擊敗之、據島津支流系  
圖樺山氏譜  
 樺山支佐自記、五月二十二日、忠朗攻本田董親於清水城不克、而  
 罷曰、俟稔之日、然後殲之、據大中  
公舊譜 二十四日、襲清水  
 新城取之、使樺山幸久居之、已而徙諸生別府、復舊邑也、  
 據大中公舊譜、島津支流系  
圖樺山氏譜、樺山支佐自記、六月十一日、公賜北郷讚岐守左  
 衛門尉改稱 忠相盟書、據島津支  
流系圖 秋七月七日、伊東義祐攻鉄肥  
 城、島津忠親擊敗之、忠親、忠廣之養子也、據島津内膳家  
譜、忠親本北  
郷忠相子、見上卷天文十一年、忠相  
老忠親立、天文十五年忠親爲忠廣嗣、 八月晦日、忠朗夜攻日當

山壘下之、殺平良尾張守・白坂助左衛門尉等、據大中公舊譜、黃套軍

記、遂攻姫木城、本田實親・島田民部少輔陰爲内應、欲

殺北原狩野介等、九月五日夜開門、納忠朗軍、田尻荒兵

衛放火焚屋、北原兵殊死戰、樺山幸久自生別府至、勸解

狩野介等令還、本田・島田遂以本田親知降、據大中公舊譜、樺山幸久自記、

黃套軍記、田尻荒兵衛者、本伊作田尻村農夫、新納康久以其子妻之、

見上卷天文八年、其後賜之田尻村、因以爲氏、見新納舍人系圖、

日、忠朗復攻本田董親於清水城、城中益窘、會梅岳君謁

八幡宮、赦董親罪、召見其子左京大夫親兼、使領清水七

十五町如故、曰、舊勲不可廢也、同上、居無幾董親復反、

與北原氏・祁答院氏・肝付氏交通、梅岳君聞之怒、冬十

月四日、率右馬頭忠將・樺山幸久等、攻清水城、董親弗

能禦、九日、與親兼奔莊内、樺山幸久入董親室、見和歌

題柱、曰、太知奈禮之末幾乃波之良毛加和留奈與女久利

安不邊幾止幾之安利也止、幸久爲作和歌曰、奈加禮伊天

天加江留世毛奈幾美津久幾乃安止波加奈久毛太乃美遠久

加奈、約之於矢、因風發之、遙寄董親、據大中公舊譜、島津

樺山幸久自記、島津右馬頭忠將一流系圖、梅岳君之於本田董親、所謂生

死而肉骨者也、而不自覺、乃復以邑叛、其得亡者幸也、然觀其題柱和歌

有首丘之意焉、亦可悲也、樺山幸久之歌頗有我躬不問邊、後使右馬頭

忠將領清水、據島津右馬頭忠將一流系圖、按以忠將爲清水領、十四

日、公至清水論功行賞、以伊集院忠朗爲姫木地頭、賜

樺山幸久沖之洲大野原、上井筑前守爲秋下井、本田親知

谷山郷山田、廻某田中半坂、敷根某持留、據大中公舊譜、島津支流系圖、樺

山氏譜、樺山幸久自記、諏訪神六系圖、諏訪神六系圖上井氏出自諏訪氏、

野原、郡村高辻帳、東國分郷有下井村、敷根郷有持留、梅岳君如生別

府、入樺山幸久宅、更名生別府曰長濱、據大中公舊譜、島

譜、樺山幸久自記、生別府城在小濱村、因稱小濱城、至是更名曰長濱

城、至於今日復稱生別府城、蓋小濱也、長濱也、生別府也、名雖異而其

地也、公居清水城、施恩惠撫民庶、近悅遠至、日州之

地半爲我有、獨伊東氏虎踞山東、常有吞噬餓肥之志、據大

中公舊譜、十一月五日、伊東氏夜攻餓肥新山城、城中出兵

擊走之、據島津支流系圖、北郷氏譜

「參考ニ供ス」

天文十七年三月、本田紀伊守親廣を退治す、

樺山安藝守 伊集院大和守忠朗入道孤舟

同年五月廿二日、清水の新城を忍落す、

伊集院大和守忠朗

同年八月晦日、日當山の柀、眞幸の番兵平良尾張守、を忍取、

高名する人數ニハ、

田尻荒兵衛尉 長井軍助

松下雅樂助 上井甚左衛門

梶原藤七兵衛

同年九月五日、姫木の主本田刑部丞薩州の兵を引入、眞幸の番兵を討んとて、葛原にて合戦あり、高名する人數

二ハ、

田尻荒兵衛

伊集院弥六

肥後掃部左衛門

宅間與八郎

木脇大炊介〔某兄〕

奈良原源八郎

『貴久公記』

一天文十七年正月日、大隅國清水ニ希代之逆乱起レリ、

情思其濫觴ヲ、吳王愛西施ヲ勾踐ニ被亡、玄宗寵貴妃

ヲ爲祿山被傾、時遷世變、貴賤雖易位タリト、其趣者

同欤、抑此本田と云者當家累代之功臣、隅州之守護代

トス、雖然、彼先祖者敬上愍下、故に高にして不危、溢

不吝、至此紀伊守者國郡一分領シ、剩嫡子又次郎ヲ稱

左京太夫ト、不隨御下知、然間不正政道、朝暮翫寄物

ヲ、不思民費ヲ、日夜逸遊ヲ事トス、加之、愛利ヲ、

不顧他之嘲哂ヲ、重色不知傾國基ヲ、此故ニ、正月十

七日、無罪討伊地知又八ヲ、二月上旬、不犯誅本田又

九郎ヲ、彼ヲ刑シ此ヲ罰スル事及十余人ニ、不恐上一

人ヲ、不憚下万民ヲ、晝夜ニ増悪行ヲ事切ナル乎、然者舅翁因幡代ノ野口黨并郎從數十員雖加諫言、恰似馬耳聞東風ヲ、然間各々退身ヲ、不如報怨ヲ、同廿五日、他出ス、紀州猶未驚、益極奢ヲ恣樂ヲ、偏運窮處也、

『箕輪伊賀覺書』

一大隅ニ亦起逆乱、其由者、本田紀伊守親廣當家累代ノ

舊臣トシテ爲大隅守護代、彼先祖本田元親ニ大隅ノ守

護代ヲ賜シヨリ以來、代々敬上撫下、政道正シク、故

ニ高ケレトモ不危、滿而不溢、至此紀伊守國郡領一分、

剩へ嫡子又二郎ヲ稱左京太夫、不順御下知、其行跡驕

テ政道不正、朝暮ニ翫寄物、不思民費、日夜事遊逸、

加之、重色貪利、不顧他嘲哂、不知亡國之基、故其表

見之、正月十七日、無罪誅伊地知又八、二月上旬、無

科伐本田又九郎、彼刑罪之已ニ及十余人、不恐上不憚

下、致無道事而已、仍舊翁〔舅カ〕因幡守本田治部左衛門・野

口黨并宗徒ノ郎從數十人雖加諫言、恰如東風觸馬耳、

不能止其行惡、然レハ各不如退身トテ、同廿五日、他

邦へ馳散ス、紀伊守猶不覺、益極奢恣樂、是偏所窮宿

『小林雜守權現棟札』

運也、其時姫木ノ主同名刑部丞、其家來ニ嶋田民部丞ト云者アリ、内々思ケルヤウハ、彼本田ノ先祖親恒ハ、島津殿曩祖忠久ヲ孫鷲ニ奉取、武藏國ヨリ當國へ御供申下ラル、其子孫代々恩賞厚シテ誇恩、近年其御恩ヲ忘レ、今守護ニ不忠ヲ申事、則天道ヲ背也、縦へ惣領殿ハ如此ニ不忠ヲ仕玉フトモ、鹿兒島へ申入、刑部丞殿ヲ出頭サセ申サント思ヒ立ツ、此由鹿兒島へ申入ニケリ、太守聞召シ、嶋田カ申分神妙也、左アラハ番兵ヲ籠ント約束正ク承テ罷歸レハ、ヤガテ番兵ヲ忍セ差越サル、嶋田カ調法シケレハ、無難内へソ引入ケル、

戊申 天文十七年

自二月上旬亂起、本田紀伊守父子崩落、三月廿四日、北原衆奔籠日當山、同廿六日、伊集院大和守打越笑隈ニ番、五月廿四日、清水新城奔籠、八月晦日、北原格護ノ日當山ヲ打落、平良尾張打死、九月三日、姫城ヲ切取、同十二日、清水本城渡、

留守殿  
桑幡殿  
澤殿

天文拾七年卯月四日  
伊集院大和守  
忠朗在判

『年代記』

眞幸院雜守六所大權現鐘興行、右意趣者、奉爲金輪聖皇、天長地久、御願圓滿、殊者信心之大檀那伴氏朝臣兼守代官伴兼亮并伴賢、武運長久、子孫繁昌、并相氏朝臣桑富大官司并女大施主、息災延命、各家内安穩、子孫繁榮、院内豐饒、十方檀那、万民快樂、心中求願、皆令一々満足、桑司桑泉安内者四郎三郎、于時天文十七年戊申二月廿七日、作者小幡信續(ノリ)力信直、願主押領司市左衛門五郎次郎、右如件、久興敬白、

『正文在宮内社司澤氏』

寫

一正八幡之御神領近年相違之地、社衆中返進上可申事、  
一神人至以下、可爲同前事、  
一爲新寄進間、御祈念之事、  
仍證文狀如件、

2571

「正文在市來龍雲寺」

來迎寺寄進狀

「貴久公御譜中ニ此六字ナン」

薩摩國市來院法城山龍雲禪寺

一來迎寺三町并山野畠地等之事、爲 心華安公大師、立  
久所御寄進也、依有時宜既中絶、然處、爲中興、貴久  
奉返雲舟和尚、以令寄附處也、

右、於後年違乱之輩者、

八幡大菩薩御照覽、不可爲嶋津子孫者也、仍證狀如件、

天文十七年三月朔日

貴久(花押)

「上包」  
龍雲寺寄進狀

2572

「島津氏譜中」

其後無音、非本意奉存候条、雖無指題目候、令啓入候、  
當時何事共御座候哉、御立柄等承度候、此境無相替儀候、  
家中各堅固共候、仍本田方調慮外之依錯乱、爲初彼同名  
因幡守、野口父子餘多、如愚領被立退候、定其御方江委  
敷聞得候哉、向後如何可被罷成候らん存計候、乍輕微  
見來候儘、體廿進上候、實其恐不少候、以此趣宜御披露  
候、恐惶謹言、

「天文十七比款」

三月十日

日新様

參人々御中

2573

「國分宮内澤氏藏」

(本文書ハ二五七〇号文書ト同文ニツキ省略ス)

2574

「入來家臣田中氏藏」

坪付

大隅之國堅尻名之内

一ヶ所 春毛ノ門

四反 是るけ田

一反卅 なかやま

卅 かに田

卅 井手の下

以上

畠地六反

惣以上八反

天文拾七年卯月廿六日

(肝付兼統)  
省釣(花押)

「伊集院大和守」  
忠朗

2575 天文十七年戊申

田中衛門尉殿

〔三原遠江守〕 重秋  
〔本田〕 盛親  
〔本田〕 親信  
〔新納伊勢守〕 康久

四月二日、宮原太郎左衛門日州鉄肥業毎ヶ辻にて戦死、年廿三、

五月廿二日、新納民部少輔忠通常陸介忠苗入道道久齋の長男なり、島津尚久の臣にて

隅州清水に戦ひ死之、瀬戸口十郎清水にて戦死とあり、此時の事故、

同二十八日、伊地知刑部少輔重種薩州家の臣にて阿久根堺の中峯に戦死、年四十二、

敵方

六月廿一日、岩切甲斐介信尚日州鉄肥田間の陣に戦死、下同し、肥後郷右

衛門・肥後帶刀・田万里次郎右衛門・上井筑前守・鳥

取源次郎・竹井又十郎・土肥助太郎・八ヶ代平右衛門

・入佐孫六・縄下六郎左衛門・同藤左衛門・嘉藤某・

草瀨某・古野尾某、

七月七日、北郷圖書介忠茂敏久三男右馬介近久三代の孫也、き拒ぎ戦て死之、日向記に天文廿三年七月二日、山田地頭北郷圖書介を討取とみゆ、孰か是なりや、註して考を俟、此日竹下某を初め數十人戦死とあり、

八月八日、來住源兵衛秀貞北郷家の臣にて、伊東兵の入て新山の井手平に陣するを拒ぎ、奮戦して、

十日、山内民部少輔義章同しく井手平に戦て死之、前田九郎次郎井手平に

戦死とあり、月日なし、考を俟、

十一月五日、入水刑部少輔篤定亦北郷家の臣にて、伊東兵入て鉄肥の新山城を襲へる

を拒戦て死之、以來住三河、

大田彦兵衛尉忠泰亦鉄肥新山合戦に討死とあり、年月を記さず、同時ならん、子孫都城に有り、野

口助五郎直本忠泰と同じく戦死、年月なし、此三置俟考、

十二月四日、或作、村田八郎經廉伊東衆また新山城を襲て既

郷家の臣也

2576 「貴久公御譜中」

當家累代家臣苗裔有本田紀伊守者、爲大隅州國府之令、

居清水城矣、渠之先祖以降數代敬君上撫下民、有孝弟忠

信、無私慾妄行、可謂良臣也、今也紀伊守續祖業履其地、

擅其威於鄉黨、漸增誇奢、專行殘虐、不知所止其分、匪

啻使庶民坐塗炭、先是大永六年丙戌、背 前太守止出仕、

爲暴寇者也、由是神官社衆等構八幡大菩薩寶殿、以號御

壇嚴備柵木、而民庶共以籠居也、當此之時、新納近江守

與紀伊守俱結黨同意、率衆兵向御壇、所以攻責迄數度之

際、大永七年十一月廿八日、社内小舍火災發起、魔風忽吹靈社盡以焦土矣、且復紀伊守拔宮內、費民力造立私屋、無意於修補神社、積惡之後何無恙乎、貴久不忍正宮之聽無殿社、而命勸進之沙門、先建四足社、嚴親日新齊安置廿五菩薩於其社焉、紀伊守之息男有又二郎者、非守護之外舉、而達越訴於公家、任左京大夫、敍從四位下、所超其分之罪不可容誅乎矣、政道不正名分亦紊、大夫天性好逸遊、玩奇物、重色嗜利、且甘殺人、有敗亡之階梯、無與隆之基計、以故、天文十七年戊申正月十七日、未有犯罪殺伊地知又八郎、同年二月十日、戮本田又九郎、當此之時、屠殺於彼此者十有餘人、匪翹於此、放肆邪侈無不爲已、上不懼守護、下不恥士民、於戲不思而已、其舅本田因幡守及故舊之臣等、同意志言至理晝夜諫訓、而宛如私言於語耳聾、故各恐其所害、而同廿五日、共俱遁去矣、雖然紀伊守不能覺悟、而日益驕奢、未知禍殃之將起蕭牆中、同年三月十一日、本田又五郎後任刑部少輔也據姬城城、與上井城主借謀、拒清水絕通路、已爲讎敵、同十三日、紀伊守率領土之騎步來、欲陷姬城、姬城之於清水也、衆寡強弱、天地懸隔也、不計及兵刃既接之時、紀伊守之兵忽以敗走、實是神罰之所然也、夫國府者八方城郭控引連續、

無寸土之不隨本田氏、然而姬城既以作亂、由是同月廿四日、北原氏陷日當山壘、又澁谷氏之黨徒襲生別符城、外郭悉次放火去矣、加之、上井氏·敷根氏·廻氏等亦忽爲紀伊守敵逼迫小村濱市、而放火村市、悉以一時之爲灰燼、見者無不驚駭也、夫正八幡大菩薩乃當家專所尊重之神也、以故貴久亦所以敬信異于他者尚矣、爰一社衆之長留守·桑波田等、使三角入道道賀者、請渡騎步之勇士、警衛宮內、守護神社於貴久、貴久聞此之告、則懼靈社及神宮社衆之有害、欲發援兵保宮寺、仍召一族及老輩、令之爲評議、各相議曰、海路渡八九里之滄海、往還未嘗任意、陸路過彼此之山谷、且澁谷氏遮其中間、海陸共以不快于心、而况絕我糧道、則進退無如之何、狐疑猶豫之際、老父日新齊與貴久偕曰、不可發救兵不保宮寺、以定發軍、使伊集院大和守忠明爲將領騎步、同廿五日之夜、乘船解纜、而先泊櫻島、一名向島、大隅之內翌日著船於濱市、直到於宮內、樺山安藝守善久亦同至矣、忠明已下騎步稱紀伊守之加勢、入咲隈城、堅門壁深城隍之際、連夜有狐火之示佳瑞者、騎步共以爲歡喜之思、夜以續日爲土石之勞矣、此交乘有其隙、先運謀於生別符城、忽入手裏也、老父日新齊其性細大不貪、以故、先是天文十一年壬寅、令樺山

安藝守善久去彼城界紀伊守、紀伊守得之、而陽雖屬旗下、陰與澁谷氏謀、起亂於國中欲絕宗室、然卻滅領地、害將及夫身、生別符之民庶或離、或會、宛類乎諸葛之七縱七擒、善久亦暫欲休士卒之勞苦、所以許當敵本田氏、非得籌策者、孰能之乎、〔朗力〕善久拋一命抽忠功拔其地、而後廻氏、敷根氏、上井氏等不血刃、而降來屬我之旗下、只北原某·清水·姬城未屬、太守、於茲乎雖有爲和諧之催者、敢不承諾也、夫以一城一介之身、敵太守得勝利、誠如天之不可梯升焉、于時忠明曰、發薩摩之軍衆、陷清水新城之小地、有異於以石擲卵乎、天文十七年五月廿二日、發於宮內向於清水、已進城門兵刃既接、將向陷焉、雖然渠之惡逆滅絕一時、何之如、惜以先退去矣、同廿四日、襲新城忽陷之、令樺山安藝守警衛其地、而後善久再領生別符所以入部也、同年八月晦日、〔朗力〕忠明運籌策待夜暗、襲日當山壘、當陷之時、眞幸院北原氏之臣守其離者、平良尾張守·白坂助左衛門尉及精兵百有餘人屠殺者也、于時薩摩軍中有田尻荒兵衛尉者、魁衆兵、斬戮強敵實五六人、且勵氣督戰、由是當壘倏陷者也、〔朗力〕貴賤僉云、忠明知兵術得武略之所致也、

姬城之城主本田又五郎未屬我之旗下、且請援兵於北原氏、

而使其兵入守城中、又五郎者幼童、未能辨是非運籌策、同姓氏部大輔·島田民部少輔爲後見在同城、渠等密議而請降旗下、以故天文十七年九月五日夜暗、招入我之精兵於城裏、欲討眞幸之守兵、爰伊集院彌六·肥後掃部左衛門尉·稻富左京亮·宮原掃部助·宅方與八左衛門尉·池上隼人助·奈良原源八郎·葛原某等與守兵致鬪戰矣、田尻荒兵衛尉超過戰場、登高所爲放火、守兵等防退魁兵、引入一壘堅門壁定必死、無何之如、于時樺山安藝守善久發於生別符來、到於姬城言和諧於守兵者再三、而應諾、故北原狩野介已下三十餘輩加警固送踊堺矣、翌日發軍衆犯清水、本田氏滅其勢、而如網裏魚、似籠中鳥、迨此之時、我之老父、日新齊發於薩陽、詣於正八幡宮、于時與北鄉讚岐守忠相議、而召出紀伊守之嫡子左京大夫、許清水七十五町、令之屬旗下矣、如此則改前非致後忠、可爲公私長久思惟、反之以企陰謀、未經幾程、又合心於北原氏·祇答院氏·加治木等、交締作亂、由是同年十月四日、老父、日新齊率軍衆、向清水已揚旌旗、則宛如後鷹カケル龜天鈍鳥潛跡、失防禦術、而同九日、紀伊守父子下於清水本城、遁於莊內去矣、其外黨族家臣等所分散者、似曉星之浸沒、而不知其所之也、沒本田本田、非他人也、莊子曰、



「樺山善久入道玄佐譜中」

若人作不善得顯名者、人不害天必誅之、誠乎言也、日新齋不日入清水、貴久亦同十四日、到于其地、而感軍功之異于他、補伊集院大和守於姬城地頭職、移先主本田又五郎於谷山之山田、界沖之洲・大野原於樺山安藝守、且復撫隅州中之逆黨、施恩澤於庶民者也、今度 日新齋渡御善久之宅、於茲乎改生別符稱長濱也、

天文十七年戊申、本田氏恣行暴虐、一族家臣誅戮者多矣、因茲有或離散、或構城郭爲敵者、丁此時、正宮之留守・桑畑、使三角道賀者請 貴久主曰、速送人數守護宮內、則候于旗下可抽忠節也、是以雖有評議、以爲海路更無進入、徒道賀解纜將歸、于時善久逢于參候之途中、私留道賀直候于官家、時日新公 貴久主其外一族家臣評議最中也、卽予亦召其席曰、大隅兵亂聞乎否、善久報曰、只今於參上之途中、逢社衆使僧之將解歸帆之纜、以愚智慮之、則豈非正宮神使乎、應彼之請速令發向者、入手裏可有不日、敢勿徬徨矣、日新公卽爲許容、使人留道賀、不移時日有發向之命、伊集院大和守率於麿島之勇士數輩、已解纜、其夜泊櫻島、翌日著宮內、加治木・祢答院寄軍勢於生別

符、下郭悉放火畢、廻氏・敷根氏・上井氏亦爲本田之敵、小村及濱市所以放火也、善久亦有大隅發向之命、且使右馬頭忠將主爲令曰、善久之入部宜有此時、而後頂戴盃酒令退出、率家臣一百餘員、乘船解纜經海程、著于興洲之岸、敵之雜兵馳走于縱橫、雖然不屑到于宮內、于時大和守者、於桑波田之居處社衆參會之最中也、然而社衆等不及于弓箭之評議、故善久潛謂社衆曰、大和守者爲合力於本田、所以渡海也、可令早招下隈城主財部淡路守告伴旨也、如其言、而後大和守與麿島士衆俱入于城裏、善久者寄宿於正壽庵、而結社家衆一味之盟、姬木城主本田又五郎伯父式部太輔乞北原之兵入城裏、又日當山城者北原氏所以陷而警固也、是以本田氏之當敵多勢而味方少矣、然則今度加勢之軍兵恐無功爲敗、由是僉曰、不如速乞歸陣船於麿島、丁此時、善久情思慮之、則無所欲退、今度之發軍只依予之舌頭也、且雖欲退去、眞幸・祢答院・加治木、又宮內之雜兵等、何可使吾之軍得遁去乎、於茲予扣留守・桑波田之門曰、吾更無退去之念、請免正八幡宮之四足、欲爲所自殺之處、若不免焉者忽可捨一命、佗日以此事、傳喜入攝津守者可也、于時兩輩曰、愚身等乞請守護之軍勢、而今更無是非之可言、樺山之定如此、則何保

「正文在樺山源三郎久清」

猶念比之御意畏入存候、不審之時者早々可申入候、

社衆之命乎、與汝俱可終露命、且以神名爲誓約、勿疑吾云云、因茲登隈城、<sup>〔咲隈城カ〕</sup>謂伊集院治部大輔曰、明日若雖有著岸之船、吾敢不可歸、不聞返言所以歸宿也、翌旦大和守已下各到于予之旅宿曰、昨夜所謂治部大輔之深意無可比類者、如此則予之輩非可歸帆之時、各定如何、于時岩永某曰、樺山同心也、次鮫島某曰、樺山一味也、大和守曰、各頼母布議定也、吾亦同心也、其日狂風吹蒼海、宛白浪如滔天、故無渡海之一船、大和守已下并社衆等構咲隈城爲警固者不緩、于時四月四日、姬木・日當山・北原・加治木・蒲生之軍衆責吾之咲隈之城、已競登者城岸過半、雖然盡筋力防返畢、今日就石體有故令節也、是故不知之大敵等哀哉、去程天運循環無往不復、却而自宮內至清水發師旅、麓已攻破漸及板城戸致合戰矣、其後襲取新城、善久爲警衛、而自夫地至生別符、所以入部也、又陷日當山城、姬木城主本田又五郎者爲若年、以故伯父式部大輔・島田民部少輔等運計策、警固不怠、今也歸意於貴久主、然而北原氏之士卒同守彼城、以之故未得候旗下也、

御札之趣委細拜見仕候了、抑姬木城之事、以大野臥取卷城戸江、自是被結塞候之間、城内之者出入堅被留候、上井方より種々儀をもて、手をすり候へ共、不意行候、雖然、落居不可有程様候、猶仍御勢御遣之事、可入時分候者、定可被申候哉、自是も甲斐々敷不越人候、不審連々蒙仰可申舉候、恐々謹言、

八月廿八日

元式(花押)

御報

財部房(イ)

「上包」

樺山殿

元式

御返事

2579 姬木城主欲爲旗下、而北原氏之士卒在彼地、警衛堅而不能、由是天之未白、潛進寄彼城邊、北原氏之兵對之防戰、勇魁之士卒爲渠等所禦返、而後渠等引入一城、定必死不敵退、其勇氣不對見、而知城外、故無一人之欲攻討者、于時善久自身前寄、謂已往之不有隔、而有之無恙、北原狩野介已下三十餘輩所以送行也、

本田紀伊守没落之後、日新公渡御于清水、此時賜姬木於伊集院大和守、先主本田彌五郎者移于谷山山田、賜沖之

洲・大野原於善久矣、小濱・堅利中之社領悉所以祈進于正宮也、是又及難遁之時、得四足之免者、將所自殺之處、若得天之救以得存身、且有入部乎本領之會佳期者、社領如元寄進、且宜請下乎神體、所爲立願者、一向非不惜露命、以之觀焉、言行不能兼全、所謂古者言之不出恥躬之不逮也、豈可不鑑不敬乎、

本田氏没落之時、彼之住宅入清水城裏、而見屋室、則楨柱有歌曰、

たち馴し楨のはしらもかへるなよ

めぐりあふへき時しありやと云々、

於茲玄佐一首をつらね、箭に付てはなつものなり、其歌曰、

なかれてゝかへる瀬もなきみつくぎの

あととはかなくも憑ミをくかなとなん、

其後日新公渡御于生別符、于時改生別符、名長濱也、

『貴久公記』

一 去程〔天文十七年〕三月十一日、〔本田〕同名刑部少輔姫城之城ヲ構、組上

井向清水手形ヲ出ス、同十三日、紀州卒國中勢寄來ル、姫城与對レハ清水誠九牛一毛也、何故カ紀州打負引退

ヲ、偏蒙天爵可傾廢事不遠欵、竊以此紀伊守者、去大永七年丁亥、背先君命清水水桶籠作御敵、于時八幡宮衆徒所司ノ神官等、各構御寶前號御檀、國中之人民同籠居ス、本田・新納江州衆ヲ引卒攻來ル事及度々、佛在靈山時、第六天魔王引無數之夜叉羅刹來テ作佛敵ヲ、至和光垂跡、今更如此也、有時從小家火起、魔風忽吹テ神社一時燒失ス、其後本田宮中ヲ一分ニ領、徒ニ勞人民、造作己私宅早、於正宮中曾テ不動興隆ヲ、似嘉祐之破寺、偶有一字、薨落テ霧燒不斷香、扉破テハ月掛常住ノ燈、當太守竊ニ聞此由給テ、命テ勸進沙門、被修補神前四足堂、然後日新入道殿端嚴、作廿五菩薩之面貌、美麗之整端上珠御上眼ヲ、令致如在礼魯〔築カ〕、抑此隅州者八方ニ城廓相連テ、可謂防胡萬里城トモ、何ソ圖、從姫城致トハ乱、然間同廿五日、北原衆日當山楯ニ切乘、澁谷衆小濱ニ城寄來、從上井小村・濱ノ市放火ス、國中一度燒立、彼三災懷劫之時至乎ト、見ル人身之毛も弥立計也、抑八幡宮大菩薩者當家之氏神也、就中太守稽首シ給テ年久故、員感忽成ニヤ、〔真也〕一社衆之爲長、留守・桑幡以道賀沙門ヲ被籠御人數ヲ、可有守護宮中ヲ由ヲ被申、爰館下諸卒各相顧テ云、隅州者隔海路着

波遙也、其外澁谷遮中途ヲ間、此事如何と人々猶豫スル處ニ、伊集院大和守窮兵法、爲忠輕命事、韓信、彭越、豈美耶トテ、不移時日同廿五日出船ス、其夜ハ櫻島之内白濱ト云所ニ一夜ヲ明、翌日宮中着、其儘受取ル咲隈ヲ、サテ其比不日夜々ニ當家員加蠶火、此後ニ見エ、諸人頗歡喜無申計、然後廻策、小濱之城遂知行早、是偏不貪利欲故也、本田此地ヲ渡澁谷、欲企叛逆、抑此小濱者桃山安藝守在城也、去天文十一年壬寅伏邪氣、爲避乱、先計被渡本田、退己讓人事者無一義可謂忠至、本田得此城、服御幡下、主君ト雖奉仰、内々ハ組澁谷、欲覆國ヲ積惡之至、豈不亡其身耶、如今遇此災天爵已彰乎、此桃山安藝守・大和守ト共ニ發向隅州、抛一命被致無二ノ忠、既作御領地、其後廻・數根・上井之面々各參御方、同北原・清水・姬城有一和之調法、是以欲助本田故也、然ニ運命ノ盡處、曾不承引、剩牛根ヲ肝付ニ去渡、將ニ爲奉傾 太守、誠是天階ニ如不可昇、終急流ノ似水沫、千丈堤者從蟻穴潰、故ニ五月廿二日、大和守卒鹿兒嶋之兵、忍取清水新城、即時本城攻平ンニ有何難事邪、乍去本田者當家代々隨臣也、爲如何可断トテ爲和平、佐多半閑齋・嶋津攝州兩人、

五月廿四日、咲隈へ打入給、其刻社家衆心々ノ思案出來候間、嶋津攝州・半閑齋正宮於社頭、此兩人ヲ始、伊十院大和守其外、諸侍社家衆以下之者至出家方迄、太守貴久へ二心有間敷之神水、四足ニシテ吞之、其後北郷讚州爲可助本田、清水へ越山シ逗留中、從宮内數度以使僧成談合、殊曾於郡之事、北原ノゾムトイエトモ、國ノ手裏ニ可入事也、自今以後茂其覺有間敷之由、許之同心候間、北郷讚州被付、剩清水於楞嚴寺、攝州・半閑・新納尾張守・伊集院大和守、社家留主若狹守・廻・數根・上井、從清水ハ北郷讚州、本田左京太夫ヲ召列出合、無事之相談相濟、日新入道殿大隅宮中有御發足、北郷讚州ニ有テ相談、紀州之嫡子左京太夫ヲ被召出、然間上知下陸(和カ)、陰陽相可隨之處ニ、無程寄意北原・祁答院、起弓箭、然ニ國中<sub>レ</sub>之安危可有如何、諸人皆舉手ニ汗ヲ流ス、於爰大和守廻籌帷幄之裡、八月晦日夜、忍取日當山ニ柙ヲ、從眞幸番ノ衆平尾張守・白坂助左衛門尉ヲ爲先、宗徒軍兵百余人雖防戰、終ニ其場被討ヌ、爰薩摩ノ手、田尻荒兵衛尉ト云強兵有、先立忍手之人衆、彼城ニ切上、懸一人之手討數人、優劣之輩雖多、事繁故不及記、同五月五日、姫城本田刑〔九款〕

部少輔翻逆心、爲御奉公、引入鹿兒嶋之軍、欲討眞幸之番兵、爰荒兵衛尉ハ拔戰場、上リ高ミニ、懸家ニ火ヲ、伊集院弥六・肥後掃部左衛門尉・稻留左京亮・宮原掃部助・宅間与八左衛門尉・池上・奈良原源八郎、葛原合戰敵集一處防戰、雖然、似網中犯罪、何益耶トテ、加警固羅界迄被送、翌日清水發向ス、然間薩隅之軍兵無不靡旌旗、竊以此本田者、沓府君之命ヲ背ノミニ非ス、爲神敵、夫神者、依人敬增威、人者依神德添運、然ニ燒亡神社、經年、豈可長久耶、同四日、衆向入道殿御幡ヲ、俊鷹轟天、鈍鳥潛跡、同九日、紀州父子渡清水本城、如庄内落去、年經て住馴シ宿ナレハ、サコソハ名残之惜カリケメ、中ノ間ノ柱ニ一首ノ歌有、立馴シ眞木の柱モ忘なよ廻逢へき時シ有やト、是ヲミテ誰ヤラン、ナカレ出テ歸ル世モナキ水クキノ跡ハカナクモ契置哉ト云テ笑ケリ、其外一族郎等各之如曉星之分散ス、所謂不義富且貴於我如浮雲、此故五十年ノ榮依稀、邯鄲枕彷彿、南柯之夢ニ同シ、十四日、太守清水御光臨有、治薩隅之兩國、施慈愛ヲ群類、令蒙仁恩万民、如此日州大半者雖服御幡下、爰伊東義祐領山東、構日向之守、剩於嶋津豊後守在城飢肥院、着陣

2581

『箕輪伊賀覺書』

事既及六七ヶ所、去間、太守者乍坐隅州清水、爲伊集院大和守武將、令發向飢肥院、師之勝負者不可寄勢多少、士卒之志同不同アリトテ、宗徒之勇士勝テ三百餘人ヲ被相向、「以下末ニノス」

一三月十一日、刑部丞殿姫木ノ城ヲ取構へ、上井ニ與シテ清水ニ向、始テ軍ノ手形ヲ出シケリ、紀伊守親廣ハ聞之、同十三日、卒國中ノ勢寄來ル、姫木ヲ對清水、誠ニ九牛ノ一毛ナレトモ如何シケン、紀伊守打負テ引退ク、偏ニ蒙天罰、其家可傾廢不遠坎、竊ニ慮之、此紀伊守ハ、去ル大永七年丁亥、背先君之命、清水ニ楯籠リ御敵トナリ、于時八幡宮衆徒諸司神官等、各御寶殿ヲ左右ニ構へ是ヲ憑ミ、郡中人民同ク籠居ス、本田新納近江守ヲ相語ヒ、其勢ヲ引卒シテ寄來ルコト及度々、佛在靈山ノ時、六天ノ魔王ガ霧羅利成佛敵、至和光垂跡、今更又如此坎、或時小家ニ放火ヲ放チ、魔風忽ニ吹掩ヒ、神社一時ニ灰燼ト成リ、多クノ人ヲ滅シケル、其後本田大隅之郡ヲ一分ニ領シ、徒ニ人民ヲ疲勞シ、己カ私宅ヲ造作スル而已、八幡宮曾テ不厲興立、

誠ニ似嘉祐之破寺、タマ／＼有モ一字覺落テ霧燒不斷之香、扉破月挑常住之燈、當太守 貴久朝臣聞之玉ヒ、命勸進沙門、被修補神前之四足ノ堂、其後 入道日新造二十五ノ菩薩ノ面貌、美麗之莊嚴而、令致如在之礼奠、如此敬神慮玉フニヤ、於何方モ名利ヲ不得玉ト云コトナシ、然ニ彼大隅ノ地ハ八方ニ連城墪、東ト北ハ野山高ク、南ハ海、其内ニ數千丁ノ有田島、殊ニ清水岩石數千丈聳ヘ、輒ク可攻様ナシ、又一族姫木ヨリ起乱トハ思ヘサリキ、然處ニ山北・眞幸之主北原伊勢守軍兵ヲ差遣シ、日當山ノ柁ヲ攻落シ、澁谷黨ノ者共小濱ノ城ニ寄來ル、廻・敷根・上井等モ連々中惡ケレハ、人衆ヲ出シ、小村・濱ノ市其外浦々放火シテ、一度ニ燒立レハ、如何國中モ可成ヤト、地下ノ者トモ肝ヲ消シ驚也、於爰紀伊守長濱ヲ 太守ヘ奉テ御加勢ヲ頼奉ルノ由申サル、連々疎意ノ人ナリトテハガ／＼シク加勢ナシ玉ハス、是ヲ恨ミニヤ思ヒケン、又北原ニ和談調法シテ中直ナトシテ、鹿兒島ヘ御敵ト成ラレケル、然ルニ八幡大菩薩ハ就中當家尊崇ノ御神也、 太守稽首シ玉フコト年久シ、忽チ冥感應護シ玉フニヤ、社衆ノ長留守・桑波田道賀沙門ヲ以テ、御人數ヲ宮内ニ被籠ヘ

キ由申サレケル、於此諸卒ノ云ク、大隅ハ隔海路、其外澁谷・蒲生・加治木カ所存モ如何有ヘシト猶豫スル處ニ、大和守忠朗兵法武略ノ達者ニシテ、忠ヲ重シ身ヲ輕スルノ士也、於其儀不可移時日トテ、數十艘ノ兵船ヲ相調ヘ、同三月四日ニ出船シ、其翌日宮内ニ馳集リ、咲隈ノ城ヲ受取、其夜ヨリ何ツモノ當家嘉運ノ靈火見ルコト幾ニシテ山野ヲ不照ト云所ナシ、諸人目出度トソ歡申ケル、然處ニ、本田紀伊守親廣ハ、小濱ノ城ヲ澁谷ニ去渡ストモ、欲企謀叛彼<sup>又ハ</sup>他カ、地ヘ去ル、天文十一年ニ安藝守範久爲避乱、以謀計先本田ヘ去渡ス、親廣得之雖存君恩、無程欲覆國家、積惡ノ至豈不亡其身乎、彼禪山安藝守・伊集院大和守ヲ爲武將、共ニ大隅ヘ發シ、抛一命被盡軍勞ノ故、已ニ本田ヲ被退治、即廻・敷根・上井モ御慈ニ各參リケル、同清水・姫城有一和之調法、是以欲助紀伊守也、然ニ運命之所盡、曾テ不承引、剩ヘ肝付ヲカラクリ、牛根ニ與シテ、已ニ欲奉傾太守、仍テ五月廿二日、大和守忠朗案内者ヲ取テ清水ノ新城ヲ忍落ス、親廣祁答院・北原ニ相與テ欲防戰、忠朗廻謀於帷幄之中、同八月晦日ノ夜、日當山ノ柁ヲ忍取、眞幸ノ番兵平良尾張守・白坂助左衛

門ヲ武將トシテ、其勢百余人防キ戰ト云ヘトモ、遂ニ  
 攻破レテ、或ハ討死シ、或ハ落失ケル、爰ニ薩摩ノ手  
 ニ田尻荒兵衛尉ト云者アリ、強兵忍手ノ人數ニ先立テ、  
 數ノ敵ヲ打取ル、其外長井軍助・松下雅樂助・上井甚  
 左衛門・梶原藤七兵衛ナト高名セリ、又同九月五日、  
 姫木ノ主本田刑部丞薩州ノ兵ヲ引入、眞幸ノ番兵ヲ打  
 ントテ、互ニ爲決勝負、葛原合戦ニ田尻荒兵衛・伊集  
 院弥六・肥後掃部左衛門・宅間与八郎・木脇大炊助・  
 奈良原源八郎抛一命防戰フ、是皆嘉名ヲ得タリ、敵一  
 所ニ集リ雖防戰、番兵力盡キ落ヌトスルニ落ラレス、  
 可漏様ナケレハ、江魚ノ如望網外、日新入道彼等ヲ  
 殺シ、罪作リ何ノ益カ有シヤトテ、加警固躍ノ堺迄送  
 玉フ、其翌日清水ニ發向ス、然間、薩隅ノ軍兵互ニ靡  
 旌旗攻戰フ、竊ニ惟ニ、此本田者、不啻背府君命、神  
 社ヲ燒亡シ、佛天ヲ不敬、人ハ依神德添運ト云、豈可  
 長久耶、日新入道御旗ヲ揚ラル、俊鷹轟天、鈍鳥潛  
 跡ト云カ如シ、同十一日、紀伊守捨清水、莊内へ落去  
 ル、其外ノ一族郎等星ノ分散スル如シ、所謂不義ニシ  
 テ富且貴ハ於我如浮雲、此故ニ五十年ノ榮花ハ邯鄲ノ  
 枕上ニ覺メ、南柯ガ夢ニ相同シ、同十四日、太守 貴

2583

「豊州家忠親譜中」

天文十七年戊申七月七日、伊東氏犯既肥本城、攻入城麓、

2582

『在加世田淨福寺』

一戰亡位牌 貳本

天文十七年戊申七月七日日本堂江御安置、今以七月七

日施餓鬼有之、

久朝臣大隅ニ御入部在テ治隅國、慈愛ヲ郡民ニ施シ、  
 蒙仁恩者合掌シテ手ヲ首ニ不舉ト云者ナシ、然ニ彼本  
 田ハ當家代々ノ隨身也、親廣不義ノ者ナレハトテ、其  
 家ヲ非可断ト宣ヒテ、日新入道殿北郷讚岐守ニ相談  
 シテ、紀伊守カ嫡子左京大夫ヲ被召出、普代ノ臣ノ古  
 キ忠ヲハ不弃玉、大將ノ御心摸、臣トシテハ有カタク  
 コソ思ケル、三州大凡雖服御旗下、爰伊東修理大夫義  
 祐領山東「弥著陣丁」此四字不分明、疑ク  
 所、太守 貴久聞玉ヒ、然ハ可加勢、大和守忠朗卒人  
 數、既肥ニ可發向之由被仰、忠朗師ノ勝負ハ勢ノ多少  
 ニ不依、廻武略、士卒ノ志ヲ同スルニアリトテ、宗徒  
 ノ勇士ヲ勝テ三百余人相向ハル、

對于八幡馬場防禦不緩、以敵軍退去矣、丁此之時、北郷圖書頭忠茂已下士卒數十人遂戰死者也、

2584 「北郷時久譜中」

天文十七年戊申七月七日、伊東氏率兵襲餓肥本城、攻入八幡馬場、時北郷圖書頭忠茂爲合力於忠親、在彼地而防戰、忠茂並竹下某以下士卒數十人鬪死、討敵外山某、遂伊東軍敗而退、

2585 『庄内平治記』

一天文十七年正月廿四日、豊後國大友家の使僧眞光寺當國に來り、豊州と伊東と和融の謀介をなして曰、餓肥の鬪諍事已に難儀ニして、兩家の困勞此事ニ在ぬべし、然るニ三俣の高城ハ、先年伊東の領地なれハ、彼地を餓肥の代として、伊東氏に付屬して、兩家の鬪諍を止られん事最可然と云ミ、去とも高城ハ當時忠相の住城なれハ、是をは敢て去かたし、寄ル處の地六七百町は、城付眞光寺に去渡すへしと也、故ニ眞光寺山東へ打越、さま／＼ニ取まかないて、和与の計策を運らざれしか共、義祐曾て承引せず、空くそ歸られる、其時忠廣

大友へ秘藏の孔雀を贈り遣し、彼勲功を謝せられける、同七月七日、伊東が大軍又本城ニ襲來り、八幡馬場ニ賣入、北郷圖書介忠茂ハ忠親か加勢のため、其ころ餓肥に有けれハ、彼猛卒ニ突て入、防戦して打死す、敵

ニは外山の某を打取、遂ニ寄手を追退け、本城を全せり、同八月八日、伊東又新山の井手の平ニ陣をとり、餓肥の勢と相戦ふ、此時北郷家の臣ニハ、來住源兵衛尉秀貞等打死す、

2586 『庄内平治記』

一董親心を澁谷・北原通して、境の内を騒動し亂逆を企しかハ、相模守忠良公宮内ニ發向し玉ふ、然に本田ハ故舊の臣也、是を滅し盡されんハ忠良主の素意にあらす、然といへとも止事かたく、已ニ清水の城を攻らるへきよし聞得けれハ、董親曾於郡の城を以て北郷忠相に付与して、頻ニ打るといへ共、内々董親心を澁谷に通する故ニ、太守公も御許容なし、去共忠相調略して、董親父子を招出して、兎角相調へけれハ、上和キ下睦ふして未幾くならざるに、果して心を祢答院・北原ニ相通して、共ニ又禍亂を起す、ときニ伊集院大和守忠



明計を帷幄の内ニ運し、天文十七年八月晦日、日當山を襲取、北原か宗徒の臣百余人命を捨て防ぎけれども、やわか面を向ふへき、此壘忽ち落去せり、然るニ本田刑部少輔ハ姫木の城主也、本より彼董親とハ胡越を隔るゝのなれハ、「本マ、」同九月五日、太守公の御勢を城中ニ招入て、北原か衛を碎て、敵軍競て防くといへ共、争か以て對すへき、たちまちニ攻破らる、同六日、味方の兵清水ニ發向するに、防ぎ戦ふも勢もなし、同八日、忠良主旗を進て向せ玉ふニ、本田争てか對すへき、同九日、董親父子清水ノ城を捨、庄内ニ向て遁れ出、北郷忠相を頼て僅の命を継ニけり、不義の富貴ハ浮雲の如しと、君子宣言明か也、慎すんハ有へからず、同十四日、貴久主清水ニいたらせ給ひ、隅州の逆徒を平治まし、民を安んし玉ひけり、

『樺山玄佐日記』

一本田領内之者共、紀州江恨事共出來し、誠之皆切く、ミダリガハシク宮内社家留主・桑幡、守護江直御奉公大望之由、連續安藝守内談なれば、宮内より三角道家とて有しを鹿兒島江被進、此刻御人衆を可給御奉公と也、依大隅乱、

日新様・貴久様其外無殘人鹿兒嶋へ馳續、早々渡海之由なれ共、海路之事なれば無進人、道家徒に歸らんとする時、安藝守遲參仕けるか彼舟本ニ而行合、鱸綱を引へ相留め、すくに日新様御宿へ參、貴久様・右馬頭殿此事御談合最中なれば、急ぎ安藝守召出、大隅衆承候かと被仰、安藝守すゝミかほならずおもふ内ニあれはにや、御三人御前ニ而申様、社衆之使僧出船与被申つる、如何是正宮御神慮なるへく、渡海候へ、可爲存分、御油断にやと申時、日新様御領掌、道家とむへきと被仰出、誰人かと「本マ、」まし、今路中ニ而出船相待候へと申つると申、さては不移時出張之由被仰出、早晚武方に進人躰ニ而、伊集院和州本田合力として出船す、生別府へハ加治木・祇答院衆指寄下袴狄こし、廻・數根・上井皆本田の敵たり、濱之市迄燒立、鹿兒嶋船其「本文」十七年三月廿五日、「威ハ十五日トモ」三月廿六日ケベシ「夜ハ向之嶋にやすらひ、次朝至宮内、和州被打入生別府へも、番衆被籠、其日貴久様右馬頭殿を御使ニ而、安藝守入部可爲、今度先本田を引立かほに而、用捨專一之由承候而、此等之由日新様へ申上候處、此外之憶意覺よと計被仰、御酒御盃頂戴して、其儘弥生之事なれば、栴さくらの花の錦やと、千里を心の衆の彼之腹

へ巻込し、年來の内之者共百餘人召列、凌波路輿之洲

へ着岸、其邊敵雜兵走めくれとも押通、宮内へ夕方二三月廿六日

着、和州於桑幡社家衆へ參會也、時節なれハ各不案内伊集院忠勝

にて、弓箭之儀無覺、安藝守差寄社家衆へ、今夜早

限之城へ和州可被差籠、城之地頭財部淡路守を呼下、

此分可被仰、本田合力之渡海也と云舎、和州鹿兒嶋衆

少く城へ被上、安藝守ハ麓正壽庵と云寺へ押入、社家

衆可爲一味、此度栂山入部たらは、大隅中之社家領、

別而小濱・堅利ハ御神領、過半は皆可致返進之由を云

調之處、姫木ハ本田又五郎伯父式部太輔北原衆を乞本マ、

日當山ハ北原仕取、本田ハ敵ハ多勢味方ハ少、和州も廿五日也

其外の人衆も難成勘忍、鹿兒嶋へ被乞迎船、安藝守思

様、歸帆難叶、舟本ニ而眞幸・祢答院・加治木、又者

宮内以下之者も、此人衆を於船本可討殺、從鹿兒嶋も

安藝守口故なれハ左右難延、身上一方に思切、留主殿

・桑幡殿是も迎舟之事を被聞、思案最中之處に、行道

に池之渡と云所有、鹿兒嶋衆瀧聞九郎右衛門尉に行合、

彼人も扱一大事与云に、安藝守留守・桑幡に行用段者、

鹿兒嶋を打立時、今度彼是を引まじやと定、正八幡四

足を可預腹を可切、是於無領掌、則可捨一命、此由を

喜入攝州江可傳、貴方ハ多年知音なれば頼入之由を云

捨行に、此事を彼兩人能と被聞、我々も守護御人衆を

申受、今更せんかたなく、栂山其定ならば同前に可極

生涯、今二人以神名云合、扱はと隈之城へ上、明日迎

舟雖來、樺山ハ不可歸と伊集院治部少輔殿云置し、源

正庵へ歸、次之早朝、和州其外各々正壽庵へ被下、夜

前治部少輔殿へ御物語之旨、御底雖然、於無御歸帆ハ尤イ

我々も如何となり、安藝守社家衆之内談をも語に、岩

永方同心と云、次に敵島方栂山一味と云、和州御頼敷

御儀定共なり、大和守始中終御同心と被仰、其日大風

ニ而不參迎舟、從其社家衆江も和州入魂之由ニ而、隈

之城取誘之處、姫木・日當山其外北原・加治木・蒲生

四ヶ所所限之城江指寄、岸半分ニ攻昇りけれとも扞還フセキ

す、四月四日に石鉢子細有を不知敵こそあわれなれ、天文十七年

去程に世間無定、從宮内清水へ出手形、麓仕拂板城戸廿一日

迄仕入、其後新城を忍取、栂山新城へ番仕、彼方ハ生堀人城ノコト也十七年五月廿四日

別府へ入部す、其後日當山を切取らる、和州兵法之計、十七年八月晦日

更無疑、姫木は本田又五郎依若輩、式部太輔・嶋田民

部少輔と云者、以談合雖御奉公、北原衆指籠之間不輒、

然共所々に以夜忍、從内心を合けれ共、彼番衆指合相

戰、一番衆を切退、其比從生別府安藝守足輕少ゝ召列

續合、北原衆一城へ引籠、難遁思切氣色なれハ、無寄

付人を安藝守自身昔之「指寄」一味なとを云とけて、卅人餘北

原狩野介を初堅固ニ送遣、「九月五日カ」其後日新様宮内へ被成御發

足、正八幡宮へ御參詣、本田左京太夫被召出、清水七

十五町ニ而可致御奉公御懇意之處に、紀州又々起逆乱

北原・祢答院・加治木へ云合、終不叶清水没落ス、「十七年九月九日」扱

清水へ日新様被成御座、伊集院和州地頭ニ而姫木を賜、

又五郎ハ谷山之山田を給、其折栴山へ奥之洲大野原、

奥之洲西郷之中道を堺に給る、小濱・堅利之社家領如

御約束之祈進す、四足所望之折、若腹を切延ニ者、以

上洛御神跡可令成就、立願せしハさすか命も惜かりけ

るか、今そおもひしらる、社家領如前々、在々所々

被成御返進、今度之爲忠節、廻方へ田中半板、敷根方

持、今之上井方、「井之」下村方名被下、日新様生別府へ御光

儀有之、改生別府之名を長濱と被仰下、

一世上雖如何様轉變候、無相違隱密可申合之事、

一對肝付、隔心御同前可申之事、

一和讒凶害之時者、互ニ可申開之事、

右此條々偽申候者、

起請文

「牛王」奉始上者梵天帝尺四大天王、下者堅牢地神、惣而日本國

中小小神祇、殊者開門正一位、金峯山藏王權現、大隅之

鎮守霧嶋六所權現、正八幡三所大菩薩、戸神大明神、別

而諸軍神等之可蒙神爵冥爵者也、仍起請文如件、

天文十七年六月十一日 貴久(花押)

北郷讚岐守殿

「北郷忠相譜中ニ在リ」

「日新公御譜中」

「田布施之内岩屋觀音甲之板ニ有之」

奉再興彩色同厨子一字、薩州田布施之村岩屋觀世音一鉢、

信心大檀主藤氏日新濟并大貳公女大施主運無二之懇志、

奉濃尊像令成現當二世之願望處也、是偏息災延命、武運

長久、御子孫繁多、國內人民長壽快樂、富貴自在故也、

天文十七年戊申林鐘廿八日

大願主敬白

繪師珍阿弥

2590 「右馬頭忠將譜中」

天文十七年戊申九月十一日、貴久主退治清水在隅州、城曾於郡、城代本田董親、忠將與樺山玄佐等爭先、陷清水城、因主以清水及曾小河、賜忠將、從此忠將在城于清水、而守邊境勵忠勤、

佛頂山楞嚴寺在于清水、天真自性和尚開基之地、本田氏世世崇敬焉、忠將亦歸依渴仰、寺門繁榮倍舊日、

2591 「北郷忠相譜中」

隅州曾於郡者、大永六年以後忠相領之、使北郷次郎右衛門尉久利守之、享祿三年、祁答院・本田合力攻之、城中力盡終下城、而雖復本田領、天文十七年、本田紀伊守董親背、太守貴久公之命、被攻住城清水之刻、以曾於郡附屬于忠相、雖被憑之、然董親内心依通澁谷、終不蒙御免、同年九月九日、降清水城來莊内、住忠相之領内、

2592 今度山東越山之事、尤辛身之至候、殊卒尔之子細候之處、無吳儀候、怡悅候、委細定而老者申候歎、恐々謹言、

七月十五日 勝久  
北郷小次郎殿

2593 「國分宮内澤氏藏」

- 正宮 トノイ 宿直之御人數之事
- 一番 留守 儀景 さきた 朝延
- 二番 最勝寺 永延 桑幡 道綱
- 三番 大津 香与 最勝寺 俊延
- 四番 桑幡 道延 田口 朝賢
- 五番 同刑部 道門 執行大夫 助延
- 六番 田口 朝順 寺主坊 宗榮
- 七番 大津 專与 岩下坊 祐源
- 八番 かはたはし 道助 宗代坊 永範
- 九番 さハ 永堅 少輔坊 秀範
- 十番 木下 景素 さいしやうし 朝榮
- 十一番 幡所 講節坊 幸朝

天文十七年十二月廿日 澤永堅(花押)

2594 「調所氏兵部恒房傳」

天文十七年戊申九月、本田董親以清水叛、大中公帥兵(帥之)攻之、九日、董親委城遂奔莊内、十月、封公弟忠將君島津右馬頭、法名大安云、於清水城、諸神官等安堵舊宅、恒房亦還舊衙、領祀守公神等事頗如舊式、

2595

『公文書』

御札之旨委細令披見候、仍國衙之就神役候て承候分得其  
心候、北郷殿代何事も相違有間敷候、早々治候へと百姓  
可申付候、神事如此間、可召成事可然存候、慶事、恐々  
謹言、

十二月廿四日

盛春(花押)

調所兵部少輔殿

御返報

2596

『調所兵部少輔傳』

天文十七年戊申、先是本田董親侵掠宮内、諸神官等多出  
奔者、如神職亦使族人領之、故留守若狹守及桑幡某等、  
使三角道賀來乞援於 大中公、 公乃使弟忠將君命樺山  
安藝守善久・伊集院大和守忠朗等、俱師水兵往救之、忠  
朗等與社衆盟、拔新城・咲隈・姬木等諸城、九月、進攻  
清水城、董親困疲、九日、遂委城出奔莊内、十四日、公  
入清水城、宮内神官皆得安堵、而兵部等亦鬪族還居國衙  
如祖先時、 公乃封忠將君於清水等、兵部等宅亦係其邑、  
於是舉族皆事忠將君、既而兵部以其嫡女嫁君、家老伊集  
院伊賀守久實、招之於宅爲贅婿、而授久實所世掌神職及

自昔寶傳調所氏系圖<sup>二</sup>、諸古文書等、以故久實居于國衙、

領祀守公神事等如先例云、

2597

「北郷時久譜中」

天文十七年十一月五日夜、及深更、敵忍寄飢肥新山城、  
射火箭燒内城、時北郷家臣入水刑部少輔・來住參河爲加  
勢在城内、與豊州家臣平田出羽守共、抛一命防戰、敵雖  
支本城與新山之通路、少焉退去、本城兵來加全城畢、

2598

『庄内平治記』

一山西はかくのことし、山東へ伊東・豊州千戈を収ル隙  
もなし、同十一月五日の夜も深更ニ及て、伊東か勢と  
密ニ飢肥新山の城ニ忍寄、火箭を放て城を焼打にし、  
北郷家の臣入水刑部少輔・來住三河加勢のため成<sup>(成力)</sup>ニあ  
り、豊州之家臣平田出羽守と諸共ニ、三命を投防戦ひ、  
劍戟ニ觸て戦死す、敵ハ本城との新城との通路を支て  
戦けれ共、已にして曳退かるか故ニ、本城の兵續來て  
新城を全ふせり、

2599

『公記』

一同十二月四日の夜、又新山ニ寄來て火矢を射る事夥し、

敵ハこの費ニ乘、城中ニ攻入時、村田八郎經廉防戦して打死ス、同七日、味方の兵伊手の平の陳を攻て、合戦時を移すといへとも、兩陳替る方便もなく、軍兵五ニ引退く、此井手の平の陳と云へ、去八月八日より伊東か勢の取構て楯籠る處也、

2600 「貴久公御譜中」

「正文在曾於郡衆川畑長右衛門篤次」

大隅國於隈城、御忠節之迂于今無忘却候、爲其證據之、知能權現領七段准置、重而明合之時者可致分別候、恐々謹言、

「天文十七年」  
十二月吉日

伊集院大和守  
忠朗(花押)

覺圓坊

まいる

2601 『正文在宮内社司澤氏』

此度飢肥就弓箭、爲御立願成就寄進申候田數之坪付、每  
年四月二日之爲御慶新、

六反 世戸口名  
竹の下

一反 持松名  
前田

二反 上西郷名  
長田

一反 同名  
あしはら

已上一町

天文十八年己酉五月一日

北郷讚岐守  
(忠想)

澤殿

2602 伊東衆多勢越山之由、自財部注進無心元被□候、於一定

ハ其方人衆財部御合力被頼存候、此方御暇被申候へ共、未御返事出候、迷惑千万候、三拾人可用状候へく候、時々取乱候間、無其儀候、刑部殿、恐々謹言、

「天文十七八年比」  
八月十日

「隈江」  
匡久(花押)

「アテ無之」

2603 送給候、珍物候、祝着申候、

因州長々滞留之處、無沙汰ニ罷過候、口惜候、將又貴所  
様就御身上被申承候、巨細之旨野口方被存候、因州之事  
ハ不及申候、恐々謹言、

九月七日 「隈江」  
匡久(花押)

「親如」  
本田刑部少輔殿

2604 「北郷忠相日記 自天文十一年  
至十九年」

天文十一年<sup>壬寅</sup>、正月廿二日<sup>癸卯</sup>、野々三谷江相動、麥作削

せ、末吉・梅北、

同二月十二日<sup>癸亥</sup>、志和池・つる繩瀬麥作削、志和池・ウ

ソ越マテ差懸、矢軍懸候、

同閏三月三日<sup>癸丑</sup>、上森田麥作敷、兒玉口指寄、野頸西袴

町麥作、黒敷引退候處、志和池衆・内計衆馳續、黒西袴

原出合、足輕衆付候間追籠、已雖及合戰候、敵如城内引

入候条、無差事開候、

同廿三日<sup>癸酉</sup>、山田・木野・牛谷麥作、黒敷之内計足輕馳

續、三百計矢射懸候處、霧嶋迄追籠候、無何事候、

同廿八日、貴久北原方以相談、加治木於麓參會候而、鹿

兒嶋衆大井・別符之様被纒退候、北原殿たつもし之坂被

退候處、帖佐・蒲生衆切付合戰候而、北原防州・同又六

郎・澁谷兵庫其外究竟之者六十三人被射取候、

同卅日、從豊州蓬原就御動、此方人衆御合力之由承候間、

左馬助爲大將軍衆馳走申、城矢射籠、無何事被退候、此

方衆祢寢方從豊州御頼之由、依被仰候、肝付現形、同卅

日、蓬原の搦手鹿野屋ニ被相動候處、合戰候而、祢寢衆  
敗軍成、藪田將監・祢寢八郎左衛門・同長門其外五十七  
計打死候、

北原殿打負候而、大隅動不成事ニ而、貴久軍衆悉歸陣候、

同五月六日<sup>卯乙</sup>、北原志和池之内鳥越ト云在所、用害可取

構由、聞得之際、從高城被破捨候、同廿九日<sup>寅戊</sup>、從志和

池人衆少々打出、鳥越取始候、其日土用入、

同六月十八日<sup>丁酉</sup>、勝岡・梶山衆、志和池野伏出し、從志

和池又勝岡江野伏出退候處、於平江ニ梶山・勝岡衆寄合、

敵十七仁射取、洪水ニテ候河ニ追入、流候者不知數候、

同十八日、豊州平坊江就御動、人衆合力之由承候間、北

郷・信州二百程相列立申候、

同七月四日<sup>壬子</sup>、志和池江相動候、於三口合戰、敵多射取

候、從豊州モ武藏守殿・日置四郎左衛門殿合力候、合戰

已後被馳續候、中間岩本新兵衛分捕候、

同廿四日、大友殿御使僧此方可被越由候處、飢肥被相留、

大友殿老中書狀持せ預候、返書持せ申、正壽寺越申候、

同八月二日<sup>庚辰</sup>、木野・牛谷・楠牟礼作敷退候處、眞幸内

計之衆馳續、志和池衆取合、薄たん之上マテ付送候間、

返答丸谷河鱸迄追攻、敵六人打取候、敵ノ名字四位助七、

内之者田之上治部・しひ田孫七郎・古河出家一乘坊、此方分捕衆、山内勘解由・栗燒与一左衛門・加藤勘解由花英、

山内助四郎・葛城志摩丞、參河一騎懸付、敵但分捕候、名譽高名究候、

同十一日<sup>己</sup>、千部經於二嚴寺讀初候、經衆當所四十人、

高城於内城四十人、安永於寶藏寺三十人、

同十九日<sup>酉</sup>、伊東・北原殿、大野田天降作未明、驍而引退候、

天文十二年<sup>卯</sup>、正月十八日<sup>亥</sup>、志和池・山田江手形出入、

其故者、兩所北原格護候者、行末庄内可爲、以比次可退治、以談合重而現形候、

同廿二日<sup>丁</sup>、山田相動候、從方々火矢射楯攻入板城戸二重、新城取構居候人<sup>躰</sup>江、以文計策申候、

同五月九日<sup>丑</sup>、志和池相動候、柳川原口都城・野々三谷衆、幸祥寺口安永・山田・財部衆、大根田口高城・山口衆、今楯梶山・勝岡衆、方々以手分火矢籠矢城攻候間、

一番讚州爲大將、新城切乘候間、其左右聞候へ者、都城衆西楯岸付橋懸攻候間、其儘西楯取構居候、西楯切乘候

刻、財部衆はず池を渡、西楯ヨリ本城籠候者一人射取候、同十日<sup>寅</sup>、從方々火矢射させ、城可攻覺悟之處、城衆降參之由候而、乙盛名字之者、ゆの木名字之者陳へ爲證據

被遣候間、從此方者伊黒丹後・有田加賀城江遣候、

同十一日<sup>卯</sup>、未刻、城被渡候、關領小杉右近請取候、蒲生式部少輔<sup>本</sup>相候城衆堅固送候、伊東番衆同送候、城祝

如恒例、初獻酌小杉右近、二獻土持民部少輔、三獻和田宮内少輔、

四月十七日、豊州梅北御越候、大隅衆各打越、十八日、未吉動候、同廿一日、松山動、

七月廿七日、志布志被去渡、新納殿身上豊州頼被申候間、以領掌櫛間、如市來新納殿被越候、百町被承候、

八月五日、志布志格護の禮、忠相志布志御越候、同六日、所領 談合候、從豊州承候、高城百八十町、相州梅北

可被替之由、大概相定候、豊州ヨリ使羽嶋・日置刑部丞、此方使北郷次郎右衛門・財部筑前、新納殿就退治城、所

領格護之分、未吉・松山・梅北ナリ、安樂此六ヶ所豊州知行、高城・山之口北郷讚岐守忠相知行、是ハ新納殿所

領寄替、高隈祢寢方知行、大崎・蓬原・平坊肝付方知行、恒吉之事本田 番衆被籠置、城衆又思案相替、肝付江



心寄候間、人衆指向、本田番衆追拂格護候、方中城(ウチ)黃領之儀、右名字知候者書付置候、其餘ハ委難驗候、山東衆討取候分、山之城四郎左衛門・肥田木次郎右衛門・野村讚岐・落合又十郎・同弥次郎・長峯甲斐・原田志摩・河崎兵庫・肥田木河内・重長志摩・岩田弥七左衛門・淺野、已上伊東衆六十余人、於合戰場、此方討死衆、都城木丹波、財部衆長友兵庫、同十四年正月廿一日、飢肥一大事極候由聞得候間、豐州代々御知音之辻候間、爲御番北郷左衛門尉酒谷ハ相籠候、然處依御急病、二郎三郎殿遠行候、洞中迷惑無是非候、左候處、從忠廣様猶子之可有御契約之由、頻ニ承候、堅斟酌雖申候、抑而被成祝、其儘當城御番申候、同二月十八日、於松尾猶子之爲礼、一家老中各太刀共得申候、同六月七日、高障子ニ陳取候、同十五年正月十九日壬、莊内・志布志・櫛間・末吉・梅北人衆催江之原相動候、柁悉仕拂、五十余人討取候、男女牛馬不知數取候、同閏七月晦日、護擁舞之辻陳取候、同十六年四月十五日、南郷新城取構候、爲人躰北郷將監移申候、

同六月廿三日、八幡開御寶殿奉遷神躰假殿、同廿五日、柱立候、至初冬修造事終、十月廿三日、納棟木、丑刻御遷宮候、作事本形庄内安永之住侶寶藏坊積芳劫成就候、同九月九辰之日、新山城取始候、平田出羽守人躰候、其時分日高源右衛門二心之風聞候間、從目井本城江召寄、然与召籠候之處ニ、彼親類宗善其外之者共、謀逆之所存差顯、俄源右衛門纒取、目井城ニ霜月十八日夜敵引合間、新城以外之足浮候、雖然踏鎮番候處、霜月廿三日、伊東衆多勢打越、從野頭火矢付、即時攻落候間、北郷將監・同源七・大村美野守父子鎮、阿多若狹守父子其外城衆已下之物多討死候、同十七年之正月廿四日、大友殿御使僧眞光寺當所下着候、御意趣者、飢肥之事既ニ及難義候、於爰者三侯・高城先年伊東格護之次候間、爲飢肥之代、是非可被去渡之段頻ニ御異見ニ、當時讚州様御住城与申、更以難成申候處、寄々所領六七百町城ニ相付、御使僧ハ可被去進候由御領掌候間、眞光寺山東江被越、種々調法之、義祐依難澁、不事成被歸候、其比忠廣御秘藏候孔雀大友殿江被進候、同七月七日、敵新山差寄相動、其人衆八幡馬場迄攻入合戰候而、表影小路ニ而北郷圖書方竹下打死候、敵外山名

字之者射取候、

同八月六日、井手平陳取候、

本田紀州洞慮外之逆亂出來候間、被官衆多退出候間、諸外城格護難成候而、先牛根城肝付被去渡候、貴久様此遺恨太以深重候間、則清水被召懸候間、日當山者北原方請取、多勢被差籠候刻、伊集院和州以計義忍落、城内之衆悉滅却之条、其夜被入手裏候、曾於郡者北郷讚州様被成身上義雖被頼存候、内心亦澁谷方ニ相返候哉、時宜區々候間、從鹿兒嶋御競望依緊、本田方庄内江漸被取退候、同霜月五日之夜及深更、新山忍寄火矢射付、内城燒候、其紛ニ切上候處、平田出羽守庄内番衆入水刑部少輔・來任參河抛一命相動防返候、本城新山通路敵持切、然与雖居候、纏而引退候間、本城衆馳籠、城堅固ニ格護候、同十八年二月廿日、井手ノ平・護擁舞兩陳之間ニ、出野伏候之處、井手之平衆庭木田之下迄追攻候間、返合々戰候而、落合新左衛門・稻津弥四郎其外中間一兩人射取候、金吾同朋善阿、伊東右馬頭渡合、無比類矢之射、顯名譽候、此方人衆前田九郎次郎打死候、

同三月十二日、守護御老中伊集院大和守殿被越候、纏而讚州様も御越山候而、日夜以相談、豊州・北郷兩家之催

諸勢、卯月二日寅寅剋、護擁舞之辻ニ押寄城攻候、野

頸者志布志・櫛間・末吉衆、大手者鉄肥衆・庄内衆手を

碎攻候、城衆も堅雖防候、巳剋程責落候、伊東治部少輔

・稻津四郎左衛門其外究竟之衆數十人、已上頸數二百三

十六、生捕多、平田出羽守勝吐氣被上候、其儘到高障子

陳江軍衆差向候へ共、無何事候、

同三日、郷之原勢遣候而麥作散候、井手平其夜半計火を

懸引退候、高障子・郷之原同前夜中ニ込却候、高佐者四

日早朝ニ捨候而退候、其同日ニ鶴戸・宮浦及打捨候、目

井城五日之早朝落去候、日高一類財物捨、漸舟にて退候、

諸陳悉退散、萬民喜悅不及申、然者從忠廣様家督之義度

々承候、我等申分者、鉄肥御弓箭罩一大事之由承候間、

爲御与力御番に罷越候處、類ニ被召留、至今致逗留、不

慮ニ被開御運候、拙子大慶此上有間數候、然に御家景中

見振可申事、曾而以難成之由、再三雖辭退申候、卯月十

六日亥剋程ニ、忠廣様与風被懸御意、家督之義御頼之由、

堅被仰、御文書・重代之御長刀日置伊勢守へ被持せ、抑

而渡次候、御文書平山越後守被請取候、其儘不及力、然

与當城罷居候、

同六月十八日、忠廣様櫛間江御移候、

天文十九年五月廿日、忠廣様御遠行候、

忠良公	自天文十八年
貴久公	至同廿三年
義久公	
義弘公	

前記 舊記 雜錄 卷四十八

2605  
〔國史 卷十 大中公 梅岳君〕

十八年己酉春、公遣伊集院忠朗助島津忠親伐伊東氏、夏四月三日、忠朗・忠親及北郷忠相等陷伊東氏業每辻營、斬敵三百餘級、井手平等數營望風而潰、十日、忠朗班軍、據大中公舊譜、島津支流系圖、島津內膳家譜、黃套軍記、梅岳君之克清水城也、隅州人相率歸順、獨加治木城主肝付兼演不降、而蒲生氏・澁谷氏爲之黨、五月二十九日、公遣伊集院忠朗攻加治木城、忠朗軍黒川崎、與肝付兼演・蒲生氏・澁谷氏、對壘合戰連日、據大中公舊譜、黃套軍記、肝付典膳系圖、樺山玄佐自記、黒川崎在加治木郷日木山村、先是菱刈氏・北原氏交惡、樺山幸久與伊集院掃部助忠倉共和解之、且

令歸順、至是菱刈氏・北原氏皆降、據島津支流系圖樺山氏譜、樺山玄佐自記、

文佐自記、此事無年月日、考上下文、在今年六月以後十一月、忠倉、以前、故置於此、原文云伊集院掃部助、今書其名、其說見下、忠倉、忠朗之子也、據島津支流系圖、原書大和守忠朗唯一男、曰大和守忠倉、而天文十九年八月十六日連名契狀云、伊集院大和守忠朗・伊集院掃部助忠倉、德渡大炊助冬十一月二十四日、伊集院忠倉發火箭射肝付營、會暴風起火焰迸散延燒橐柵、兼

演等錯愕失據不知所爲、乃因北郷忠相・菱刈某乞降許之、

據大中公舊譜、島津支流系圖北郷氏譜、黃套軍記、本朝軍器考、火箭之制不詳創於何代、其見於國史者、欽明天皇十五年、遣內臣等佐百濟伐新羅、時其紫物部莫奇委沙奇以火箭燒函山城是也、然其製則莫傳焉、其後歷年悠邈、至於後白河法皇之時、今并四郎兼平以火箭燒法住寺殿、蓋藏

火於鳴鑼者、未用火藥、當是異朝火柘榴箭之類、至於今日則用火藥、鐵砲也、異朝火器蓋多此類、軍器考又云、傳言、天孫始居此國時持八目鳴鑼、後成恩寺殿說云、八目者鑼有八竅、漢書所謂冒頓鳴鑼是也、但天神所持者稱八目鳴鑼、而鐵西八郎為朝鳴鑼有九竅、見保元物語、其餘古

鳴鑼藏於天王寺、法隆寺・東大寺等者、或六竅或七竅或八竅云、按藏火於鳴鑼者、善之於竅中也、十二月朔日、伊集院忠朗班軍、十一日、北郷忠相・菱刈某以肝付兼演・兼演子三郎五郎兼盛及蒲生氏、見於公、祁答院氏・入

來院氏・東郷氏亦遣使謝罪、公遣伊集院、據大中公舊譜、黃套軍記、肝付典膳系圖、肝付兼演既以加治木降、已而復求加治木及楠

原・中野・日木山等、補原・中野・日木山皆屬加治木、而係樺山幸久舊邑、故特求之、曰、自

今而後父子委身盡節翼戴公室、不敢復與山北四族及蒲生氏交通、公將與之、而補原・中野・日木山等係樺山幸

久舊邑、乃使伊集院忠倉・滿石清左衛門尉私詣幸久焉、曰、將奈之何、幸久曰、悉以與之、誠使肝付氏奉公無貳

「大友殿御返案文

孤舟」

臼杵殿

「イ天文十八年比」

「伊集院大和守入道」  
孤舟

與澁谷氏絶、則帖佐・平松・蒲生將失其援矣、帖佐・平松・蒲生失其援、則將折而入於公家矣、公從其言、但使幸久領小濱・堅利二十町地如故、據山山玄佐自記、山北四族謂東郷・那谷院・入来院・高城、皆澁谷族、是時帖佐・平松係澁谷氏邑、蒲生係蒲生氏邑、桶原・中野、在今加治木郷日本山村、大翁公賜禪山長久小濱・堅利、堅利或作賢尻、見第十五卷大永元年、而伊集院吉左衛門承圖文書云、小濱六町・賢尻五十五町、此云小濱・堅利二十町、據明年公書云小濱六町、則幸久所領堅利地蓋十四町云、長久・幸久之祖父、

誠依遠方、連々御無音背本意候之處、御使僧下着候、先々去年者腹巻一領被下候、請御貴國之嘉例、諸所得勝利候事、喜悅可有高察候、然者貴久次男越山之刻供仕、每事致辛勞之通、御意長入候、就中忠親連續被申入候御合力之事、可爲此節候、此砌思食立者可被任御案利候、殊貴久江御入魂御書音令專用存候、御相談之趣者、成大寺可有演說之条令省略候、

猶々雖輕薄之至候、見來候儘、疏黃卅斤貴所迄進入候、御用候へ、後便可致調儀候、

「天文十八年」  
御書之趣謹而令拜見候、并御太刀一腰・織物一折頂戴仕候、「島津豊後守」 既肥就防戰之儀、在城辛勞之通被仰下候、實以忝候、然者忠親連々被奉頼候御助力之事、可爲此節候、仍貴久忠親江可被致入魂之由、不及是非候、於弥々貴國當方徹底之御相談可爲競望限、巨細之段成大寺江申上候、以此旨宜預御披露候、恐惶、

天文十八年己酉

二月廿日、前田九郎次郎豊州家忠親の臣にて、伊東氏か陣する護擁舞か辻を伐て、敵落合新左衛門に接戦して死之、日向記ニ見ゆ

四月二日、小杉六郎三郎北郷忠相の内にて、伊東陣護擁舞、か辻を伐て戦死す、或小相に作る

伊地知左衛門尉亦同しく戦死、或、宮原太郎左衛門 業毎ヶ死とあり、同時ならん、埃考、

五日、平田十郎次郎純喜の嫡子にて、亦同しく業毎か辻にて戦死、

此年、日高又太郎法風加治木黒河崎の陣ニ戦死、月日なし、種子島氏臣也、

伊地知又八薩州吉田にて戦死とあり、月日關たり

天文十九年庚戌  
肝付兵庫介肝付兼盛弟なり、北郷忠相兵を起し、父兼、濱を加治木に伏時き、拒きて踊に戦ひ死之、

「左衛門督歳久譜中」

〔公〕

〔此  
也〕

馬場某亦奮戰、與忠元論功曰、我爲先鋒、明日敵報之  
曰、持大刀者實爲先鋒、由是知忠元爲先鋒云、  
俗所謂  
六年弓

一十八年己酉三月

〔忠元譜〕

おとりの就義預書狀候、禊着之至候、かの堺とよのへ候  
間、夜前ふと義久歸宅被成候、千秋万歳め出度候、其方  
之人衆もつき申候なる可然候、爰よりハ弓箭も可目出  
候、万吉、かしこ、

〔朱カキ〕  
〔天文十八年款〕二月六日

貴久(花押)

〔貴久公御譜中〕

貴久留滞清水之際、或有軍勞者昇賞、未有忠功者亦期後  
來、隨其分皆有贖焉、蓋有此風之合意乎否、日州亦半降

〔年代記〕

一己酉 天文十八年

三月十一日、伊集院大和守鉄肥へ打越、同卯月三日、  
ゴウマイガ辻ヲ切取、七ヶ所ノ陣敗北ス、同十日、大  
和守歸陣、五月十九日、自屋形方黒河崎へ着陣、六月  
朔日、敵方着向陣、同十一月廿四日、敵陣焼失、極月  
十一日、澁谷衆降參、和平解陣、

一六年弓箭と申へ、入來院殿・祇答院殿・東郷殿・蒲生  
殿・肝付殿・越前入道殿、加治木・溝邊を被持候時御  
敵被申、吉田難成候時分、三原遠江殿・山田藏人殿・  
宮原筑前殿・長野兵部殿・拙齋若輩之時、此五人被召  
移、數年辛勞被申候、其中ニ三月十七日、終日軍候つ  
れ共鎗ハ無之候、各手をくたかれ候、同四月八日、大  
合戦ニ而候、興慶寺之前脇ニて、馬場名字之人太刀始  
拙齋被爭候得共、

2615

〔案文在本田助之丞〕

(本文書ハ二六〇六号文書ト同文ニツキ省略ス)

2614

〔貴久公御譜中〕

〔案文在本田助之丞〕

(本文書ハ二六〇七号文書ト同文ニツキ省略ス)

旗下、唯伊東修理大夫義祐領知日州山東、而對乎島豐後守之居鉄肥城、結陣備柵、所以爲敵侮之者及乎五六個度矣、是故貴久在清水城、使伊集院大和守忠明領軍衆、越山川救鉄肥之弱、夫兵家勝敗不有勢之輕重、而有士卒之和不和耳、兵法曰、兵務精不務多、書云、紂有臣億萬、唯億萬心、周有臣三千、唯一心、以三千克億萬、豈有他哉、上下相和也、爲將者可不慮哉、是時天文十八年己酉三月十一日、率勇銳之士三百餘騎、發於清水向於鉄肥矣、既到其地、與豊後守之士卒俱議、而期四月三日、各進一陣得勝利、獲敵首者三百餘員、且陣亦忽陷矣、由是其餘六七之陳營懼猛威也、不爲一戰、翌夜委以退散、宛如破竹之逢刀刃、而諸節隨拆、忠明如素意遂軍功、同月十日、快心所以歸陣也、

2616

〔忠元勲功記〕

一天文十八四年、大中様清水江被成御座候時分、右之重朝并東郷領主東郷重治・帖佐領主祁答院良重・加治木領主肝付兼演・蒲生領主蒲生範清等謀叛ニ而、吉田城可襲取と相企候節、番手として忠元等被差遣、在番仕候内、度々合戰有之、就中於興慶寺前、大太刀ニ而先登仕候砌、馬場某と申者一番を争候得共、敵方より、一番者大太刀持ニ而候事相知レ、忠元ニ爲相究由、此外數年粉骨仕、是を其比六年弓箭と爲申由御座候、

2617

〔北郷忠相譜中〕

天文十八年己酉三月十二日、伊集院大和守貴久公 帥師 御家老發向于鉄肥、時相議讚州忠相・豊州忠廣、同四月二日寅刻、三將勵衆押寄于業毎之辻、則攻城、志布志・櫛間・末吉勢攻於野頸、鉄肥・莊内兵進於大手、而攻撃甚急、城中兵雖防戰、同己刻拔城、令平田出羽守揚捷聞、丁此時、討殺伊東治部少輔・稻津四郎左衛門、且得首二百三十六級、生捕尤夥、北郷家臣小杉六郎三郎戰死、

2618

〔豊州家忠廣譜中〕

天文十八年四月五日、飢肥業毎之辻之伊東陣攻之、敵軍悉没落也、

2619 『貴久公記』

一天文十八年三月十一日、立清水發向飢肥、彼方之人衆爲相談、卯月三日攻落一陣ヲ、敵三百餘人討取、其外六ヶ所之陣城當此千戈難叶、故次夜弛陣ヲ悉逃散ス、譬ハ如破竹ノ向刃、諸節一時解、

2620 『義輪伊賀記』

一天文十八年己酉三月十一日、清水ヲ立飢肥ニ發向ス、豊後守ノ執事春田入道道哲・日置周防介相談シ、四月三日、己ニ伊東カ陣ヲ追落シ、打取所ノ首三百余級、其外ノ諸陣武威ニ恐レ、次ノ夜皆引取ケル、依テ歸陣セラレケル、

2621 『莊内平治記』

一天文十八年二月廿日、伊東カ籠る井手の平・護擁舞カ辻兩陣の間にの伏を出す、井手の平の兵突出して挑戰、敵軍忽敗亡して廣木田の下まで追攻ける、敵の勢返合

／＼戦ふを、落合新左衛門尉・稻津彌四郎其外中間一人討取ぬ、ときに忠親の同朋善阿弥、伊東右馬頭に渡合、比類なき箭を射て名譽を顯す、豊州の家臣に前田九郎二郎討るゝと云々、

2622 『公記』

一扨も太守貴久公ハ山東の危難を聞召れ、伊集院大和守忠朗に命せられ、飢肥の援助をなさしめ給ふ、時二天文十八年三月十一日、大和守忠朗三百余騎を卒して飢肥の城にそ着れける、北郷讚岐守忠相も飢肥の城に打越、忠廣に相談し、同四月二日、三將兵を勵して護擁舞辻に押寄たり、是ハ去年七月晦日、伊東方の軍兵の楯籠る處也、志布志・櫛間或作福嶋末吉の勢ハ野首より攻入、飢肥・庄内の軍兵ハ大手より押寄て、攻戦フ事夥し、城中の勢共筋力を盡して防ぎ戦ひ、寅の刻より巳の刻迄千變万化すといへとも、終に寄手打勝て、業毎城護擁舞或作業毎者落去せり、平田出羽守凱歌お舉ぐ、伊東か宗徒の一族伊東治部少輔・稻津四郎左衛門を始二百三十六人か首を取、生捕最も多かりけり、忠相の家臣にも小杉六郎三郎戦死せり、翌四月三日、郷之原



に兵を出し麥作を散せしむ、其夜井手の平の陣を初て、高障子・郷の原悉く放火して、敵軍則退散す、同四日、高佐・鶴戸・宮の浦・目井の城にいたるまで悉く落去せり、日高が一族力なく、取物を取敢す、一日一夜かその内に七の城を踏る事、是三將の武略也、同十日、忠朗山東より凱陣す、

## 『日向記』

一天文十八己酉年二月廿日ニ井手尾下ニテ、豊州勢・伊東勢互ニ出張而氣ヲ勵シ、討ツウタレツ火出程ソ戦タル、伊東加賀守名譽ノ手柄共有テ、其日ノ一番高名ニ付玉フ、落合新左衛門尉ハ敵ノ前田九郎二郎ト組テ刺<sup>(遠ぶ)</sup>遣ル、稻津弥四郎・海老原弥七郎主從討死ナリ、互ニ勝負無シテ引退、其比飢肥ヨリ申越スハ、新山ハ本城第一ノ出城タルニ、此度伊東方ヨリ井手尾ヲ陣ニトラレ、新山ノ城カ、ヘカタク覺候、新山ヲ敵ニトラレテハ、本城没落遠カマシキ由ヲ註進ス、此儀嶋津貴久聞玉ヒ、大ニ驚キ、豊州家ノ危キハ吾國ノ危ニ同シトテ、加勢有ヘキ旨返夏也、伊集院大和守ニ人數ヲ被付、同三月十一日發向ス、扱評定詮議ヲ極、先井手ノ尾ハ指

向ナレハトテ、卯月二日中尾ニ押寄ル、中尾・業每カ辻ノ番代伊東治部少輔・稻津四郎左衛門尉・落合阿波守下知ヲ以テ、元來ス、ミテ競上ル薩摩勢ヲ鏑ノ先ニ懸テハ落シ、切テハ捨、虎ノ勢獅子ノ怒リヲナン防戦フ間、敵大勢ヲ討セ不叶トヤ思ケン、先手ハ乱テ下リケル、去トモ敵ハ大勢、味方ハ小勢、殊ニ過急ノ戦ニテ、荒手ノ大勢詰上リ、面モ不振切上ルノ間、其午尅ニ中尾・却味カ辻ヲ乗落、サレトモ一足モ不去、討死スル人數ヲ記ニ、伊東治部少輔・稻津四郎左衛門・落合阿波守此三將ヲ始トシテ、其外曾井衆ニハ湯地七郎五郎・山城兵衛左衛門・山城基十郎・八代藤五郎・木脇左衛門尉・山城藤八郎・清武八郎・永池藤七郎・米良右近之丞・荒武左衛門・野村源兵衛尉・稻津四郎兵衛尉・稻津三三郎・湯地左之丞・荒武新七郎・同主殿正・河越弥左衛門・矢野彦七郎・阿万孫七郎・村上与左衛門・菅孫四郎・田爪源左衛門・原田助太郎・串間吉次兵衛尉・落合宗園、此外守永衆以上六十四人、雜兵共ニ二百餘人討死也、去共同三日迄井手尾ハ格護有テ、四日夜高佐ノ様ニ引籠リ、同六日ニ所々ノ要害ヲ捨テ、諸軍山東ニ引退キ、以上七ヶ所ノ陣城敗北セ

リ、同十日ニ伊集院大和守モ歸陣也、

〔瀬戸口伊豆入道覺書〕

一此年月の其間ニ、かたきを古郷へおつかへす事第二度也、先初の一度ニハ、御屋形様の御老中にておわします伊集院大和守殿と申か、御出家有て法名を笑岳道觀居士孤舟齋とそ申ける、また和州にておわし時、おびへ越山まし／＼て、こうまいかつしと云陣を切落給ひて、打取敵のくひ數およそ四百卅余り也、時に天文十八年也、七年己酉四月二日の事なるに、誠ニ一陣やふるれば、さんたうまたからず、といへるたとへのごとくに、井手ヶ平をはしめとして、七ツの陳をはらりとすて、夜にまきれて落ければ、さかしきをもきらハす、深川をもおそれず、みねより落してそじるも有、水にしつみて死するもあり、身方と／＼切合て、其まゝはつる者も有、あるいはさいしに取わかれ、我計ニくる人もあり、前後左右ニひしめいて、やう／＼古郷江引ニけり、然とハ申せ共、伊東の法度料數<sup>編カ</sup>て、又こそおびへ出てにけれ、去程ニ、守護よりも御合力のさま／＼、一々不及申なれ共、おびの巳下の者、數年の弓矢の事なれ

バ、今ならじと申せハ、ちからおよばす、忠親もおびを伊東ニさり渡し、福島<sup>五</sup>の院ニ引給ふ、ころハ弘治七年ナリ、  
年云々、

〔樺山善久入道佐佐譜中〕

天文十八年己酉、日新公 貴久主將攻加治木城、伊集院大和守久明爲大將、五月十九日率多勢以黒川崎權軍陣、同六月朔日、肝付越前守率加治木・蒲生四ヶ所<sup>〔廿九日歿〕</sup>來・東郷・高城、之勢築向陣、兩陣相去者不過數百步、故日日合戰不可勝記、難饑之至也、及此時、久明之一男掃部助爲姬木城主、善久與掃部助同心、而後北原之家臣有白坂佐渡介者、守踊城内通于佐渡介、剩會于東郷香田之宮、潛爲相談、其後掃部助與善久俱凌敵路、忍往于菱刈、北原氏與菱刈氏隔咫尺爲讎敵者久矣、成彼等和平之媒已爲味方、因茲敵陣漸漸滅勢、于時豊後尾張守加治木兩陣爲和睦之催促、而候于清水、聞于 貴久主、彼等之眞僞雖未慮知、應尾張守之請、故肝付越前入道以安・同三郎五郎候于清水、遂拜調、且捧誓紙曰、四个所蒲生等縱雖變其約、於肝付父子者、可抽無二之忠節、次欲賜加治木安堵之狀云云、蒲生某亦自身參候、祈答院・入來院・東郷者使節也、

2626

『貴久公記』

此時 貴久主使伊集院掃部助・滿石清左衛門尉達善久曰、日置・山中野・(名取カ) 柗原者元爲善久之領地、而今以安曰、加治木七十五町之内也、然則免之乎、止之乎、共以安藝守之有胸臆、善久報曰、爲國政之便者何惜、何不捨乎、三个所共廿餘町賜之於肝付氏、致忠節則帖佐與加治木可饒絶者、可有不日、如斯則迄于蒲生・平松可入手裏、及其時可憑兩使之吹舉也、即肝付父子加治木安堵之旨教豊後尾張守命、翌日、尾張守使日置伊勢守・平瀬兵部少輔至長濱曰、以安所望之領地、爲媒訴于 貴久主、以安達所望遂本懷、是則安藝守臆念之所致也、善久者爲君上致忠節、而滅所帶僅領小濱・堅利廿町、爲敵之族者忽然而增領地、時哉命哉、何恨何喜乎、

爰に加治木之城衆肝付越前守組蒲生・澁谷不出仕間、同五月廿日、催隅州之勢押寄黒川崎被着陣、敵軍亦向陣ヲ取、隔其堺事纒一町計也、日々箭節時々鬪諍、見聞人々驚目動耳、爰伊集院掃部助霜月廿日餘、(廿四日、七) 試ニ向敵陣放火矢、折節北風卷地頻狼藉タリ、(廿之) 宣可堪乎、無數之陣舍一時ニ燒失ス、偏ニ是人間所爲非、天罰彼ノ逆徒給ニヤ、此時

2627

『實繪覺書』

ニ當テ澁谷大驚、御一族之北郷讚州・國之菱刈方令致訴訟、良將者不戰シテ勝、然者太守赦免シ給、雪月一日、被開御陣ヲ、同彼凶徒モ卷旗ヲ拔甲ヲ退散ス、北郷讚州菱刈ヲ先有テ出頭ス、加治木父子蒲生ヲ被召出、肝付越前守・同三郎五郎也 澁谷之面々者各々親族ヲ被出、是則輕前遇故也、過カ 同十一日、各々調清水拜太守、其後貴久様卒諸黨、直經陸地鹿兒嶋ニ還入給、爰ニ彼輩翻順日之怨恨、今朝ハ作家親、或中路ニ張幕ヲ構棧敷、或調嘉肴積環菓、酌葡萄酒歌太平ノ曲、如今四海狼烟靜ナリ、不展紅旗歸帝郷ト云々、下文未ニ有之

一又爰ニ加治木ノ主肝付彈正忠、祁答院・蒲生ニ與シ出仕セザルノ間、天文十八年 同五月廿日、催向陣隅州ノ勢ヲ押寄、加治木黒川崎ニ陣ヲ取ル、敵軍モ向陣ヲ取り、其堺纒ニ百歩ニ過ザレハ、敵味方日々向ヒ合、喚叫テ戰フ聲、雷ノ落ルカト驚カセリ、同霜月廿四日、伊集院掃部介陣中ニ馳向テ火矢ヲ放チケレハ、折節背風吹起テ狼烟敵陣ヲ掠ケルニ、一時ニ舍幕共ニ燒失セリ、肝付・蒲生・澁谷大キニ驚キ、防ントスルニ手立ナク、今ハ早

力ニ及バストテ、北郷忠相・菱刈某ニ付テ類ニ降ラケレハ、太守聞召、其罪ヲ宥玉ヘハ、彼凶徒共皆旌ヲ卷テ退散ス、角テ北郷・菱刈・肝付が父并澁谷・蒲生ニ對シ、夫ヨリ此面々ヲ携ヘ、【十二月ナラン】同月十一日、清水ニ參謁シテ太守ノ御見參ニ入ラル、其後貴久朝臣卒諸黨、經陸地鹿兒嶋ヘ歸リ玉フ云々、

## 『莊内平治記』

一こゝに隅州加治木の城主肝付三郎五郎兼盛後越前守・蒲生・澁谷に与力して、太守公に來謁せず、故に同年五月【天文十八年】廿九日、陸奥守貴久公、伊集院大和守忠朗ニ仰て、黒川崎に陣ヲ設、肝付も又、六月朔日、對陣ヲ取て、其間數百歩に過ぎりけれハ、日ノの鬪戰隙もなく、人馬の息をも休めず、ときに伊集院掃部介、十一月廿四日、大箭を敵の陣中に放ツ、おりふし北風烈く吹て、舍幕ともに焼滅ス、肝付・澁谷・蒲生か黨、大に周章ふためひて、北郷讚州忠相・菱刈の某に頼て、前日の罪を謝し、降參して命を乞フ、一紙の起請文を書て、全く偽なき事を嘆て、貴久公聞召れ、讐をハ恩にて報する也とて、彼等か罪を宥玉ふ、かくて臘月朔日に各

## 『貴久公御譜中』

凱陣有けれハ、彼凶徒等も旌をまき、委（悉）く退散す、讚岐守忠相と菱刈の某とハ、肝付父子・蒲生・澁谷を携【十二月十一日也】て清水に參向し、貴久公を拜謁し、恩免の儀を禮謝せり、

天文十八年、加治木城主肝付越前守與蒲生某・澁谷某、絶來謁之禮、以故同年五月廿九日、使伊集院大和守忠明【明】爲將帥、領軍衆進于黒川崎、結陣營矣、同六月朔日、越前守築對陣、兩陣相去不過一町、澁谷氏・蒲生氏亦增勢來、而日日飛羽箭、發鐵炮、經數月驚人之耳目、同年十一月廿四日、伊集院掃部助忠明之忠男也向敵陣放火箭、北風暴吹、狼藉陣中、舍幕與俱燒失、蓋是非人力之所致、實所以天罰之懲其誇奢也、三輩太驚、忽憑北郷讚岐守・菱刈氏、強以乞降也、貴久雖其憤深、委兩輩請共以赦焉、一族家臣等僉云、古曰、良將不戰而勝、此之謂與同、十二月朔日、和平既成、無恙收陣焉、凶徒等亦卷旗脫胃、悉所以退散也、同十一日、北郷氏・菱刈氏攜肝付越前入道以安・同三郎五郎・蒲生某於清水來、見于貴久矣、祇答院氏・入來院氏・東郷氏等使親族爲謝禮、是則恐前非

之難被宥故乎、貴久遂軍功、引衆多騎歩而歸陣、路頭肝付氏・蒲生氏・澁谷氏面々、翻前日之讎情、爲今日之良臣、構棧敷張帷幕、積珍菓陳佳肴、以酌旨酒歌太平曲、祝萬々歳矣、予亦欲和樂及子孫盟約期永年、而後貴久入于伊集院也、

## 『支佐日記』

一かくて加治木・蒲生四ヶ所衆同前向陣を取、互に難儀

之刻、和州之一男掃部助忠直姫木之人躰踊堺目なれへ、安

藝守相談し、踊白坂佐渡介と云者（トヤ）悌にして、刺東郷香

田之於宮、掃部助以同道、凌敵路麥刈へ越山す、其比麥

刈・北原不和之處を令催促、無事を取成、御味方之分

ニ而敵陣危く見得けるに、貴久様御座之處へ北郷左

衛門尉忠朝豊州之末孫次郎三郎殿依早世、今彼之爲養子、

尾張守殿と申せしか、加治木四ヶ所より頼候か、清水

【天文十五年三月時久北郷氏ノ伝、男朝久トモ、出テ忠広カ後ヲ嗣ギ、  
被致參上、兩陣無爲之儀を被申、日置伊勢守と云者  
既肥本城ニ移ル】

一段馳走しけり、此事いか々と安藝守江御尋之間、先

可目出、各御奉公、眞實之事へ不存之由申上、乍去長

濱不有付之間、一涯成とも無事をとの内心也、さて清

水へ蒲生自然、祁答院・入來院・東郷使者、肝付越前

入道・同三郎五郎、從爰者別而御奉公と親子とも【天文十八年十二月十一日之】參上、

其刻越前入道以安と云ける、加治木御判を可被下、望

日置・山名・中野・楠原等七拾五町之由被申上、從四ヶ

所蒲生無奉公成共、以安父子抛身上御奉公之旨、以神

判被申上、爰許栴山存分御尋被成、御使者ハ伊集院掃

部助・滿石清左衛門尉なり、安藝守御返答、御家之於

爲御奉公御意次第、彼在所ハ廿町計之處、以是加治木

・帖佐者儀絶可爲一定、以安親子能く御頼、彼方眞實

指顯者、蒲生・平松迄も可入御手様之折ハ、兩御使者

頼入之旨申彼兩人、其時定而藝州難澁可有、無御心元

各々被存候之處ニ、貴久様藝州可被成得候と仰候つる、

如其目出度之由、（トヤ）部多云教被歸參、此由尾州江被仰渡、

次之日日置伊勢守・平瀬兵部少輔・尾州爲使長濱へ來、

以安被申上之條、尾張守被申續候處、御心得目出度次

第、此事爲可申調加治木へ罷通之儀也、擬御奉公へ

と而小濱・堅利廿町に成、御敵之人々ハ被付分限、雖

然御代たに思召盡ならば、隨分忠節ハ申御頼母しとう

なつき居る、谷山鬼塚之門・内門・御園門、藤野、鹿

兒嶋に網屋などは行末迄と給る、かく而世中靜なるに

切成とや、和州ハ鹿兒島へ立歸り、掃部助在姫木、清

水右馬頭殿御給、串木野より御移、桃山別而御頼之條、  
 魂底致取持、安藝守卅九歳にして正宮爲御尊躰之上落  
【天文廿年ニ当ル】  
 す、其前立願之由を貴久様・母公様へ申上、扱へと依  
 御進与風存立、於京都輒成就、殊天子様御開悟神妙不  
【殿イ】  
 及短筆、天文廿年霜月二日御遷宮、

「國分宮内澤氏文書」

此度飢肥就弓箭、爲御立願成就寄進申候田數之坪付、每  
 年四月二日之爲御慶新、

六反 世戸口名 竹の下

一反 持松名 前田

二反 上西郷名 長田

一反 同名 あしはら

已上一町

天文十八年乙酉五月一日

澤殿

北郷（忠想）讚岐守

【ウラニアリ】  
 こうせんしかまふうこんとの二人之つかいをもつて、御  
 供田しんきしむめし候、うけとり候たいい、  
（マコ）

永賢判

「左衛門督歳久譜中」  
 尚々衆中よりハ、二日之日之事計ちうしん候、朔日  
 戌ノ刻之御つう氣ハ、きこえず候、さいく心得申  
 候、

神之御つう氣殊勝奉存候、かやうニ御まふり候間、頼母  
 敷覺候、昨日其方衆中より如此之ちうしん候、得其心候、  
 鹿兒嶋より能々祈念被成候やうに、猶々御申候て可然存  
 候、此方よりハ代參急度させ可申候、自身もかならず可  
 參候、此分析念させ有べく候、此堺今程ハ何事なく候、  
 神慮弥々かたしけなく奉存候、万吉、恐々謹言、  
【朱カキ】  
【天文十七年比款】六月五日申刻 大夫

又六郎殿 貴久

「新納家庶流新右衛門忠職譜中」  
 「正文在新納三河忠徳入道楚与」

奉寄進

爲擁護 御作之不動明王一尊、當時末代師檀之御約諾、  
 於子と孫々互相違有間敷候、仍證狀如件、

天文十八年十一月六日

藤原忠職(花押)

寶滿寺

大徳御中

2634

〔豊州家忠親譜中〕

〔正文在肝付半兵衛兼重〕

〔牛王〕

起請文條之事

一此度就和融媒介 守護之御分別、於已後相違之時者、

無余義可爲御同前之事、

一就和平取持、自然以和讒雖雜說之儀候、相互申分不可

有信用事、

右此旨於偽者、

神名

天文十八年十二月二日

嶋津尾張守忠親(花押)

肝付三郎五郎殿

2635

〔豊州家尾張守忠親譜中 在北郷家譜中〕

天文十八年己酉、太守貴久公攻加治木城、澁谷・北原

・蒲生與敵爲後援、忠親之父忠相調和儀、澁谷氏族祇答

院又五郎重嗣遺誓狀於忠親、有正文左記之、

2636

起請文條之事

一此度就和融御媒介守護御分別、於已後御相違之時者、

無余義可爲御同前義蒙仰候、御貴家弥々可奉頼事、

一就和平御取持、自然以和讒雖雜說儀候、相互申分不可

有信用事、

右此旨於偽者、

〔牛王〕

奉始上梵天帝釋四大天王、惣者日本國中六十餘州大小

神祇、別者當國鎮守仁田八幡大菩薩 興樂寺 天滿天

神 當所擁護紫尾三所大權現 諏訪上下大明神御部類

眷屬、各神爵冥爵可罷蒙者也、

依起請文如件、

天文十八年十二月七日

祇答院又次郎良重(花押)

嶋津尾張守殿

2637

一此度就和融之媒介守護之御分別、於已後相違之時者、

無餘義可爲御同前事、

一就和平取持、自然以和讒雖雜說儀候、相互申分不可有

信用事、

右條々偽申候者、

奉始上者梵天云、

天文拾八年己酉十二月九日 (北條) 讚岐守忠相(花押)

肝付三郎五郎殿 (兼盛)

2638 「豊州家尾張守忠親譜中」

「正文在肝付半兵衛兼屋」

就其堺村之義承候子細、老中江致披露候、御奉公之事別而於御入魂者、無餘義可被進之由候、然ハ御存分示預以上上可申調候、此御返書老中江見せ可申候、可有御分別候、將又加治木判形之事、可被遣之趣被仰出候、是又爲御心得申入候、依如此之義、今日者致逗留候、細碎御心底之程可承候、恐々謹言、

「天文十八」 極月十六日 忠親(花押)

肝付越前入道殿 御宿所

(上書) 尾張守 忠親  
肝付越前入道殿 御宿所

2639 「北郷忠相譜中」

天文十八年己酉五月十九日、 太守貴久公欲攻肝付三郎

五郎兼盛之所楯籠加治木城、以黒川構本營、於茲澁谷・北原・蒲生爲後圍、難儀之至也、丁此時忠相馳參、而調和謀、兼盛誓狀有正文左記之、

2640 起請文條々之事

一此度就和平御媒介守護之御分別、於已後相違之時者、此方可爲御同前之由蒙仰候、忝候、自是茂偏仁 忠相様可奉頼之事、  
一和平其外何様之儀付而茂、和讒以雜說之時者、互申披不可有信用之事、

「牛王」 右條々於僞申者、

奉始上梵天帝釋四大天王、下堅牢地神、惣者日本國中大小神祇、別者當國鎮守霧嶋六所權現 正八幡三所大菩薩、殊者當所春日大明神 高倉八幡 天滿大自在天神等御部類眷屬、各神野冥野可蒙寵也、  
仍起請文如件、  
天文十八年己酉十二月廿九日

小杉殿

「裏二有」 肝付三郎五郎

肝付三郎五郎兼盛(花押)



2644

「豊州家忠親譜中北郷家譜  
中ニアリ」

初幸久 征久 右馬頭 入道名宗祝  
天文十九年庚戌誕生、母佐多上野守忠成女、

肝付越前入道殿

天文十九年卯月吉日

貴久(花押)

2643

「右馬頭忠將一流系圖」  
忠將ノ子  
以久

2645

「雜抄中」

大隅國加治木之事所宛行也、但小濱六町者付長濱城早、  
此外者早任左右、可致安堵之狀如件、

2642

一庚戌 天文十九年  
此年、貴久麿島ニ遷、

嶋津尾張守殿

「上包」  
嶋津尾張守殿

平重嗣

「裏二」  
入來院又五郎

2641

「國史卷十  
七 大中公」  
十九年庚戌夏四月、公賜肝付兼演書曰、以大隅州加治木  
郷與卿、但小濱六町隸長濱城如故、據大中公舊譜、肝付典膳  
承嗣、公使幸久領小濱、  
堅利如故、而公之書止言、堅利不及堅利、今不可考、五月四日、故幕府足利義晴薨、法  
名道照號萬松院、據將軍  
家譜、冬十二月十九日、公自伊集院  
遷鹿兒島、據大中公舊譜、島津系圖、福昌寺年代記、此年創  
建御内、御内在清水城南、公遷鹿兒島、蓋居御内、  
二十年辛亥、事缺不書、

仍起請文如件、  
天文十九季二月廿日

平重嗣

「上包」  
小杉殿

兼盛

起請文

一蒙仰旨、此方以所希足信用、守護猶被廻秘計及干戈者、  
一味同心之事、

一依自然謳歌之說、与中雖雜說之儀候、互以使書可糺決  
実否事、

右約諾条々相違者、

奉始上梵天帝釋四大天王、惣者日本國中六十餘州大小  
神祇、別者當國鎮守新田八幡大菩薩 大宮 若宮部類  
眷屬等可蒙御討也、

「貴久公御譜中、正文在肝付伴兵衛兼屋トアリ」

2646 「忠興一流系圖」

右馬頭忠將之子

以久

初幸久 征久 堯仁房 又四郎 右馬頭 入道名宗

恕

天文十九年庚戌六月二十日誕生、母佐多上野忠成女、

2647 「伊集院忠朗譜中」

日新公 伯圃公 龍伯公共三代、奉公第一之人也、

2648 「正文在肝付半兵衛兼屋」

契狀

一 御屋形様江對野心申間敷夏、

一 申合候組中江從何方茂被取懸之時者、互一味同心可申

夏、

一 雜説和讒之時者、互可申開事、

右此旨於偽申者、

奉始上者梵天帝尺四大天王、下者堅牢地神五道冥官、

殊者日本第一熊野三山大權現 九州惣廟彦三所權現、

當國鎮守正八幡大菩薩 霧嶋六所權現等之御對可蒙罷

事、不可有疑者也、

天文十九年八月十六日

忠朗(花押)

忠倉(花押)

信隆(花押)

肝付三郎五郎殿

伊集院大和守忠朗

肝付三郎五郎殿

伊集院掃部助忠倉

猿渡大炊助信隆

2649 「御文庫三番箱伊作家文書中」

(本文書ハ旧記雜錄前編一三二六三号文書ト同文ニシキ者略ス)

2650 「瀬戸口伊豆入道覺書」

一天文十九年辛亥神無月十三日ニ、秀安廿二歳ニして親のかたきを打にけり、其軍を尋に、たくミテ敵のかゝりしを、ことにわつかの無勢ニテ、よきもなく掛合と心をそろへてする程に、誠に多勢成けるを安切くつし、立かへす兵を十一人そ打ニけり、同其日のいくさに、

親のかたきを打人の數く、先に申せしごとくに、日

置作州の其子に源六殿と申して、年十七に成けるか、

天のあたゆる所かや、川添殿に渡り合、安と打給ふ、

野村源七殿是も廿の内成り、親のかたきをうちニけり、

中馬善左衛門殿おやのかたきを打ニけり、

2651 「貴久公御譜中」

一天文十九年庚戌十二月十九日、貴久去伊集院、而移居

鹿兒島也、

2652 「正文在國分社可澤氏藏」  
(朱印)

以欽奉寄進珠玉三員

正八幡宮御寶前

皆天文廿年辛亥二月時正日

(朱印)

現住 正興寺九高文章

謹封

大隅州

2653 天文二十年辛亥

三月二十日、鮫島宗四郎 豊州忠親の内にて、伊東師と邊に戦ひ死之年十九、本姓瀬戸口なり、

梁瀬某 亦同しく三十人、死之といふ

九月五日、新納河内守 亦忠親に屬き目井城の地頭もて、目井城に戦ひ死之

2654 「正文在伊集院宣徳寺」

薩摩國伊集院寺脇名之内宣徳寺同寺領五町之事、妙谷寺

・靈徳寺・善勝寺以上三ヶ寺、爲替地令寄附早、并谷口

名之内田中之門一町五段、付野田名浮免五段者、爲雪窓

妙安菩提所相加也、

右、彼地三ヶ所之事、

雲舟和尚様へ所進置候、若後代於背此旨者、貴久不可爲

子孫也、仍爲後證之狀如件、

天文廿年七月十日 貴久(花押)

「此文書、貴久公御譜中ニ在リ」

2655 「尚久一流系圖」

尚久子

女子

佐多常陸守忠常室

忠長

童名鎌菊丸 又五郎 左馬頭 圖書頭 入道名紹益

天文二十年辛亥七月十七日誕生于鹿籠之地、母穎娃周防守女也、

2656

猶御捻畏入存候、子細可申候へ共、ちと虫氣に候間、重而申へく候、

明日喜入へ思召立候よし可然候、仍御事身上事先日承候間、我等も申候キ、于今其分かへらす候、就中泉より僧と可參之由心得申候、又鹿兒嶋へ廿日比存可立候、此度は御越有間敷之由、細く得心申候、恐く謹言、

「月日無之」

三郎左衛門尉 貴久

「雲舟和尚」  
龍雲寺  
御實報

2657

一辛亥 天文二十年

八月十五夜、大風吹、福昌寺客殿・諏訪拜殿・御内之寢殿吹崩、

2658 義久公長女

島津薩摩守義虎室

天文廿年辛亥八月廿二日誕生、母相模守忠良女也、

2659

「樺山善久入道玄佐譜中」

先是依有立願、天文廿年、善久卅九歲而企上洛、請於正宮之尊體、殊得有

天子之開眼、非筆舌之所及、辭洛奉下之後、霜月二日遷宮也、

同年在京之間、候飛鳥井殿堂上、和歌之會爲興行矣、其懷紙并當座之歌共以記左方、

2660

「懷紙・短冊當家有之」

天文二十年九月十四日和歌會

詠月前白菊 和歌

正二位雅綱「飛鳥井」

契をくはなのひかりもなかに

わきてさやけき庭のしらさく

同 權大納言季遠「四辻」

さきいてゝまたそめかへぬ露の間に

月そうつろふ庭のしらきく

同 左衛門督雅教「飛鳥井」

露しものあきをかさねて空の月

めくらむ千世はしらきくのはな

秋日同詠月前白菊 和歌

安藝守善久「權山」

たますたれ月にまかせてふくる夜も

なをしらきくのはなを見るかな

同 左京亮貞儀

色そへてうつろふ月にしら菊の

まかきにあまる香こそふかけれ

同 橘虎頼

仙人の月にはすてふ袖の香も

あまるはかりの露のしら菊

「右」とちにして有之

詠月前白菊 和歌

仍覺

けふそおもふ雪かき分し梅よりも

てる月はへすなをまさりくさ(る)

同 沙門清譽「不断光院開山」

いく秋をかけてか見まし久かたの

月のかつらのはなのしら菊

同 墨梅

月のうへにさくしら菊は千とせをも

あかぬ心にまかせてや見む

同 釋永堅

くれなるにうつろふ色もしらきくの

庭もまかきもあきの夜の月

同 玄等

庭のおもは月のひかりもしら菊の

にほふや花のしるへ成まし

詠月前白菊 和歌

了派「石井 京衆」

月のいろ花のひかりもしら菊の

まかきはやまとふかき雪かな

詠月前白菊 和歌

宗養

烏羽玉のよのまままたてゆく月を

けさまでのこす庭のしら菊

詠月前白菊 和調

沙弥意外

しらきくの花にうつろふ月かけを  
なかめせしまにあくるしのゝめ

詠月前白菊 和調

沙弥昌休「里村昌塚之父」

天てらす月のかけさへ打はかり  
花にそにほふきくの上のつゆ

詠月前白菊 和歌

沙弥玄哉

ふきあけの眞砂のうへによるなみや  
菊さく庭の夜はの月かけ

詠月前白菊 和歌

紹巴

うつろふとみしゆふかけの菊のうへに  
さきそふはなや山のはの月

詠月前白菊 倭哥

榮助

たくへくる色香やむかししらきくの  
霜のまかきの秋の夜の月

「右一とちにして有之」

當座たんさく

荒籬蘭  
かこひぬる籬ハ露に朽はてゝ  
色香をのこすふちはかまかな

意外

秋霧

濕彩

立こむるあさ霧なからわくる野ハ  
花すり衣きぬ人もなし

宗養

關路

旅行

出てこし都の空のことゝへは  
あり明の月をすまの關守

紹巴

田上

稻妻

秋の日のまたきうつろふ色はまつ  
山田にかよふいなつまのかけ

雅綱

萩催涙

常よりも夕の風の萩ふけは  
まつこほるゝや涙なるらん

善久

曉初鴈

秋の夜の曉しれとつけてこし  
まくらの上の初鴈の聲

貞儀

古寺

泊瀬山もみち吹おろす夕風に

秋夕

たくへてとをき鐘のこえ哉

清譽

山月  
初昇

誰したふ影もそなたと出なから  
山の端ちかき長月のそら

雅教

雨夜虫

夢さそふ時雨のミかハ遠き野に  
かせもむら／＼のこる虫の音

虎頼

鹿聲  
何方

いつくとも聞こそわかね秋風の  
空さためなきさをしかの聲

雅教

澤畔鳴

かね遠き野澤の水はたつ鳴の  
はをとにふかき夜をや知らむ

了派

終夜月

宵のまハまちしなからの秋の月  
また山のはにかけやしたへん

季遠

名所  
紅葉

あき霧の嶺の紅葉は吹分て  
かせやたつたの錦みすらん

雅綱

祈不  
逢戀

いかにせむうき身よハひはまつ暮に  
神もつれなきこゝろなかさぞ

墨梅

契待戀

つもり來し恨ハこよひ敷たへの  
まくらのちりを打はらひつゝ

玄哉

兼獸  
曉戀

わかるゝをならひとおもへとさらにハた  
猶うらめしき鐘の音かな

榮助

俄變戀

たのめをくさハリもつらし君やこん  
われやゆかんの夕暮の雨

永堅

恨絶戀

葛の葉の色にみえてハタかせの  
ありしよりけに音つれもなし

昌休

望遠帆

漕出て見るに波なく行すゑも  
いそくかたほやおきつ舟人

雅綱

寄神  
祝言

よるなミのかけてもしるや玉津嶋  
あふくひかりのあきらけき世を

季遠

〔右たんにさくのうちらに〕

天文廿年九月十四日當座ト云ミ、

今度又出題のゆるさを得る所、豈眉目のいたりにあら

さらんや、

賜邊川於善久者也、

2662

〔日新公御譜中〕

〔正文在大隅宮内林性坊〕

2661

同在洛之間、到于東山近衛殿下之見若君、即龍山卿也、又不斷

光院之以奔走、傳授古今集於近衛大閤畢、且古今集奥書

并賜秘傳之切紙數多矣、于時憑進藤某獻黃金七十兩、所

以蒙厚惠之謝萬一者也、

其後加治木與帖佐爲氷炭、帖佐・山田・蒲生漸敗北之後、

大隅國桑原郡正八幡宮若宮四所□立、備天覽訖、嚴重神威、尤有叡感、弥遂造畢、可致天下御祈禱者也、悉之、以狀、

天文廿年九月十九日

右中將(花押)

(忠良)  
嶋津相模入道館

2663

〔日新公御譜中〕

勝手大明神再興寶殿一字、其棟札記左、

封

聖主天中天

迦陵頻伽聲

大檀那大梵天王

△奉再興勝手大明神御寶殿一字

封

願主帝釋天王

哀愍衆生者

我等令敬禮



右奉爲金輪聖皇大長地久御願圓滿殊者信心大檀那願主尊勝院賴重

鍛冶有間九郎兵衛純實

結緣衆 封

日薩隅大守嶋津藤原朝臣貴久同又三郎殿忠良并女大施主 天文廿年 辛亥十二月廿六日

大勸進大工寺師 次郎兵衛宗明

稻富文蕃助長武 長濱弥太郎幸親

御息災延命子孫繁昌國家安全諸人快樂仍志趣如伴大檀那嶋津藤原日新

平田備後守宗政

結緣衆 封

「朱力キ」  
「裏ニ如此有之」

應身 此之口又所

風災應身

開眼供養導師

佛

瀧聞隼人佑源道慶

水災金

法身 此之口又所

遷宮道師悉地院權僧都賴音 作事奉行

蓮

丸野主水助信之

火災報

權大僧都法印賴忠

報身 此之口又所

二十一年壬子夏六月十一日、宣旨 公任修理大夫、大藏

中公 近衛植家爲 貫明公、請義字於幕府、幕府許之、  
舊譜、

貫明公初名忠良、二十七日、更名義辰、後改義久、  
據島

圖、貫明公舊譜、幕府賜諱字、時更名義久、今從系圖、和事始君上賜臣  
子諱字 不詳始自何代、本三位中將重衡賜平内左衛門尉重字、名曰重國

見源平盛衰記、然非始 貫明公、公之長子也、同、冬十二月  
於重衡也、蓋其來尚矣、

四日、公與右馬頭忠將・島津豊後守尾張守改 稱豊後守、忠親・島

津忠俊・北郷忠相・忠相孫左衛門尉忠豊・樺山幸久盟、

據島津支流系圖北郷氏譜、幸久後改善久、按此年自書云幸久、弘治四年  
與肝付彈正忠私盟書仍云幸久、貫明公舊譜、永祿八年和歌題自書云沙彌

文佐、其更名善久年不審、而島津支流系圖樺山氏譜、天文三年云助  
太郎善久者、考之不詳、私盟書見島津支流系圖樺山氏譜、此編不載

忠元二十七歳の歳旦試毫とて、七言の詩一章あり、更に

家祿なし、然といへとも世人専ら賞美す、また右の詩と

さま／＼にとよみ出しの歌と取合、歳旦なりといひ、或

は誰か爲の免ならハとよみ出せし歌と、右の詩と取合、

歳旦なりともいふ、さま／＼にの歌は眞筆の短冊家に簡

藏す、是は爲舟と名あり、爲舟ハ天正十五年以後の老号

なり、されは老後の詠也、二十七歳の歳旦にあらず、又  
誰か爲のとよみし歌は忠元にあらず、されは取／＼傳聞

の誤り多し、然といへとも二十七歳の歳旦又さま／＼に  
の歌は眞詠なり、よつてその年々に抄録して、此よしを  
しるし置なり、

元旦試毫

巾車二十七東風、吹入舊叢花又紅  
豈有三分割據略、英雄不顧草廬中

「正文在肝付半兵衛兼臣」

契狀

一世間何ヶ様雖爲轉變、奉守御屋形様、御奉公一味同前  
可申事、

一厥方江從何方茂被召懸候へ、捨申間敷事、

一其方御領内之者、深勘氣付而、自然此方江來候ハんす

る時者、其方之義法第可被成敗之夏、

一堺目市町等口事之時者、何ヶ度茂致談合、無事可相調

申事、

一雜説和讒之時者、互可申開夏、

右此条々於爲偽者、

奉始上者梵天帝釋四大天王、下者堅牢地神部類眷屬、

2667

熊野三所權現、九州之守護彦山三所、別而者當國之鎮  
守霧嶋六所權現 正八幡三所大菩薩 北辰大明神 止  
上、特者春日大明神 天満自在天神、惣而者日本國中六  
十余州之大小之神祇等之可蒙御爵者也、仍起請文如件、  
天文廿一年壬卯月廿四日

藤原忠將(花押)

肝付三郎五郎殿

參

「正文在垂水邑主」

一屋形様ニ無二心、就御奉公可爲一味夏、

一何夏如前々可申承夏、

一雜説之時者互可申開夏、

右條々於爲偽者、

奉始上者梵天帝釋四大天王、下者堅牢地神焰魔法王五道  
冥官、殊者當家之御氏神正八幡三所大菩薩并諏訪上下大  
明神 稻荷 春日、別者當國之鎮守霧嶋六所權現、惣而  
者日本朝中之有勢無勢之大小之神祇冥道之御爵可罷蒙處  
也、仍起請文之趣如件、

天文廿一年卯月晦日

藤原忠將判

2668

衆徒中

一社中

執印殿

御返報

「日向記」

一其比豊州方ヨリ目井城ニハ、新納河内守ヲ地頭トシテ

格護也、【天文廿年也】同年九月五日、山東軍勢ヲ以テ目井ノ城ニ被

相働、野頸口ニハ伊東相州ノ請取、大手口ハ鬼ヶ城衆

ニテ、如稻麻竹葦取圍、弓鏡炮ヲ打懸ル程コソアレ、

関ノ聲云々、野頸口ヨリ相州眞先ニ進テ聲ヲモ不立、

唯一文字ニ責上リ、新納河内守ヲ討取玉フ云々、

「在感應寺」

禪興寺住持職事、任先例、可被執務之狀如件、

左兵衛督判

天文廿一年六月八日

秀繁西堂【是ハ感應寺十八世住持也】

2670

「年代記」

一壬子 天文廿一年

大飢饉、去年亥ノ歲秋作違ニ依テ、今年夏人民多死、  
同秋ヨリ世間ユタカ也、

2671 「口宣案」

上卿 廣橋中納言

天文廿一年六月十一日 宣旨

從五位下藤原貴久

宣任修理太夫、

藏人頭右近衛權中將兼美濃權守源重保奉

〔上カキ〕

口宣案

〔此正文在文庫、貴久公御譜中ニアリ〕

2672 「貴久公御譜中」

〔正文有之〕

しまつ(貴久)のしゆりの大ふくはんとの御れいとして、御たち(清光)  
きよ(清光)・御むま一ひき代千疋、しん上のよし、しゆ(近衛權中)こう

よりとり申され候、きこしめし候おもむき、御心え候て  
申され候へく候よし、心え候て申とて候、かしく、

〔礼紙切封上書〕

一位大納言とのへ(広橋兼秀)

〔右翼ニ有之〕  
仰 天文廿一年 六 十四

2673 「正文在文庫」

嶋津修理大夫爲 宣下御禮、御太刀一腰 清光・御馬一疋

進上之儀、御執 奏之趣、則致 奏聞候處、女房奉書如

此候、珍重存候旨、可令洩申入給候也、謹言、

六月十四日 兼秀

〔礼紙切封上書〕

平少納言殿

兼秀

〔貴久公御譜中ニ在リ〕

2674 好便之條馳筆候、家門事對其國舊好吳于他儀不坏候、連

々無疎意馳走之段、執成頼入候、仍色紙三十六枚、雖其憚多  
候、書進之候、委曲猶申含古市長門守候也、狀件、

六月廿七日 〔花押〕

日新軒

2675 去年上洛之由候處、不能對面候、背本意候、家門由緒之

儀、吳于他子細候、弥無疎意之様、連々對修理太夫執成

肝要候、仍色紙二十枚、雖其憚多候、書進之候也、かしこ、

河上上野守とのへ

六月廿七日

〔箱家〕  
〔花押〕

〔善久〕  
栂山安藝守とのへ

2679  
〔封紙ウハ書〕  
嶋津又四郎殿

〔花押〕

2676  
一天文廿一年壬子

將軍義輝卿賜諱字、仍稱義久矣、有近衛大閤植家公書、記左也、

好便令祝着馳筆候、抑家門事、對其國由緒吳于他子細、不始于今候、尚以無疎意之様、對修理太夫執成肝要候、仍色紙雖其憚候、染禿筆候也、かしこ、

〔天文廿一年〕  
六月廿七日

〔箱家〕  
〔花押〕

〔義弘〕  
嶋津又四郎殿

2677  
〔正文在文庫〕

雖未申通候、令啓候、抑武家御字之事、隨分申調、義之〔足利義輝〕字武家被染御筆候、弥一家繁榮之基、尤环重々、仍太刀一腰表祝儀計候、猶委曲申含古市長門守候也、狀如件、

〔天文廿一年款〕  
六月廿七日

〔近衛植家〕  
〔花押〕

〔善久〕  
嶋津又三郎殿

2680  
御上洛之已後者不申通候、背本意候、仍今度從修理太夫殿、爲御使古市長門守上洛候、就中短册十枚被染御筆候

条、進之候、猶後音之時可申述候、恐々謹言、

〔天文廿一年款〕  
六月廿八日

長治〔花押〕

〔善久〕  
栂山安藝守殿  
宿所

進藤左衛門尉

〔在包紙〕  
栂山安藝守殿

長治

御宿所

2678  
好便之條馳筆候、家門事舊好吳于他儀候、連々無疎意之様、對修理太夫執成頼入候、仍色紙二十枚、雖其憚多候、

書進之候也、かしこ、

〔天文廿一年〕  
六月廿七日

〔箱家〕  
〔花押〕

2681  
〔正文在最上右近〕

今度上洛、殊種々懇切之儀、本望候、委曲如申候、家門

之事、弥可然之様以馳走、必々來年上洛待入計候、執成  
肝要候也、かしこ、

〔天文廿一年〕

七月三日

〔雜考〕  
〔花押〕

古市長門守とのへ

〔貴久公御譜中ニ在リ〕

返々去年者早々御下向、千万御残多存られ候、來春  
者ふと可罷下候条、自然者 太守御取合、每事奉憑  
候へく候、旁期後首之時存候へく候、

御歸國以往、以愚札可申入候之處、不得好便冤角罷過、  
非本意候、抑去年兩座御興行難忘令存候、内々如御約束  
申候、當年下向可申心中處、去春京都念劇無事相調、近  
衛殿様御入洛故、御會等切々事ニて不得寸隙、遅々口惜  
候、必々來春者可罷下候、將亦御在洛之刻者、京中錯乱  
故、諸事御慰たる事も候はん、御残多そ存候、古市長門  
守殿於御家門遂拜顔候、旁來春者下國仕て可申入候、恐  
惶謹言、

〔天文廿一年〕

七月九日

宗養〔花押〕

權山安藝守殿

〔文在ニ下ナリ〕  
參人々御中

半松齋

宗養

〔包紙〕  
權山安藝守殿

參人々御中

2683  
〔正文在最上右近〕

雖未申馴候、一札令啓上候、抑今度古市長門守上洛候而、  
御官位并上意之御字相調候、萬々目出度令存候、當寺之  
儀、御家門様被懸御目之条、向後御用之儀蒙仰候者、可  
致馳走候、就中雖少札候、青蓮院宮被遊候百人一首令進  
上候、爰許之儀、実清可申上候、此旨宜預御披露候、恐

惶謹言、

〔天文廿一年款〕

七月十八日

法印日承〔花押〕

〔貴久公御譜中、此文書アリ〕

2684  
〔貴久公御譜中〕

伊東氏在日州山東、而背守護命敵當家者、實以尚矣、先  
是十二代 太守忠昌治世之際、文明十八年、使島津修理  
亮忠廉代新納近江守忠續、昇鉄肥・福島守其封疆、迄孫  
子次郎三郎忠廣、鬪戰更無止時、貴久圖國家之屬泰山安、  
而未能遂其願、丁此之時、不怠隣好、贈使書於大友左衛

門入道宗麟、記左方矣、

2685

日州干戈之儀、于今無盡期候、然者伊東方之事、代々雖爲分國、當家之妨深重候、於此節者、被成退治可有御格護之由、堅固申談候、就此儀、年中御入魂本望候、餘者彼宗綱可達候之條、省略候、恐々謹言、

〔天文廿一年秋〕  
八月六日

貴久(花押)

吉岡越前守殿

白杵越中守殿

吉弘左近太夫殿

田北大和守殿

志賀安房守殿

2686

〔貴久公御譜中〕

〔案文在本田助之丞〕

遙久無音之條、被飛脚候、然者偏豐府被存、爲使長々逗留候、雖然、可然様躰御調之由承候、心案候、飢肥之立柄、雖當時伊東手裏入候、不和候、又北原方大略知行之趣候、

是非此砌出張候者、可爲不知行候、當時其方雖被勵候、

〔向後本、〕  
後日必々可爲御怨敵候、當家之殊々不申及候、唯々御遠

慮專用候、此等之趣倍宗綱申候之間、定可被申述候間、今又不能書認候、恐々、

〔上書〕

宗綱へ 案文

2687

〔勝久公御譜中〕

〔正文有之〕

寔其後無音相過候之處、御音問祝着候、仍飢肥表干戈未一着之段承候、必以時分無事之儀、可令助言候、猶年寄共可申候、恐々謹言、

〔天文廿二年秋〕  
八月廿九日

左衛門督入道宗麟(花押)  
(大友)

謹上 嶋津修理太夫殿  
(貴久)

2688

〔貴久公御譜中〕

〔正文岩切二右衛門進上〕

少兒上洛事、以法流敬信之儀、可屬當門之由、懇情之至感悅候、猶任尚可申候也、穴堅、

九月二日

(成廣親毛)  
(花押)

嶋津修理太夫殿  
(貴久)

2689

〔貴久公御譜中〕

「正文在國分衆宮里堅介」

就大講堂起立之儀、一乘房被着下候處、其國奉加之儀并御進物沈香五斤相屆候、御馳走之段御祝着之由候、仍爲山門御信仰之儀、御兒可被參御門家之由、令披露候處、雖不被思召寄儀候、修學興隆之基ニ候歟、則被成御書候、得其意可申旨候、就中於貴國、當山之諸末寺之事、如先規内ニ御下知候者、弥以家門繁榮之可爲隨一之由、被仰出候、猶一乘坊可有演達候、恐ニ謹言、

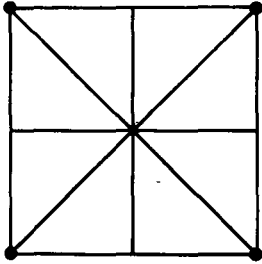
九月二日

任尚(花押)

嶋津修理太夫殿

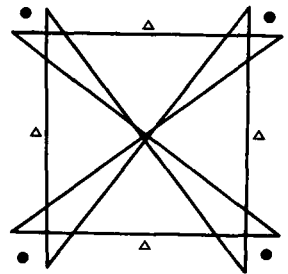
「御文庫ニ番箱御軸物中」

八境圖



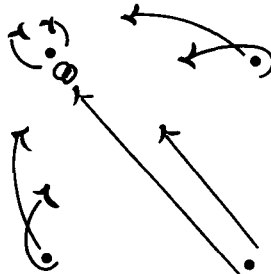
「日新公御譜中」  
「日新記ニ有之」

兩分圖



以墨爲正分  
以朱爲次分  
(△印ヲ付シテ線ハ朱ナリ)

對縮圖



(線ハ朱ナリ)

以家統、授申嶋津三郎左衛門尉實久訖、

天文廿一年九月十一日

左衛門督藤(花押)



2692

「日新記ニ有之」

天文廿一年壬子、日新六十一歳、而爲生荼毘往生之企、  
 定日限裝束已下悉以調之、於茲群臣等周章愁歎、而諫曰、  
 國家大變在此時、國本在家、家本在身、身亡則國家何安  
 乎、日新曰、治國家之在嗣子、君明臣直、則雖我死國家  
 何有不寧乎、臣等再三諫曰、君逆諫則國亡、人皆食則體  
 瘦、死生有命、何背命爲企死乎、日新制節謹度、不專自  
 意爲葬送之式、火葬空龕於荼毗場、而諒闇一七個日之間、  
 諸宗所以弔來、不知其數、兼日立高札於諸所曰、自十月  
 初三日、至同九日七箇日之際、可爲施行於薩州加世田、  
 好少惠者期日宜至、故四方來者不知幾千万也、其中稱回  
 國行客本願者、昇八木一斗・鵝目百疋、已下悉皆昇八木  
 一疋・鵝目一百、而利益非人、成就大願、非人如斯、而  
 況於貴僧高僧之施乎、

修常潤院之影堂了、安座尊像、設六道教主地藏大願王一  
 千體・石浮圖十三基於其左右、遂供養、群臣祝萬歳、賦  
 詩詠歌、半感悅今世、半感歎來世、日新有二首詠曰、  
 見ぬ夢のさむるまくらはいいたつらに

萩のかれはの風やふくらむ

2693

「日新公御譜中」 「正文在川邊寶福寺」

奉寄附 薩摩國加世田庄内之事

合小港中之塩屋一間、永代之者也、仍鑑籍如件、

皆天文廿一壬子年小春吉日

戒名梅岳常潤

嶋津相模入道日新(花押)

熊嶽忠徳山寶福禪寺

七世住持南室

衣鉢閣下

2694

「貴久公御譜中」

「正文本田助之丞進上」

御書畏而頂戴、先以忝存候、抑至義鎮被仰遣候御条々、

存其旨候、聊非心疎趣、宗綱存知之前候、此謂宜預御披露候、恐惶謹言、

十月廿八日

親方(花押)

進上

本田彈正忠殿

2695 「正文本田助之丞進上」

追而段子一端拜領、過分至極候、仍御具足一領糸毛致進上候、可然様御取合所仰候、恐惶謹言、

十月廿八日

親方(花押)

進上 本田彈正忠殿

2696 「貴久公御譜中」

「正文有之」

(三本西樂卷)

將亦逍遙院歌書、榮雅詩歌、只今不尋得候之間、以後便可進候、かやうに申候へ共、逍遙院・榮雅短尺

まつ進候、

久不能音問、御床敷思給候處、芳札本望候、御分國亂劇之由驚入候、雖然屬無事之條、珍重候、殊内々令申候儀、無等閑之間、一段祝着候、來春急度御馳走可爲喜悅候、

抑世上之風波不靜之條、在京難叶候、併頼芳助計候、兼又唐木机・同硯箱、近比之見事驚目、秘藏無極候、仍雖比與候、一帖進之候、猶々申含使僧候之間、令省略候也、

狀如件、

十一月廿八日

(簡通)(花押)

鳴津修理太夫殿

2697 殿文字之事、令赦免早、猶昭光・昭秀可申候也、

十一月晦日

「義昭公」(花押)

鳴津又三郎とのへ

「義久公御譜中、正文有之トアリ」

2698 「北郷忠相譜中」

天文二十一年、太守貴久公到一門貴族有連署契狀、忠相・息男忠親・嫡孫忠豊共加之、有正文左記之、

2699

起請文

一雖不新候、於于茲弥以一味同心之儀、不可有相違之事、一如此一家契諾之處、定國衆不可爲所好、爲妨甚深之間、和讒謀略之義必定欵、不可入其案之事、

「貴久公御譜中」

一自然以下之者等、慮外之所行出來之時者、至上々不可爲隔心、則互ニ申分可決是非之事、

右三ヶ條之旨於虚言者、

奉始梵天帝尺四大天王、下者堅牢地神、殊者日本第一熊

野三山大權現 九州彦三所權現 薩摩新田八幡大菩薩

關門正一位并諏訪大明神 當國正八幡大菩薩 止上 白

山并北辰大明神 守公神 日州鶴戸大權現并霧嶋六所權

現 飢肥院八幡大菩薩 三俣院春日大明神、惣者六十余

州大小神祇 同九万八千軍神摩利支天部類等之可蒙神爵

冥爵各者也、

仍起請文如件、

天文廿一年十二月四日

貴久(花押)

〔右馬頭〕

忠將(花押)

〔豊後守〕

忠親(花押)

〔摂津介〕

忠俊(花押)

〔安芸守〕

忠豊(花押)

〔讃岐守〕

幸久(花押)

〔讃岐守〕

忠相(花押)

「正文有之」

其堺之儀、弥無事之由承候、尤肝要候、然者飢肥表未落着候哉、任御入魂、重々到日州可申遣候、仍太刀一腰・

織筋五端送給候、祝着候、猶妙圓寺可有演説候、恐々謹

言、

〔朱力本〕

「天文廿二年閏十二月十三日」

〔大志〕

宗麟(花押)

〔上書〕

嶋津殿

嶋津殿

宗麟

2701

「國史」卷十 大中公

二十二年癸丑春閏正月十三日、伊東義祐侵飢肥、入于八

幡馬場、島津忠親破走之、據島津内膳家譜、八幡馬場飢肥城下街名、是歲賜上井

武藏守董兼薩州永吉、董兼、爲秋之子也、據諏訪神六系圖、上井爲秋見上十七

年、

2702

「瀬戸口伊豆入道覺書」

一同廿二年丑閏正月十三日ニおひの町をそやふりける、

同八幡の馬場にて合戦すてニありけるに、人數に又秀

安ハ其合戦にあひニけり、其日の人衆ハ中馬善左衛門

殿・同左近將監殿・種子田大膳亮、又ハ瀬尾神兵衛殿

先凡かくのふん、其時ニ秀安ハ左のほうに鐵炮請る、

其たんできをあんするに、是けんにんのとくならむ、

主君貴人其外人よりもほめられて、空中にのほる計

なり、かくて其後秀安かミそちあまりの春の比、実見

を被仰付てそかくなりと申て、數ケ度わびこと申せと

も、終にせせうかなわす、秀安か手にかけて取て捨け

る其くびかす凡五百餘りなり云々、

2703 一癸丑 天文廿二年春巳來大旱魃、世聞依所惡、

〔薩州家譜中〕

義虎ノ子

女子

志岐藤右衛門尉親重室、他腹、

七代 忠辰

初忠永 又太郎 薩摩守

天文廿二年癸丑誕生、母 太守義久公長女、

〔張紙アリ如左〕  
〔在島津弥市郎系圖〕

忠辰

初忠永 又太郎 薩摩守

永祿九年丙寅十二月二十一日誕生、文祿二年癸巳八月

十七日於加徳島卒、享年廿八、

2705 〔在伊作天徳寺〕

薩州伊作之庄湯之浦名之内

水田五町

上野間口門  
下野間口屋敷

右志、所寺永代不可遺却者也、

天文貳拾貳年  
癸丑二月三日

嶋津前相模入道  
日新御判

天徳寺住持

梅春衣鉢禪師

2706

〔樺山助太郎忠副 文佐  
之子 譜中〕

〔正文在肝付伴兵衛兼屋〕

〔牛王〕  
契狀

一世間如何様雖轉變申候、奉守 御屋形様、一味御同前

御奉公可申事、

一其御方仁從何方茂被召懸候へ、其御方捨申間敷事、

一其御方之者逐電申、此方領内江來候ハする時者、御意

法第成敗可申事、

一自何方茂和讒之儀候而雜說之時者、可申開事、

一於市町堺目等口事之時者、御談合以互無事可申調事、

右此條之於爲偽者、

神名

天文廿二年癸丑二月十八日 忠副(花押)

肝付三郎五郎殿(兼應) 御返報

栴山助太郎

肝付三郎五郎殿(上包) 御返報

忠副

2707 「義久公御譜中」

「正文在國分衆濱田覺兵衛」

被成下 義御字、忝以上意被相定実名候之事、誠面目

之至候、仍祝儀預賀書候、千秋萬歲候、殊更太刀一腰・

馬一疋目出候、自是亦太刀一腰・馬一疋進之候、聊祝儀

計候、賀事、恐々謹言、

三月十三日 修理太夫貴久(花押)

謹上 又三郎殿(義久)

2708 「義久公御譜中」

「在國分衆伊地知作左衛門」

從御家門様被成下 御書候、謹頂戴仕候、抑今度被召加

御一門、御紋并裏書等御有許之段、寔以自今以後之面目

難堪感荷奉存候、殊御太刀一腰・御馬一疋忝令拜領候、

仍御祝儀御太刀一腰・御馬一疋鹿毛、印片輪車致進上候、此旨

宜被達貴聞候、恐々謹言、

六月三日 義久(花押)

伊勢因幡守殿(真知入道友枕斎如玄)

2709 「正文在文庫」

雖未申通候、以事次令啓候、抑就由緒之儀、連々匠作へ

令申候キ、可然様被申談、合力候者可爲本意候、仍雖左

道之至候、扇三本進之候、猶筑後守可申候之間、令省略

候也、

八月廿八日 鳴津三郎左衛門尉殿(尚通)

匠作トアルハ勝久公ノ御事ニ而、大永ノ比欬、可考也」

「匠作トアルハ勝久公ノ御事ニ而、大永ノ比欬、可考也」

2710 『日向記』

一天文廿二年八月、嶋津方邪堂院(ツマ)ヨリ使僧并使者不差越、

永學寺・伊牟田河内守彼兩人也、此噯ヲ以、東三百町

ヲ伊東ニ可被渡ニキハマリシカハ、鬼ヶ城ノ下ニ棧敷

ヲ構へ、嶋津方ヨリ平山越後守・麥生田兵庫助・上原

將監、此方ヨリハ長倉兵庫助・落合越後守・野助右衛

門尉・河崎左馬助參會ノ上ヲ以、東三百町ヲ被渡和睦

也、東ニハ番代ノ定堅固ニ仕置有テ、諸軍山東ニ被引

也、

2711 「在栗野徳元寺」

大隅國宮内之内正雲禪寺之事、進獻之、仍爲後鑑令啓一

籍候也、頓首謹言、

天文廿二年

菊月廿七日

日新公御判

祐田公記室禪師

侍者中

2712 天文廿二年癸丑

十一月朔日、比志島美濃守義住郡山城にて戦死、年七十二歳

2713 「國史 卷十 大中公 梅岳君 賞明公」

二十三年甲寅春三月二十四日、公與賴娃右馬亮盟、大

中公、秋七月朔日、與伊地知又九郎盟、同上、秩父十郎兵衛

稱又九郎重興、系圖、周防介重興初 見後永祿四年、

肝付兼盛勸蒲生範清、欲共扶公室、範清不從、由是兩家

結怨合戰者屢矣、據大中公舊譜、黃套軍記、島津支流系圖北郷氏

與島津尾張守盟、十九年二月二十日、入來院又五郎重嗣與尾張守盟、此

云那答院氏、入來院氏、當是良重・重嗣、良重、重武之子、重嗣、重朝

之子、重武見享祿二年、重朝見天文五年、並係上卷、兼盛、兼演之子、

兼演卒兼盛嗣、肝付典膳系圖、天文二十一年肝付以安卒、以安者兼演法

名、而大中公舊譜・黃套軍記皆言、範清、茂清之子也、據蒲生十

肝付以安勸蒲生範清欲共扶公室誤、郎兵衛系圖、蒲生茂清見

上卷大永七年、八月二十九日、範清與麥刈・澁谷氏合兵伐

加治木、兼盛禦之、與戰於網掛川、清水・姬木・長濱・

宮内遣兵助兼盛、據大中公舊譜、黃套軍記、肝付典膳・蒲生十郎兵

右馬頭忠將、御系圖、澁谷氏謂那答院氏、入來院氏等、清水謂 姬木謂伊集院忠朝、長濱謂榊山幸久、宮内謂

社家薙、加治木有網掛川、在島津兵庫別館西南六町有餘、九月十日、

蒲生軍等復伐加治木、刈稻而還、據大中公舊譜、黃套軍記、 十二日、

公及 貫明公率鹿兒島・谷山・伊作・川邊・加世田・阿

多・田布施・伊集院等兵衆伐帖佐、以救加治木、先分其

兵守吉田城、明日 貫明公軍狩集、進屯日當比良、使伊

集院忠朝護軍事、將攻岩劍城、據大中公、賞明公舊譜、岩劍

岩劍城事、見榊山玄佐自記、吉田與帖佐、御合戰記、是時入來院氏軍守

劍城遺墟在重富平松村、狩集在其西南、日當比良在其西、郡村高辻

平松村今屬重富邑、岩劍城遺墟在島津周防別館西南五町許、是平松村今屬重富邑、 由梅北宮

擊脇元、與戰於白銀坂、兄弟三殿自日當比良引兵赴之、敵軍引去、敵軍又自八牟禮上白銀坂、遣谷山兵擊走之、同上、梅北出自軒付氏、脇元在岩劍城東、白銀坂在脇元西南、日當比良在白銀坂西、國兼等擊脇元、脇元兵禦之、國兼與戰於白銀坂、於是兄弟三殿自日當比良赴之、三殿依岩劍御合戰記原文、據貫明公舊譜、即貫明公、松齡公及歲久、郡村高辻帳、脇元屬帖在郷、今屬重富邑、公遣弟左兵衛尉尚久屯狩集、右馬頭忠將擊帖佐、忠將領隅州兵、與戰於岩野原、十四日、發戰艦五艘侵脇元、忠將領中公舊譜、岩劍御合戰記、黃套軍記、岩野原在加治木木田村、岩劍御合戰記作岩嶽、加治木木曰岩嶽與岩野原近、鬼塚吉内左衛門・黒木七兵衛爲鄉導、十六日、二人登山岨城、城中知之、截其歸路、二人戰歿、同上、十七日、松齡公將鹿兒島・谷山・下大隅之兵、屯白銀坂、同上、松齡公、公之次子也、據島津系圖、十八日、忠將遣大隅士卒、乘船五十餘艘、復擊帖佐、抵脇元與鹿兒島兵會、發鳥銃擊敵軍、敵軍卻走、據大中公舊譜、二十日、松齡公遣兵伏於脇元、遣步卒至城下焚人家、鹿兒島兵至脇元、刈稻而還、帖佐軍追之、伏兵與擊破之、同上、是日梅岳君詣日當比良及狩集、據岩劍御合戰記、梅岳君至於此、蓋慰勞軍士、奪上流所藏舟十艘、據大中公舊譜、岩劍御合戰記、脇元村有渡瀬、川一名平松川、蓋上流曰平松、下流曰渡瀬、二十二日、敵軍三百人登燒山爲壘壁、狩集屯兵擊走之、同上、狩集更有燒山、瀬戸相去不遠、二十四日、梅岳君還鹿兒島、據岩劍御合戰記、晦日、公與貫明公、敗帖佐・蒲生軍於星原、追亡、濟

平松川而還、據大中公舊譜、岩劍御合戰記、冬十月初日、公召諸將議以明日攻城、夜遣尚久督符集兵、伏於城邊、據大中公舊譜、岩二日、貫明公先遣士卒、門于西門焚其外郭、尚久徑逼城下、白銀營軍士至星原、縱兵刈稻、帖佐・蒲生遣兵二千來救、邀擊破之、殺帖佐城主那答院河内守良重・子又二郎重經・西侯武藏盛家等、斬首五十餘級、貫明公至城下、諭守將令降、因遣人促之者屢、未下、乃退軍以待之、及夜守將棄城走、三日、公與貫明公入城、群臣皆賀、酒三獻、據大中公舊譜、岩劍御合戰記、黃套軍記、黃套軍記、有那答院河内、澁谷即那答院氏、入來人那答院志賀系圖、伊勢守重武生河内守良重、良重生三男、長曰又二郎重經、季曰藤兵衛尉重種、中子爲備、重經死於蒲生之戰、重種死於莊内之戰、今書那答院河内守良重子又二郎重經、從黃套軍記、那答院志賀系圖、而良重亦稱又次郎見上文注、蓋後改稱河内守云、西侯武藏系圖云、天文二十三年蒲生越前守茂清擊加治木領主三郎五郎兼盛、遣西侯武藏守盛家據岩劍城、太守遣諸將攻之、盛家求救於茂清、茂清遣兵救之、與戰於池島ヶ原敗焉、城遂陷、盛家自殺、實是歲十月二日也、年月日正與此合、而事則差異未知孰是、但大中公舊譜、云澁谷河内守良重、六月、梅岳君自鹿兒島至岩劍城之下也、子城失火、命新作之、至是落成、據大中公舊譜、岩劍御合戰記、七日、貫明公、松齡公還鹿兒島、據岩劍御合戰記、十二日、帖佐兵侵加治木、據大中公舊譜、十三日、公還鹿兒島、同、十九日、松齡公徙岩劍城、梅岳君還鹿兒島、同上、蒲生北村人有詐爲內應者、據大中公舊譜、黃套軍記、

2714 「正文在日新寺」

「日新公御譜中ニ在リ」

奉寄附

薩州加世田庄内之事

合大浦名 長田之門

右、所志者、依法花萬部讀誦之儀、建立一字堂、安置地藏薩埵并石塔、永代不可遺却之者也、

天文廿三木虎年二月二日

嶋津前相模入道日新(花押)

保泉寺 住持盤忠

衣鉢禪師

〔朱カキ〕  
〔上包有之〕

住持盤忠

衣鉢禪師

前相模入道日新

〔右裏ニ有之〕  
愚谷軒

2715 「貴久公御譜中」

「正文有之」

雖不寄思儀候、鐵放藥事、南蠻人直令相傳、種子嶋調合無比類之由、觸御耳、武家御内書如此候條、令啓候、此

趣被傳達、無相違候者可然候、猶不断光院西堂可有漏脫候也、狀如件、

三月五日

嶋津修理太夫殿

〔權家〕  
(花押)

2716 「日新公御譜中」

「正文在顯桂右京」

〔牛王〕

起請文

一 對此方無疎略之由承候、同前候、以不可有他事之事、

一 就兩郡格護勿論之儀候間、無他事之事、

一 今度之雜說其方無妄動候、殊雖世間轉變候、至向後

鹿兒嶋之下知之外不可守之由、神妙之至候、此方<sup>七</sup>相

違有間敷之事、

右令犯此条者、

奉始上梵天帝釋四大大王、下堅牢地神、惣日本六十余

州大小神祇、別者新田八幡大菩薩、當國一宮開門正一

位 野間大權現 天滿天神諸神等各御討可蒙處也、仍

起請文如件、

天文廿三年甲寅卯月廿日

日新(花押)



2717

穎娃左馬允殿

御報

〔貴久公御譜中〕

〔正文在穎娃右京〕

〔牛王〕

契狀

一 對此方親子身上奉公之儀、聊不可有違犯之由、雖用之、勿論其方就無二心者、從是亦心中不可有之事、

一 今度於穎娃・湯豐宿雜說之儀、曾而以非此方所行之事、一向後雜說之時者、無覆藏披露候て、互ニ実否可糺明之事、

右條々於偽者、

奉始梵天帝釋四大天王、堅牢地神、惣者日本六十餘州大小神祇冥道、殊者當國鎮守關門正一位 新田八幡大菩薩 諏訪大明神 天滿天神 軍神摩利支天部類眷屬可蒙御爵者也、

仍起請文如件、

天文廿三年

三月廿四日

貴久(花押)

穎娃右馬允殿

2718

〔貴久公御譜中〕

〔正文在本田助之丞親長〕

御書長而頂戴仕候、先以忝存候、抑御馬一疋黒毛、印大文字、併領、過分至極候、併面目之至此事候、必神力御坊下向之刻、念謂可致言上候、先々此由、可然様御披露奉頼候、恐惶謹言、

五月十一日

紹花(花押)

本田山城守殿

戸次山城入道

〔上包〕

本田山城守殿

紹花

2719

〔貴久公御譜中〕

〔正文在本田助之丞親長〕

追而至息孫次郎御傳筆之趣具申聞候、御丁寧之段長存之由申候、

先年之被号御礼、從 貴久様御馬一疋黒毛、印大文字、從 義久様織香若干本被送下、何茂忝拜領、過分至極候、必神力御坊御下向之刻、念趣可致言上候、先以此旨、宜預御披露候、恐々謹言、

五月十一日

紹花(花押)

本田山城守殿參  
御報

戸次山城入道

〔上包〕  
本田山城守殿

御報

紹花

2720  
〔年代記〕

一甲寅 天文廿三年、自夏初、蒲生与加治木隔心、八月  
中旬、良重帖佐ニ打越、加治木口エ手形出、九月中旬  
ノ比、岩劔エ自屋形方陣三ヶ所被着、同月末合戦アリ、  
良重之人衆多々打死、同十月二日、西俣武藏ヲ始蒲生  
衆多々打死、其夜岩劔崩落、

2721  
契狀

一世上雖爲變動、奉公之儀不可有二心之由用之、就其者  
自是同不有疎略之心中之事、  
一以和讒雜説出來之事者、世間之習候欵、其時ハ無覆藏  
披合之、忽自他之可晴胸霧之事、  
一企敵族、雖加不忠之催促、不應其籌策、一向可被忠儀  
之由、殊神妙覺候、仍此方之事、亦對其上如何様雖有  
構讒言者、曾而以不可信用之、偏可守普代之辻事、

右条々有僞者、

〔牛王〕  
神名

天文廿三年七月朔日

貴久(花押)

伊地知又九郎殿

〔貴久公御譜中、正文在伊地知縫殿重治トアリ〕

2722  
〔忠將一流系圖〕

右馬頭以久

女子

島津圖書頭忠長室

天文廿三年甲寅八月廿七日誕生、母佐多上野守忠成

入道半門齋女也、

寛永四年丁卯二月八日卒、年七十四、法号楊憲妙宣

大姉、

2723  
〔貴久公御譜中〕

天文廿三年甲寅、隅州加治木・帖佐之凶徒又起、生其禍  
根者、祁答院氏・入來院氏等也、蒲生氏亦通心於澁谷之  
輩、時々來候於麿島、而窺其間隙倏圖作亂、其逆謀既露  
顯、於茲乎、肝付入道以安謂蒲生某曰、汝無挾二心於

太守者、可以精神之盟表方寸乃作誓文進獻之、然而敢不承引、且與澁谷氏結黨者如鐵石矣、由是已自蒲生・帖佐至加治木爲仇讎矣、菱刈氏・北原氏亦合心於祇答院、同年八月廿九日、澁谷氏・菱刈氏・蒲生氏率數多勢向加治木、于時城主肝付三郎五郎開城門已發出、鬪戰於網掛川、得敵首者四員、此時日當山兵有川新左衛門・柳田左近、肝付之卒將遂戰死、又清水・宮内・姫城・長濱卒等奔走來、而挑戰市端欲決雌雄、而清水之士市來彦六・長濱之卒中村舍人戰死者也、

2724 「全上」

天文廿三年九月十日、敵兵逼進乎加治木、刈捨乎當作毛、于時大隅士卒馳到其地、對敵兵終日相戰、而討捕敵一人矣、此時長濱之卒一人戰死也、如斯肝付氏父子致粉骨、而漸所以及危急也、

2725 「全上」

肝付越前入道以安父子、不忍聞危急之告、而天文廿三年九月十二日酉時、使長男義久爲大將爲進發、太刀役本田彌六、幡役梶原新兵衛尉、幡指瀬戸口藤兵衛也、率鹿籠

・山田・加世田・阿多・田布施・伊集院騎步、及市來・吉田士亦粗相從矣、明且屯狩集、而後到日當比良陣矣、貴久率川上上野介及谷山・麿島・伊作・川邊・喜入之衆、迄夜半陣日當比良也、於茲教知覽・高橋・永吉士卒入吉田城爲警衛者也、同十三日、欲遣麿島・川邊輕銳士放火脇元人家、赴其地之際、敵兵向登坂中、卒將梅北宮内左衛門尉・宅間與八左衛門尉、對之致粉骨、時川邊士卒代合戰盡筋力、於茲乎、息男三人各向坂口、懼其猛威也、敵兵引退矣、又敵兵有登於八牟禮之告、遣谷山衆向其地、各盡筋力飛羽箭、其矢莫不中向敵、且追下彼坂、味方無恙引上者也、俾三弟島津左兵衛尉尚久爲大將、守狩集陣也、午時令伊集院大和守揚吐氣、而後阿多若狹守爲矢合矣、島津右馬頭忠將率隅州騎兵向帖佐、於岩野原有合戰、未時使僧來達伴趣矣、此日伊集院氏・頼娃氏等增勢來焉、晚景少雨深霧、狐火示佳瑞矣、同十四日、郡山輕銳之士廿八人往蒲生・新富、斬敵八人云云、未時島津右馬頭忠將催藤籬五艘、棹脇元濱邊來、以發鐵炮殺敵兵二三人、忽所以揚櫓聲歸船也、此日麿島之步卒使七八人爲星原放火爲進發、渠等於帖佐討敵一人歸矣、欲放火帖佐人家、今夜使吉田士往其地也、當我之陣向、發狐聲告佳瑞、各

合掌願勝利矣、

2726 「全上」

天文廿三年九月十五日、貴久往狩集陣、燒山之有陣邊、不快于心也、今夜吉田之土石神某輕卒一人、於岩劍城下被屠殺矣、其翌十六日、鬼塚吉内左衛門・黒木七兵衛尉、不顧白晝、欲窺見敵城裏、到于濱墾之山、則敵人窺得之、以忽絕其後、兩輩不得退去、前對當敵盡筋力挑戰、雖屠殺三人、遂不能脫其身、所以戰死也、同十七日未時、敵兵來于燒山、狩集守兵對之、迄于申初刻互飛羽箭、然而敵兵漸力倦、捨兵器於山中以退去也、今夜於脇元有狐火之示佳瑞、一男又四郎忠平率麿島・谷山・下大隅騎步來、而乘陳白銀也、

2727 「全上」

天文廿三年九月十八日、島津右馬頭忠將乘大隅士卒於兵船五十餘艘、漕入于別符川犯于帖佐、麿島船亦殆乎五十餘艘、棹脇元濱邊來、敵兵發出來欲禦其船、則放數多鐵炮、由是其敵悉退散也、於茲忠將及樺山助太郎已下來于我之陳所、其夜往白銀陣、謂守兵等曰、警衛不敢怠焉、

今夜在于此地、今日大乘院法印率衆徒來、修乘陳祈禱矣、此夜亦燈狐火於脇本矣、十九日、歸本營也、伊集院輕銳之士、去十七日、密往入來院、斬首敵三人來、今夜自餅田原至蒲生境、狐火連續、各臨之爲奇異思者也、

2728 「全上」

天文廿三年九月廿日、白銀陣中之將等評議、設伏兵於脇元、使步兵放火箭城下虛家、又麿島舟船殆乎五十艘、著脇元濱刈取當作毛、於茲乎、步卒少々來對、雖飛羽箭不屑、于時帖佐之兵殆乎百許發來、味方謂幸亂足僞引、敵兵追而近于伏草、以此時爲佳期、三百許輩起出揚鬨對之、敵兵不得支敗走、各追焉、初大刀者園田與右衛門、分捕者梅北宮内左衛門國兼・河野又九郎通泰・步卒源五郎、討捕敵三人、其外射能矢者其數多矣、翌日、白銀陣衆使步卒少々下脇元、捕小舟十艘許隱置川上、且爲放火也、及薄暮敵兵有燒拂山裏之風聞、同廿二日、敵兵三百許有燒山、爲普請、狩集守兵發出對之、互發鐵炮相挑、又麿島・大隅舟船共六七十艘群來、脇元以上刈取當作毛矣、

2729

「全上」

天文廿三年九月廿六日未時、義久往白銀陣、士卒少々遣敵城下、敵亦少々出合、於星原邊只矢軍有之、帖佐敵兵進出、然而無恙退來也、狩集陳衆亦對燒山敵、爲矢軍發鐵炮、射伏敵二三人、味方亦被傷者有一兩輩也、同廿九日酉時、白銀陣衆十人許下城麓、敵兵二十人餘對之、互飛羽箭、而後退來也、今夜戌時聞狐聲於發惣陣中也、

2730

「全上」

天文廿三年九月晦日未時、狩集陣衆欲侵燒山敵、臨下其地、已矢軍移刻之際、白銀陣衆到坂下、于時敵兵發出來對之、申初刻合戰始、而先初度追入、討捕敵一人、漸帖佐・蒲生凶徒增勢來、由是、敵方競進、合戰散火、于時比志島宮内少輔太刀初也、已迄酉時、而未決勝負、於茲乎、義久至于其場、以故狩集守兵等、亦粗馳到其地、追逼于平松川之向、味方無恙引退者也、今日斬獲敵首者七員、戌時伊集院大和守發勝吐氣、味方三原次郎四郎・大寺大學左衛門・大山織部戰死矣、其外三陣士卒被傷者其數多矣、又島津左兵衛尉尚久、鷹狩集衆衝燒山陣、既逼陣壁、而先期後日退去也、此時山口太郎次郎加世田士、遂戰

死矣、

2731

「全上」

天文廿三年十月朔日、召諸將、而爲評議衆口一同、故明日將攻岩劍城、由是狩集士卒俟夜半下山路以密伏矣、同日、義久發於本營過白銀陣、而屯于此、使吉田士卒爲先陣進敵城西門、渠等待曙進其口、破外門二三重、且其邊放火少引退、而屯矣、尚久之手勢亦伏起屯城下、白銀陣中士卒屯于星原刈拂作毛之際、帖佐・蒲生凶徒殆乎二千許馳渡平松川、分于二手扣于池島邊、使步卒進向、味方大勢亦爲二分、前步卒互飛羽箭、敵兵雖待我之軍衆直前、味方盡筋力挑戰之際敵軍敗走、乘勝追之於高樋川邊、斬首五十餘人、而丁引退時、敵兵雖慕其後不屑、而歸矣、義久進平松原、貴久扣馬於池島之原、諸軍歸來、而後於白銀坂下遂頸實檢矣、五十餘員之中帖佐城主澁谷河内守長男西侯武藏之首亦有之也、義久有敵城下、責降參之不疾者甚急也、然而期後日不果、以故歸于本營矣、今日我之軍中戰死者、加世田之土有馬某・伊集院之芻北某・鷹島水口百姓耳也、今夜岩劍城委而去矣、由是忽入騎步於其城、則有內城失火過半燒失、其翌三日辛未之午

時、父子共入彼城、張帷幕、勸三獻、而後使伊集院大和

守唱凱歌、其後惣陣狩集已下令爲陣拂、昨日當地合戰之

際、岩劔大明神懷以請入白銀陣、命大乘院法印奉遷本社

者也、從大隅右馬守忠將、樺山某及一所之輩、神人等來

當地、而達入平松於手裏之祝言、顯娃氏・伊地知氏亦獻

太刀也、同六日、老父日新齋渡御當地、内城營作已成、

而有移徙祝言、義久歸魔島、大乘院法印與衆徒俱來爲祈

禱也、

天文廿三年十月十二日、帖佐凶徒欲侵加治木、加治木士

卒發出對之挑戰之際、斬獲稱西侯某者云云、申時詣岩劔

大明神、翌日爲歸陣乘船、解纜於脇元矣、同十四日、龍

雲禪寺和尚率百餘口僧徒於平松、修大施餓鬼、同十五日、

魔島諏方神人内侍等、往平松奏神樂於岩劔大明神、又常

珠寺和尚南方僧徒率一百餘口往平松、修大施餓鬼也、

天文廿三年十月十九日、移二男又四郎忠平於岩劔城也、

令法印往彼地爲地鎮矣、日新齋去平松渡御魔島也、

蒲生北村之卒有通志於我軍中者、潛云、我欲逆戈、而來

屬旗下、請定日時發衆兵、聞之、則堅其約、而弘治元年

乙卯正月廿二日、〔以下末卷ニアリ〕

2732 「殉國名載中」

天文二十三年甲寅

八月二十九日、有川新左衛門日當山の土也、來院重朝・蒲生範清・遊谷重治

兵を合せて肝付兼盛を加治木に伐てり、兼 柳田左近允日當山の

盛馳て網懸川に迎戦ふ時死之下も皆同し、土なり、

市來彦六清水・中村舍人佐長濱の・足輕二人一人は加治木、

逆瀬川七左衛門・北原周防介・宮原藤兵衛尉・澁谷兵

庫助、

九月十三日、足輕走太兵衛清水の人也、大中公肝付兼盛を敵

平君は白銀に陣給ふ時き、日當比良に 戦死、兵衛へ戦亡帳ニ左衛門と書けり、竹下外記加治木兼盛、春

信房同上、足輕一人同上、

十五日、石神某足輕にて此夜 同しく死す

十六日、鬼塚吉内左衛門加世田住人にて、同き時濱郷の山に 戦死、入來院氏の兵士宮里三河守に

討ると、黒木七兵衛同しく 死す

晦日、三原次郎四郎重次昌安の子なり、平松の 大寺大學 川向にて戦死、下同、

左衛門或大重ニ作ル非也、又篠原玄蕃允政俊年二十八、子河 孫大口土、

野郷兵衛・大山織部佐經綱或鮮綱・木村源五郎、

此月日、伊集院兵部少輔久綱或作久繼、岩劔城にて戦死、 年六十一歳、下皆同し、

別府治部忠房・町田三郎五郎久次子久吉の、本田丹波守

親純・大島又次郎忠清出羽守忠明の弟忠經の子也、自譜に此 年十月二日岩劔城攻の時戦死、年十八

とあり、外一列も皆此日の戦死ならん、埃考、有村壹岐守・有村隼人壹岐長子、有村少左衛門次、有村助三郎三子也、子孫岩崎太郎三郎岩崎戦死とあり、此時なるへし、

十月朔日、平田備中守宗秀平松岩劔にて戦死、譜は、十二日の事とす、

二日、比志島河内守義弘家臣拾人も同し、有馬次郎三郎加世

田の山口太郎三郎晦日、平松ともあり、はね北名字伊集院之人とあり、長田

太郎左衛門御日記に、鹿兒嶋水口之名とあり、水口乙名、八長田氏、同人ならん、一説晦日の列にも見ゆ、

「日向記卷五」

一天文廿三年七月二日ニ當家ヨリ大軍ヲ出シ、古市時任

近所ノ作ヲ薙ケル、豊州方ヨリ此作薙ヲ見テ、新山ノ

様ニ驅集ル、山東ノ勢是ヲ見テ俄ニ評議ヲ究、今日本

城ニ馳籠ラセントテ、作薙ノ惣人數押寄、本城ノ二重

城戸マテ責入テノ合戦也、山田ノ地頭北郷圖書助ハ、

本城ノ籠城衆也、彼下知ヲ以テ支ヘラル、ヲ伊東右衛

門佐ハ見玉ヒテ、谷口・坂元兩人ノ勇兵ヲ左右ニ立、

眞先ニ進テ名乗カケ、會尺モナク突テ掛リ、終ニ圖書

助ヲ討捕玉フ、是ヲ味方ノ手始トシテ、追詰々々、吾

モくト高名ス、去共本丸名城故、敢テ可落様モナク、引取ントスルモ引難ク、有無ノ大夏ト見ヘケル所ニ、

「義久公譜中」

右衛門佐軍法ヲ制シテ、味方ニ見迎ヲナスナト、跡ヲフマヘテ靜ニコソハ引レケル、天晴無雙ノ良將也云々、

一有號蒲生者、隅州蒲生之主、而與同逆臣祁答院氏・入來院氏・菱刈氏・北原氏等、背 太守不出頭、構鋒楯

爲仇敵、 太守貴久公不得已而欲攻平渠等、天文廿三

年九月十二日、向其地已發出矣、義久亦爲大將酉時進

發、從軍之中軍敗役者伊集院大和守、太刀役者本田彌

六、旗役者梶原新兵衛尉、旗指瀬戸口藤兵衛尉也、其

外加籠・山田・加世田・阿多・田布施・伊集院・吉田

少、市來少、率件諸所士卒、翌早先入狩集陣、而入

日當平陣、 太守貴久公率川上上野介已下麿島・谷山

・喜入・川邊・伊作之士卒、夜半已以當地乘陣也、又

所使知覽・高橋・永吉之士入吉田守兵也、

「公上」

翌早十三、麿島・川邊歩卒等下進脇元、欲放火民屋之際、敵兵發出防禦、且迄坂中攻登矣、梅北宮内左衛門尉・宅

万與八左衛門尉、爲步卒之將、盡筋力致粉骨、于時川邊之士替之合戰散火、于茲吾兄弟三人進向坂口、懼其勇威也、敵兵悉以引退矣、此已下詳記 貴久公之譜、以故略于此也、

2736 「義弘公譜中」

一天文廿三年甲寅九月十三日、太守率軍衆進岩劔城邊、築陣於三所、日當平・狩集・白銀等也予亦爲一陣將守白銀陣、時侵敵城挑戰、未嘗俾渠有閑暇也、十月十九日、移岩劔城、實二十歲也、在彼地警衛不怠者三ヶ年也、

2737 「右馬頭忠將譜中」

天文二十三年甲寅秋、澁谷・菱刈・蒲生三氏、率數多兵攻加治木城、城在隅州、是肝付越前入道以安・同三郎五郎父子之所據也、主聞其急難、則九月十二日、使長男 義久主爲大將援焉、茲時忠將率隅州兵發於清水城、大有戰功、

2738 「左兵衛尉尚久譜中」

加治木之城主肝付三郎五郎、爲澁谷・菱刈・蒲生被犯、

而將向滅亡、大守貴久主不忍肝付之聞危急、天文廿三年甲寅九月十三日、卒薩摩之軍衆、先欲攻平松城、以日當比良之地構本營矣、又尚久爲將帥構一陣於狩集、兩陣相對平松之城、廻謀於軍中、而攻敵城者甚急也、懼其猛威也、帖佐・蒲生・岩劔俱退散、其後陷於平松城、以入手裡者也、

2739 「義弘公御譜中」

天文廿三年十月二日、迫岩劔城侵侮凶徒之際、帖佐・蒲生之士卒殆乎二千餘員渡平松川來、而爲二分屯池島邊矣、味方亦自城下至星原爲二分、先使步卒飛羽箭發鐵炮、後窺得佳期、各爭先不止一足衝入乎敵軍中、盡筋力爲鬪戰、漸敵軍敗走、味方乘勝追北迄乎高樋川邊、獲敵首者五十餘員、而後全師退白銀坂下來遂首實檢、各歸入陣所也、今夜及深更、凶徒委岩劔城、而逃去矣、因茲忽入騎步於彼城、不計失火城內過半焦土矣、同三日、於岩劔城揚太平咄氣、〔本マ、〕而後有三所陣拂也、委曲記 義久公譜、故略于此焉、

2740 「箕輪伊賀覺書」



一天文廿二年四月、蒲生久瀨登山口ニテ濱田民部左衛門

「見于濱田氏譜中」

一其後實久公ニハ廿三年トアリ、廿一年ハ誤ナラン、孰カ是ナルヲ知ラス、實公記ニシタガフテ此ニ載セ置也天文廿一年、大隅加治木・帖佐ノ弓箭ノ根本ハ、  
ニシタガフテ此ニ載セ置也 萩院・入來院連々對守護致緩怠族ナリ、然蒲生モ内々澁谷ニ乍同意、常ニ鹿兒嶋ニ祗候シ、待亂劇事遍ク風聞ス、爰ニ肝付入道威安蒲生ガ心底ヲ伺ヒ問フ、對守護自今以後不可存不忠ノ旨、共ニ誓判ヲ可獻太守ノ由申サル、蒲生不承引、殊ニ澁谷ニ與シテ有謀叛之企テ、無程蒲生・萩院ノ勢ヲ卒シテ、從帖佐至加治木手形ヲ出シケル、然ニ麥刈・北原モ与力ヲ成ス、同八月廿九日、麥刈・澁谷ヲ催シ加治木ニ打出、勝負ヲ決ントス、肝付三郎五郎網縣川ニ出向ヒ合戦シ、敵數多討捕ル、慈モ日ミカタ當山ニ有川新左衛門・柳田左近允打死ス、同町口へ清水・宮内・姫木・長濱ノ者トモ馳連キ、已ニ決勝負、清水ニ市來彦六、長濱ニ中村舍人討死ス、同九月十日、大隅勢打廻ラレケルニ、敵出合終日相戦フ、敵五六人討取レハ、長濱ニモ雜兵共打死ス、既ニ大隅ノ弓箭及大破、威安入道父子抛身命抽忠節ノ間、爲御扶助云々、

「參考」

天文廿三年十二月二日、御大將 忠平公岩劔御合戦ノ時

軍勢、

大將 島津右馬頭忠將

大將 左兵衛尉忠辰 尚久初ノ名

箕勾舍人

折田權五左衛門

河野弥左衛門

「忠元譜中」

一天文二十三年甲寅、萩院良重・蒲生範清等惡肝付兼

演、以加治木降、公八月、發兵伐兼演於加治木、九

月十二日、公及 世子貫明帥兵、陣于日當平以救兼

演、忠元從軍、前此蒲生範清使其臣西侯武藏守盛家等

戊岩劔城、十三日、公遣兵縱火脇元、時城兵發出、

我兵與之戰於瘦五郎坂之下、忠元有功、伊作士人宮

原源太左衛門右衛門之弟、等觀而賞之云、

「全」

一岩劔御陣之時、やせ五郎之下ニテ合戦、伊作衆宮原右衛門弟源太左衛門、證跡殿同仕候、

2745 「貴久公御譜中」

一天文廿三年十月十九日、移二男又四郎忠平於岩劔城也、令法印往彼地爲地鎮矣、 日新齋去平松渡御麿島、

2746 「忠元勲功記」

一天文廿三寅年、右之肝付兼演加治木をさし上降參仕候處、祁答院良重・蒲生範清等、右之兼演を可相攻との企ニ而、蒲生方西侯武藏守盛家と申者江岩劔城を爲守置、同年八月、加治木ニ操寄段被聞召及、同九月、大中様并 貫明様御直ニ爲御救、日當平迄御出馬、忠元ニ茂被召列、脇元邊放火ニ付、瘦五郎坂と申所ニ而合戦有之節、忠元抽衆高名爲仕由御座候、

2747 「調所兵部少輔傳」

天文二十三年甲寅八月、祁答院良重・入來院重朝・蒲生範清・澁谷重治合師、二十九日一説九月十日、伐肝付兼盛於加治木、兼盛迎戰于網懸川、時清水・宮内・姫城・長濱衆

續、與敵鬪多死傷者、蓋兵部亦奮戰死之、舊系、貴久公時而無年月、推時法名滿山良盛上座、戰死于加治木云、與事、應在此時、

2748 「貴久公記」

(本文ハ二七四九号記事ノ前半ト同文ニツキ省略ス)

2749 「貴久公記」

一天文廿三年、隅州加治木・帖佐之弓箭之根本者、祁答院・入來院連と對守護洞ニ致緩怠ヲ族也、然處ニ蒲生モ内々澁谷ニ乍同意、常ニ鹿兒嶋へ祗候シ、世間之待亂劇事遍風聞ス、爰肝付以安蒲生之間心底入魂、太守へ於御奉公者、可被捧神判之旨雖被申、蒲生不承引、澁谷ト一味ト云懸、其互有武略調法之儀、無程從蒲生・帖佐至加治木出手形、其已後、菱刈・北原モ祁答院ヲ見續、然者八月廿九日、澁谷・菱刈・蒲生催人數ヲ加治木へ相絡之處ニ、肝付三郎五郎網懸河ニ掛向合戦仕、敵四人討取、慈モ日當山有川新左衛門尉・柳田左近、加治木ニ足輕一人討死ス、同町口ニ清水・宮内・姫城・長濱衆續合、既決勝負ヲ、清水ニ市來彦六、長濱中村舍人討死ス、九月十日、敵加治木絡散當作ヲ、

又々大隅衆馳續、四五日軍有、敵一人討取、長濱足輕一人越度ス、然者大隅之弓箭及大破之刻、以安父子無二抛身上ヲ抽忠節、故ニ爲御助成、同年九月十二、至平松ニ、太守様被成御發足、日當比良ヲ惣陣トナス、狩集之陣左兵衛尉殿太將タリ、從兩陣對平松、毎日之箭師言語ニ不及述ニ、同十三日、隅州之足輕、早朝西之別府之村々燒拂處ニ指合、敵一人討取、慈モ清水ニ走太兵衛、加治木ニ竹下外記討死ス、各軍衆者帖佐口ニ指寄、敵岩野原ニ出合處、加治木・姬城衆先トシテ各々彼敵ニ合戰碎手ヲ、則敵ヲ追退加治木ニ、春信房足輕一人此場ニ討死ス、兩陣軍衆依繁多成、御陣内逼迫之間、爲多勢ヲ賦カ、重テ又四郎殿爲大將、銀之陣衆構之日々合戰御勝利也、爰鬼塚吉内左衛門尉ト云究竟之兵有、黒木七兵衛爲案内者間、岩劔之詰口ヲ猶以爲見檢カ、白晝ニ城之麓ニ忍寄、敵見之遮跡ヲ之間、近付敵二三人切付、彼兩人無余儀討死ス、就中同月晦日、平松之麓星原軍有、太守様御父子策駿馬給間、軍旅合カヲ得大利ト云リ、爰三原次郎四郎・大寺大學左衛門尉・大山織部佐捨一命ヲト云々、同日星原之軍依猛ニ、武衛以下知軍兵多々被走遣、相殘人數ニテ被攻敵陣ヲ、

2751

『箕輪覺書』  
 『廿三年申寅九月ナルヘシ』  
 一天文廿二年癸丑三月十三日、太守平松ニ御發向有テ、  
 『岩劔合戰古日記云、天文廿三年九月十二日酉刻ニ打甚敷被御出陣トアリ、又寅日當平ノ地ヲ惣陣トシテ、舍弟左兵衛尉尚久、此時ハ、久公記ニモ廿三年トアリ、左アレハ廿二年癸丑三月ハ誤ナラン、然トモ孰レカ是爲大將狩集ニ陣ヲ取、兩陣差合對平松、毎日出合矢軍

2750

其時山口太郎次郎討死ス、然者十月二日、於平松之軍ニ、帖佐・蒲生・岩劔之人數敗軍ス、慈ニ有馬次郎三郎一人討死ス、數度之合戰依高ニ立給、無程平松之城御手裏入、從其以來雖有日夜之軍、無指事之刻、蒲生北村ニ内通之者有、於中途何カシ出合相談シ、達上聞之間、〔下文末ニ載ス〕

「樺山玄佐日記」

一其後以安父子安藝守以相談、典厩様押立申、加治木・帖佐及儀絶、祢答院・東郷・蒲生、殊入來院ハ岩劔を覺悟之間、一段當敵に、其前郡山をも押而被召取、故ニ致御恨之處、御屋形様岩劔上之高山に被成御着、祢答院自身在帖佐、其外四ヶ所蒲生催多勢出合數度合戰、幾度も御陣衆被得御勝利、無程岩劔被召取云々、

ナルヲ知ラス、先ツ古日記等ニ隨ヒ此ニ戰セ置ナリ

アリ、大隅ノ陣士足輕共西別府ノ村々在郷ヲ燒拂ヒ、

馳連ク敵二三人討捕ル、慈ニモ清水ニ足輕走太兵衛、

加治木三郎五郎カ郎等竹下外記討死ス、又帖佐ノ岩野

原ニ互ニ出合、相戰フコト朝夕無隙コト見ヘケリ、兩

陣ノ軍事繁多ニ依、御陣内逼迫ノ間、勢ヲ爲賦、重テ

右馬頭忠將ヲ爲大將、銀坂ニ御ヲ取玉フ、日々ニ出合相

戰フ、爰ニ加世田ノ住人ニ鬼塚吉内左衛門ト云剛性ノ

者アリ、『十六日打死』黒木七兵衛尉ヲ案内者トシテ巖劔兩口ノコケ

ヲ爲見、白晝ニ城ノ麓ニ忍寄ノ處ニ、敵是ヲ見付テ中

ニ取籠メ討タントス、彼等剛兵ノ者ナレハ、散々ニ戰

ヒ追マクリ、已ニ切通ラントセシ處ニ多勢馳重レハ、遂

ニ入來院郎等ニ宮里參河守ニ討レケルトソ聞ヘケル、

就中同晦日ニ、平松ノ麓於星原折角ノ合戰アリ、逆徒

回狼心ノ謀、催多勢企伏兵、貴久・又四郎忠平父子打

テ出、逆徒回武略トモ何程ノコトカ有ヘキ、其時忠平

十九歳、今日戰場ノ初也、イザ蹴散ントテ陣中ノ卒軍

兵、不屯足懸入玉フ、貴久ツ、ヒテカケ入玉ヘハ、皆

輕一命、爰ニ三原二郎四郎・大寺大學左衛門・大山織

部助・河野江兵衛・木村源五郎ナト、名譽ノ懸合ヒ捨

身テソ戰ヒケル、星原ノ師サ餘リ依猛、左兵衛尉忠辰

尚後ニ、勢ヲ少シ引分テ星原ニ差遣ス、サレハ帖佐・蒲

生ノ軍徒負色ニ成ル、慈ノ士卒之ヲ見テ弥攻入戰ヘハ、

遂ニ敵敗北シテ逆徒多ク討レケル、忠辰ハ引分タル勢

ヲ以平松ヲ攻玉フ、暫ク難落カリケレハ、先差置テ退

ケル、其時山口太郎三郎・有馬二郎三郎・長田太郎左

衛門打死ス、然トモ平松星原ノ師慈ノ勝利ナレハ、同

十月二日『廿三年ナルヘシ』逆徒等放火岩劔落去ス、岩劔可有

在番所トテ、即忠平・忠將大將トシテ、各在番ヲソ勤

ラル、

2752

於岩劔御合戰之刻之事

一天文廿三年九月十二日酉之刻に打立被成、御出陣之次

第、

御大將軍若殿

義久公

軍敗者〔配カ〕

伊集院大和守

御太刀役

本田紋六

御番役

梶原新兵衛

御幡指

瀬戸口藤兵衛

一御屋形貴久様御太刀之役、鎌田甚五郎、

一若殿様爲御大將、加兒・山田・加世田・阿多・田布施

・伊集院・吉田之軍兵少く、市來衆少く被召烈、夜明候而狩集之御陣に御乗被成、夫より日當平如御陣御出被成候、

一御屋形様御供、川上上野介其外谷山・鹿兒島・伊作・

川邊・喜入之衆被召烈、夜半計に日當平之御陣に被召乗候、吉田之番知覽・高橋・永吉之人數被召置候、

一十三日に、川邊衆・鹿兒嶋之足輕衆、辰之刻より午刻迄脇元の人衆放火之遣候所に敵出會、坂中迄差上り軍

仕候、味方之足輕大將ニは梅北宮内左衛門・宅間與八左衛門盡粉骨被相働候、然る所に川邊衆指替り合戦被

致候、又御兄弟 御三殿坂口まで御差向候、敵是を見て引退申候、其時分敵ハツ之むれへ登る由被開召候而、

谷山之人數を被指遣候、谷山衆以外被働、敵あまたに矢を射付坂を追下、味方ハ無何事被引上候、大隅衆

ハ帖佐へ被働候處ニ、於岩嶽 典厩様御大將にて合戦被成候由、未之刻計に御使僧を以御申候、午之刻に於

御陣場大和守殿勝吐氣被上候、頓而阿多若狹守にて矢合被成候、其晩に及て雨少しふり霧深く、依て天氣つ

ねならず候、陣に御乗被成候時分、御加例之稻荷火をとぼし候、光物なんとあり、伊地知殿早朝被參候、頼

娃殿晝時分に參にて候、

一十四日、霧之渡り物成、天氣つねならず候、郡山衆新留ニ而敵八人被打候、仕方之人數廿八人計と聞得候、

未之刻に脇元へ爲打廻、典厩様御船五艘にて陸ちかく被押寄、鉄炮を以敵三三人被射伏、頓て船押御歸候、

其夜戌之刻計に、鹿兒嶋衆七八人指下、星原の家に放火被遣候、於帖佐敵壹人被打取候、是ハ晝之事也、其

夜吉田衆帖佐へ忍越、人家に放火被遣候、御陣之向之尾ニいなりうたひ申候、

一十五日、御屋形様狩集之御陣に御出被成候而、山やかれ候、

一十六日、鬼塚吉内左衛門・黒木七兵衛於濱墾之山打死仕候、前之夜吉田衆石神名字之者足輕壹人、敵城之麓

ニ而打死被申候、加世田八幡之座主より御使僧被上候、北郷殿より使僧御進上にて候、若殿様狩集之御陣普

請御させ被成候、

一十七日未之刻計、狩集之陳衆燒山に見え候敵を追拂ひ、申之刻初迄之矢軍、帖佐よりも麓迄敵續候得共、無由

引歸候、山之内へ敵弓鎗桶など捨置候、大殿 忠良様鹿兒嶋へ御光儀之由、其聞得候、戌之刻計に脇元へ

御嘉例之稻荷火をとぼし候、夜半計に谷山・鹿兒島・下大隅之軍兵、白かねの陣へ被乗候、御大將又四郎殿ニ而候、

一十八日、大隅之人數帖佐之別府川へ船數五十計ニ而被寄候、鹿兒島よりも船五十艘計ニて脇元へ上り作敷仕候、別府川之船も未之刻計に脇元へ漕寄候、敵出合候得は、鉄炮をはなたれ候得は散乱候、夫より典厩様・助太郎殿御陣へ御參候、其外大隅一所之衆少々被參候、肝付より使僧被參候、其晚に御屋形様白かねの御陣へ御出被成候、其夜より御留ニて番之事共被仰付候、法印様衆徒中召烈、晝時分に御陣之御祈禱被成候、大上様より御使者被進候、其夜於脇元御嘉例之火とぼし候、晝程雨ふり候、

一十九日早朝、如宗陣御歸候而、蒲生へ御使僧被遣候、若殿様白かねの御陣へ御出候、伊集院之足輕五人ニて、於入木院敵三人打候而參候、仕方之日者十七日と聞得候、大殿様へ三原伊豆守殿御使者として被參候、其夜餅田原より蒲生堺迄稻荷火見得候、

一廿日、白かねの御陣衆談合を以伏草仕役候、脇元へ二草伏候而、相揃人數ニて敵城之麓あき家とも放火し、

其外鹿兒島より船數五十計にて脇元にのほり、作刃取り候處に、足輕少々罷出矢軍仕候へ共、させる事なく候處ニ、帖佐より百計續合味方之足輕に射合候、味方態と足を亂し被開候を、敵切付候而伏草ちかく來候を、

人數三百計り伏起候而被懸候へハ、敵たまらず敗軍仕候を、追詰候而合戦候、太刀初ハ藪田與右衛門、分捕之人數者梅北宮内左衛門・川野又九郎・足輕源五郎、以上敵三人打、あまた能矢被射候衆數不知候、若殿様御兄弟御出候而仕役御覽候、同朝狩集之陣衆焼山をはらひ候而、鉄炮なんとはなたれ候、蒲生へ被遣使僧被罷歸候、宗陣へ大殿様御着候、やかて其晚狩集之ことく御出被成候、肝付三郎五郎被參候、吉田來きりとをしより指寄候而、作散され候、

一廿一日、白かねの陣衆脇元へ少々被指下候而、川上に小舟拾艘計隠置候をとらせられ候、家など放火、不断光院御出ニて候、やかて鹿兒島へ歸被成候、北郷殿より使僧被參候、御屋形様狩集之御陣へ御出候而、暮時分御歸ニて候、其時分より、敵山を焼はらふ音聞得候、

一廿二日、焼山に敵三百計見え候而、普請仕候と見得候

所を、狩集の御陣の人数被出向候而、互に鉄炮取合にて被戦候、大隅・鹿兒島の船以上六七艘にて、脇元のほり作取候、若殿様御出被成候而矢軍御覧被成、酉之刻に御歸候、

一廿三日、させる事なし、

一廿四日、大殿様御出被成候而御談合被成、晝程に如鹿兒島御歸被成、焼山に家とも作候、若殿様も御歸宅にて候、祢寝より使者被參候、清水・長濱・加治木より使者使僧被參候、

一廿五日、町田伊賀守・比志島宮内少輔大隅へ爲使者被參候、御屋形様白かね陣へ御出にて候、若殿様鹿兒島如御陣御出にて候、

一廿六日、又六郎殿御歸被成、町田伊賀守・比志島宮内少輔大隅より被罷歸候、未之刻計に若殿様白かねの御陣へ御出候而、軍兵少く敵城之麓へ指被遣候、敵も少く出合、星原之邊にて矢軍候而引被退候、帖佐より敵少く續合候得は、無何事引歸候、狩集の陣衆も焼山に矢軍候、鉄炮にて敵二三人被射伏候、味方にも一兩人手負候、肝付より伊集院三河守爲御番被參候、一廿七日、福昌寺之かんそ廻方坂より上爲御使被罷立候、

新納四郎殿御參にて候、佐多殿より使者被參候、吉田衆仕方ニ被罷出候得とも、無指事ひかれ候、

一廿八日、加世田より周防之介殿御使者ニ御參被成候、

一廿九日、仕方兵を被成候、加治木・市木より使者被參候、酉之刻計白かねの陣衆麓に指下候、十人計被寄候處ニ、敵も二十人計出合候而、少く矢射被合候得共、無指事被引候、於宗陣戌刻計に稻荷御うたひ候、

一卅日、眞幸へ被遣候使僧正雲寺・正東庵被參候、大上様より御使者を以大般若之配帳被進候、未之刻計狩集の陣衆焼山に指下、矢軍半時計候處に、白かね之陣衆少く坂下に被下候而、かゝる所に敵出合、申之刻之初より軍初り、先味方より初之追籠敵壹人打取候、夫より帖佐・蒲生衆續合候而、敵きをひかゝり合戦候、味方之太刀初ハ比志島宮内少輔、高名之人数其外數多有り、かくて酉之刻迄勝負見得ざる所に、伊集院治部少輔被申上候者、先く若殿様御續被成、其後屋形様御立候者、爰元至て合戦候へす、味方之可爲難儀之由上覽に及而、相殘人数召烈御續被成候、是を見て狩集之陣衆も少く被續合候、然者又合戦初り候而、敵以上七人被打取候、平松川之向まで追詰られ候而、味方何

事なくひらかれ候、味方打死之人數、三原次郎四郎・大寺大覺左衛門・大山織部佐、手追之人數<sup>(真カ)</sup>・三之陣人數しられず、伊集院大和守殿勝吐氣上被成候、時分者成之刻に及候、彼合戦之時分、狩集之軍兵燒山に被懸候而、屏涯近く切上られ候得共、先く被引退候、加世田衆壹人打死被仕候、

一十月朔日、大上様より使者有り、肝付より之番衆ニて候、若殿様御寄合ニて候、三ツ之陣衆・吉田衆被參候而、明日之仕方之兵を被成候、其夜御家之人數被打入候、其刻計に御陣之向之尾に稻荷御うたひ候、被成候、いづれも目出度之由被申上候、夜半計、狩集之人數山を下而被伏候、

一二日、若殿様御打立被成候而、銀之御陣之城戸之外迄先く御出被成候、然者先吉田之人數を以、城之西口夜明る時分さし寄、たれを二重三重取てあき家など放火ニて候、少引退籠にすわれ候、扱左兵衛殿御手之衆被伏起候而、同城之籠へすわり候、白かね之陣衆も星原之邊へすわれ候而、作敷被取候、かゝる所に帖佐・蒲生より一二千計と見得候而、平松川さしとをりて池嶋あたりに二手に分てひかへ、足輕少く指出候、味

方よりも足輕少くにて矢軍初り、味方之大勢二手に分てせめかゝり、敵を待かけ難戦、面もふらすせめ破候得は、おひかけ／＼打程に、高ひの川之邊迄追つめて、敵以上五十人計被打捕候、のき場に敵少く付候得とも、無指事候、若殿様平松の原指御掛候、御星形様軍ありさうに見得候へは、從御陣御續被成候、池嶋之原迄御馬を出され候、夫より白かね之坂之下にて頭御実檢候、若殿様いまた平松之城之籠に御座候而、城を渡候得とせめ使を御立候、雖然追而談合之由申程に、先く御ひらき、味方ニは加世田之有馬名字之者、伊集院はね小名字<sup>(北カ)</sup>、鹿兒島水口之乙名打死仕候、蒲生ニも大和守殿使僧被遣候、子之刻計に城を捨て、逃のき候由聞得候て、味方之人數頓て御のり被成、御覺悟罷成候、かゝる所に何とかしたりけん、内城より火を出し、城半分計燒候、

一三日辛未午之刻、御父子共に御陣より城のことく御出ニて候、内城に御幕を被打、御三獻參候、それ過候而、大和守殿太平之吐氣を御作り候、其後宗陣・狩集之陣、同陣拂させられ候、岩劔大明神昨日之破に白かねの陣のことく奉懷取、法印に被仰付、本社に奉移、



御屋形様御代に酉之刻計に參被成、從大隅 典旣様御使者御進上にて候、栴山殿御參候、其外一所之人數社家衆不殘被參候、坂之上より監寺廻方被罷歸候、穎娃殿・伊地知殿御太刀被上候、戌之刻に大和守殿岩直ニ吐氣上被成候、

一四日、夜之内より巳之刻迄雨降候、從肝付之番衆伊集院三河守暇被申候、北郷殿より御使僧ニ候、

一五日、北郷殿より津曲名字之人御使者に被參候、肝付殿より使僧被參候、

一六日、若殿様神に御參候、新納殿御參候、以安も被參候、帖佐堺之人數少々被出候、大殿様御光儀候、肝付殿より使者參候、北郷殿よりも使僧被參候、蒲生へ被遣候御使僧被歸候、酉之刻計に 典旣様御參候、

一七日、若殿様御兄弟、何れも鹿兒島のことく御歸宅被成候、法印衆徒同心にて御祈禱被成候、鹿兒島之諷方之はうり内侍召寄候而、十五日社に御かくら被成候、

於合戰場南方之僧衆百人余にて大施餓鬼被成候、道師常珠寺之東堂、所々之人數少々御暇被申候、酉之刻に亥日之御祝參候、從帖佐落人被參候、

一八日、鎌安殿様御參候、

一九日、菱刈より使僧參候、蒲生よりも兩使僧被參候、

祢寢も使者候、飢肥より爲御番平山越後守殿・日置治部左衛門被參候、亥之刻計に、燒山之あたり稻荷御うたひ候、

一十日、鎌安殿様御歸被成候、

一十一日、北郷殿より御使者小杉右近・不断光院、御出船之由其聞得候、典旣様暇御申候、求麻より使僧被參候、

一十二日、帖佐より加治木に勢遣候、加治木衆出合、西俣名字之者壹人被打取候、申刻に岩劔大明神へ 御屋形様御社參候、

一十三日、脇元より船にて 御屋形様御開陣被成候、

一十四日、龍雲寺東堂僧衆百人余りニ而、大施餓鬼にて候、

一十九日、岩劔へ又四郎殿御移被成、大上様如鹿兒嶋御出被成候、法印御越候而地鎮被召候、

右者、於帖佐平松岩劔御合戦之刻之古き日記、寫置候也、

「久保公御譜中」

—女子

島津豊後守朝久室

天文廿三年甲寅誕生、母北郷左馬助忠孝女、

—鶴壽丸

—久保

又一郎

追而岩切可樂急度其方へ參上申入□

浦々の船之事、早々廻させ申へく候、

御書細々令披見候、仍陳取相定候之由、千勝万歳候、殊正宮御くし目出候之通、一段大慶に候、我々其方迄可參之由、得其心候、何さま以二三日可存立候、各之合戦之とうほ、手を能くすへ候へてハにて候、下知に隨ハさらん者を、堅御成敗之義定肝要候、萬吉、恐々謹言、

九月廿三日

日新御花押

愚谷軒

又三郎殿

御返報

日新

「正文在垂水邸」

大隅國宮内龍波見知行之夏、小法橋之讓之所、今度別而安堵之儀、任前々、不可有相違之狀如件、

天文廿三年霜月十三日

右馬頭判

尚々陳者用心なか／＼可然候、

御陳とり目出度存候、仍はいたての事、又四郎より承候、

我等かにもたせ申候、なか候間、そのめされ候ニ

まさり候ハ、かへにてつかハさるへく候、又六郎より

もこての事承候、是も我等かにもたせ申候、御つかハ

し候へ、又あかく候を見出し候、それのにてか候らん、

是も同くもたせ候、万吉、かしこ、

「天文廿三秋」

九月十五日

愚谷軒

日新

又三郎殿

參

「覺書」

「文正三年也」

十二月二日、帖佐ヨリ敵少々出テ打廻ル、此方ヨ

リモ少々出□互ニ矢軍シケルホドニ、次第ニツ、キ合

ヒ、敵モ慈モ大勢ト成リ攻戰フ、箕勾舎人・折田權五左衛門・河野江左衛門ナト云者、名譽ノ合戰シタリケル、大將忠平・忠將・忠辰、何レモ馳連キ玉ヒ、次第ニ烈シク成テ戰フ程ニ、如何ナル大事モ出來ナント思フ<sup>(宛ニ)</sup>、日モ漸々暮ヌレハ、互ニ相引ニソ引ニケル、

文  
書  
・  
記  
事  
目  
録

## 例言

- 一 この目録は、本巻に収められた文書・記事の全部を、底本の配列に従い、通し番号を付して収載したものである。
- 一 文書は、番号のほか、年月日、文書題を記載し、記事は、年月日の欄に（記事）と記し、かつ記事題を付した。
- 一 文書の年月日のうち、原文書記載の年紀はそのままとし、補筆（朱書または朱カキの注あり）の年紀は（ ）で囲み、疑義のあるものは「」で囲んで区別した。
- 一 年紀を欠くものうち、推定しうるものは「」で囲んだ。
- 一 月の異称は数字に改めたが、正月、朔日、晦日などはそのまま残した。

卷二十六

- 一 延文 二年 正月 廿日 渋谷重勝寄進状
- 二 延文 二年 正月廿八日 藏人頭日野時光奉口宣案
- 三 延文 二年 正月廿八日 藏人頭日野時光奉口宣案
- 四 (記事) 島津氏久譜
- 五 正平十二年 二月十一日 博多ひいのかわ後家讓状
- 六 延文 二年 三月廿九日 治部大輔某書下
- 七 正平十二年 四月十五日 島津氏久書下
- 八 正平十二年 四月 廿日 島津氏久宛行状
- 九 正平十二年 四月 廿日 島津氏久宛行状
- 一〇 正平十二年 四月 日 比志島範平軍忠状
- 一一 正平十二年 四月 日 比志島範平軍忠状
- 一二 正平十二年 四月十四日 島津氏久書状
- 一三 正平十二年 四月廿八日 島津氏久宛行状
- 一四 正平十二年 五月 日 野田刑部左衛門軍忠状
- 一五 延文 二年 五月 日 建部清増軍忠状
- 一六 延文 二年 五月 日 衾寝重種軍忠状
- 一七 延文 二年 五月十九日 一色直氏宛行状
- 一八 延文 二年 五月十九日 一色直氏宛行状
- 一九 延文 二年 閏七月 一日 平重□寄進状
- 二〇 正平十三年 八月十二日 島津道鑑久・師久連署去状
- 二一 (記事) 肝付兼氏譜
- 二二 正平十二年 八月十三日 伴兼里寄進状

- 二三 延文 二年 九月 四日 酒勾貞阿寶証状
- 二四 正平十二年 九月 廿日 島津氏久書下
- 二五の一 正平十二年 十月 五日 牛屎氏某覚書
- 二五の二 十月 五日 島津師久書状
- 二六 延文 二年 十二月十三日 一色範親宛行状
- 二七 (記事) 肝付兼氏伝
- 二八 正平十三年 三月 六日 征西將軍官令旨
- 二九 正平十三年 四月 四日 島津氏久立願文
- 三〇 延文 四年 (四九) 四月 五日 島津道鑑讓状
- 三一 延文 四年 四月 五日 島津道鑑讓状
- 三二 正平十三年 四月廿六日 柿木原隆実軍忠状
- 三三 正平十三年 四月廿八日 島津氏久寄進状
- 三四 正平十三年 四月廿九日 伴兼世契約状
- 三五 正平十三年 五月 一日 島津氏久宛行状
- 三六 正平十三年 六月十八日 征西將軍官令旨
- 三七 正平十三年 七月 一日 島津氏久安堵状
- 三八「延文 三年」 七月廿九日 足利義詮御教書
- 三九「延文 三年」 八月 六日 足利義詮御教書
- 四〇 正平十三年 八月十二日 島津道鑑・師久連署去状
- 四一 延文 三年 九月 四日 正八幡宮領家御教書
- 四二 延文 三年 九月 十日 執印某施行状
- 四三 正平十三年 十月 廿日 島津氏久書下
- 四四 正平十三年 十一月 九日 島津氏久書下

四五	正平十三年	十二月 二日	菊池武光禁制	七〇	延文 五年	二月十八日	島津氏久書下
四六	正平十四年	正月十一日	伴基榮寄進狀	七一	延文 五年	(記事)	太平記
四七	延文 四年	三月廿九日	島山直顯書下	七二	延文 五年	四月十九日	渋谷重門寄進狀
四八	延文 四年	四月 五日	島津道鑑讓狀	七三	延文 五年	六月十三日	島山直顯契狀
四九	延文 四年	四月 五日	島津道鑑讓狀	七四		(記事)	肝付兼氏伝
五〇	延文 四年	四月 五日	島津道鑑讓狀	七五		(記事)	島津道鑑譜
五一	延文 四年	四月 五日	島津道鑑讓狀	七六	延文 五年	八月廿二日	島津道鑑下文
五二	延文 四年	四月 五日	島津道鑑置文	七七	文和 三年	八月十六日	本田兼阿讓狀
五三		(記事)	北郷資忠譜	七八	延文 五年	十一月 一日	細川清氏施行狀
五四	延文 四年	四月 五日	島津道鑑讓狀	七九	(康安 元年)	二月 一日	島津氏久書狀
五五	正平十四年	四月十九日	島津氏久預ケ狀	八〇	延文 六年	二月廿四日	島津氏久寄進狀
五六		(記事)	太平記	八一	延文 六年	五月廿八日	島津師久下文
五七		(記事)	殉国名敷	八二	延文 六年	六月廿九日	一色範親感狀
五八	延文 五年	三月十八日	正八幡宮長吏御教書	八三	康安 元年	六月 日	島津道鑑代得實申狀
五九	正平十四年	六月廿一日	長谷場純阿・実純連署讓狀	八四	延文 六年	七月十一日	島津氏久書下
六〇		七月 四日	菊池武光書狀	八五	延文 六年	八月廿四日	島津氏久寄進狀
六一		(記事)	島津道鑑譜	八六	延文 六年	十月 九日	一色範親感狀
六二	延文 四年	八月十七日	正八幡宮領家御教書	八七		(記事)	島津氏久譜
六三	正平十四年	八月 卅日	島津氏久安堵狀	八八	(延文 三年)	七月廿九日	足利義詮御教書
六四		(記事)	島津氏久譜	八九	(延文 三年)	八月 六日	足利義詮御教書
六五		(記事)	佐多氏譜	九〇		(記事)	肝屬兼氏譜
六六	正平十四年	十一月 十日	島津氏久書下	九一	康安 元年	四月 十日	島津道鑑代得實申狀
六七	正平十四年	十一月十五日	島津氏久宛行狀	九二	康安 元年	六月 日	島津道鑑代得實申狀
六八	正平十四年	十一月廿七日	島津氏久宛行狀	九三	康安 元年	七月 日	正八幡宮領帖佐村供田坪付注
六九	正平十五年	二月十一日	伊集院道忍 <sub>忠</sub> 書狀				文

九四 康安 元年 十月十六日 斯波氏經軍勢催促狀  
 九五〔康安 元年〕 七月 廿日 斯波氏經書狀  
 九六 延文 六年 十二月 五日 島津氏久預ヶ狀  
 卷二十七

九七 (記事) 島津國史

九八 三月 八日 島津道鑑貞書狀

九九 康安 二年 三月廿五日 斯波氏經感狀

一〇〇 康安 二年 三月廿六日 大隅国在庁利米借狀

一〇一 (記事) 殉国名數

一〇二 康安 二年 六月十五日 正八幡宮長吏御教書

一〇三 康安 二年 六月 日 島津道鑑申狀

一〇四 (記事) 島津氏久譜

一〇五 (記事) 本田重親伝

一〇六 康安 二年 七月十八日 島津氏久宛行狀

一〇七 康安 二年 七月廿一日 島津氏久宛行狀

一〇八 康安 二年 八月廿五日 島津師久補任狀

一〇九 康安 二年 九月 六日 足利義詮感狀

一一〇 康安 二年 十月 八日 沙弥親宗奉書

一一一 康安 二年 十二月 四日 正八幡宮留守康俊用途請取狀

一一二 応安 三年 三月十一日 正八幡宮長吏御教書

一一三 貞治 元年 十月十七日 足利義詮感狀

一一四 貞治 元年 十月十七日 足利義詮感狀

一一五 貞治 元年 十月十七日 足利義詮御教書

一一六 貞治 元年 十月十七日 足利義詮御教書

一一七 貞治 元年 十月十七日 足利義詮感狀

一一八 貞治 元年 十月十七日 足利義詮感狀  
 一一九 十一月 二日 足利義詮御教書  
 一二〇 康安 二年 十二月 一日 島津氏久偏諱宛行狀  
 一二一 十二月廿五日 宮内大輔今川三雄書狀  
 一二二 正平十八年 二月十七日 沙弥成栄讓狀  
 一二三 指宿氏系図

一二四 正平十九年 二月 一日 後村上天皇綸旨

一二五 延文 八年 二月廿四日 島津氏久寄進狀

一二六 貞治 二年 四月 上旬 島津氏所領注文

一二七 島津氏重書目錄

一二八 貞治 二年 四月 十日 島津道鑑讓狀

一二九 貞治 二年 四月 十日 島津道鑑讓狀

一三〇 貞治 二年 四月 十日 島津道鑑讓狀

一三一 貞治 二年 四月 十日 島津道鑑讓狀

一三二 貞治 二年 四月 十日 島津道鑑讓狀

一三三 貞治 二年 四月 廿日 正八幡宮領家御教書

一三四 貞治 二年 四月 廿二日 正八幡宮領家御教書

一三五 貞治 二年 四月 廿五日 尼祖鑑文書請取狀

一三六 貞治 二年 四月 廿五日 あね々文書請取狀

一三七 貞治 二年 五月 二日 島津師久譜文

一三八 貞治 二年 五月 六日 伊集院道忍忠等寄進狀

一三九 貞治 二年 五月 八日 渋谷重門証狀

一四〇 (記事) 島津元久譜

一四一 (記事) 島津貞久譜

一四二 貞治 二年 十一月十五日 正八幡宮永賢供米結解狀



一四三		(記事)	島津国史	一六八	正平廿二年	二月十日	後村上天皇綸旨
一四四	貞治 三年	五月十五日	足利義滿補任御教書	一六九	貞治 六年	二月十八日	山田忠経讓狀
一四五	(貞治 三年)	七月十七日	正八幡宮領家御教書	一七〇			山田氏系図
一四六	貞治 三年	七月廿五日	北郷道明讓狀	一七一	正平十二年	四月 日	比志島範平軍忠狀
一四七	正平十九年	九月十四日	藏人頭西園寺実秀奉口宣案	一七二		(記事)	島津国史
一四八	正平十九年	九月十四日	後村上天皇綸旨	一七三	貞治 六年	六月十七日	島津氏久寄進狀
一四九	(正平十九年)	九月十五日	藤原顯方書狀	一七四	(貞治 六年)	六月十七日	島津氏久書狀
一五〇		十一月廿二日	島津道鑑書狀	一七五	貞治 六年	六月廿七日	島津氏久・基久連署安堵狀
一五一	貞治 四年	三月 八日	大隅國在庁質券	一七六	貞治 六年	七月 四日	島津氏久預ヶ狀
一五二	貞治 四年	七月十三日	長谷場久武・氏純連署狀	一七七	貞治 六年	七月十九日	島津氏久立願文
一五三		(記事)	島津国史	一七八	貞治 六年	七月廿四日	島津氏久立願文
一五四	貞治 四年	閏九月十七日	渋川義行書下	一七九		九月廿四日	島津玄久氏書狀
一五五	貞治 四年	閏九月廿六日	北郷北方相分注文	一八〇	貞治 七年	五月廿八日	若松忠貞田地売券
一五六	貞治 五年	正月廿六日	正八幡宮領家下文	一八一	貞治 六年	十月 一日	覚阿讓狀
一五七	貞治 五年	二月十八日	島津氏久書下	一八二	貞治 六年	十月 一日	覚阿讓狀
一五八		七月十一日	北条守時巻教請取狀	一八三	貞治 六年	十月廿七日	古河田蘭堺実檢帳
一五九	貞治 五年	三月 五日	島津師久所領目録	一八四	貞治 六年	十月廿七日	古河田蘭堺実檢帳
一六〇		(記事)	島津国史	一八五		(記事)	島津国史
一六一		(記事)	殉国名載	一八六	貞治 七年	二月 三日	島津氏久契狀
一六二	貞治 五年	八月廿三日	島津師久預ヶ狀	一八七	応安 元年	三月 六日	正八幡宮領家御教書
一六三	貞治 五年	八月廿三日	島津師久預ヶ狀	一八八	応安 元年	五月 廿日	正八幡宮留守康俊用途請取狀
一六四	正平廿一年	三月十五日	雲板銘	一八九	貞治 七年	三月廿七日	島津師久預ヶ狀
一六五	正平廿一年	九月 二日	渋谷重門寄進狀	一九〇	(応安 元年)	四月 二日	島津氏久書狀
一六六	貞治 五年	十一月	島津氏久願文	一九一	貞治 七年	五月十八日	長谷場久武讓狀
一六七	正平廿二年	正月廿九日	渋谷重門置文	一九二	貞治 七年	五月廿八日	若松忠貞田地売券

一九三 貞治 七年 八月 六日 渋谷重成讓狀  
 一九四 貞治 七年 八月 六日 渋谷重成讓狀  
 一九五 応安 元年 八月十二日 正八幡宮任料請取狀  
 一九六 応安 元年 十月十五日 島津道貞師久寄進狀  
 一九七 応安 元年 十月廿五日 武光心呈兼重讓狀  
 一九八 応安 二年 八月 日 樺山資久申狀  
 一九九 応安 二年 十二月十四日 兼阿讓狀  
 二〇〇 応安 三年 正月十一日 島津氏久定書  
 二〇一 応安 三年 二月廿三日 島津道尨忠親讓狀  
 二〇二 応安 三年 十月十四日 足利義滿御教書  
 二〇三 建徳 元年 十一月廿一日 征西將軍宮令旨  
 二〇四 指宿氏系図  
 二〇五 伊作氏系図  
 二〇六 (記事) 島津國史  
 二〇七 建徳 二年 五月廿七日 島津道尨讓狀  
 二〇八 建徳 二年 五月廿七日 島津道尨讓狀  
 二〇九 (記事) 伊作氏譜  
 二一〇 建徳 二年 五月廿七日 島津道尨讓狀  
 二一一 建徳 二年 五月廿七日 島津道尨讓狀  
 二一二 建徳 二年 五月廿七日 島津道尨讓狀  
 二一三 建徳 二年 六月廿七日 島津武久書下  
 二一四 建徳 二年 七月廿八日 島津伊久裏書  
 二一五 建徳 二年 七月 日 沙弥神惠讓狀  
 二一六 建徳 二年 十月十五日 渋谷重門置文  
 二一七 建徳 二年 十月十五日 渋谷重門置文

二一八 建徳 二年 十月十五日 渋谷重門讓狀  
 二一九 応安 四年 十一月十四日 今川義範軍勢催促狀  
 二二〇 建徳 二年 十二月 二日 渋谷重門讓狀  
 二二一 (記事) 島津國史  
 二二二 応安 五年 正月廿五日 今川了俊書下  
 二二三 応安 五年 正月廿五日 今川了俊書下  
 二二四 應安 五年 二月廿八日 足利義滿御内書  
 二二五 應安 五年 五月十五日 沙弥成仏讓狀  
 二二六 應安 五年 五月 廿日 今川了俊軍勢催促狀  
 二二七 (記事) 殉國名載  
 二二八 應安 五年 九月 四日 足利義滿御教書  
 二二九 應安 五年 九月 四日 足利義滿御教書  
 二三〇 應安 五年 十月十三日 今川了俊軍勢催促狀  
 二三一 (應安 五年) 沙弥幸阿書狀  
 二三二 應安 五年 十月廿八日 沙弥幸阿書狀  
 二三三 應安 五年 十月十九日 少弐冬資書狀  
 二三四 應安 五年 二月十九日 島津師久去狀  
 二三五 應安 五年 十一月廿五日 今川了俊書下  
 二三六 應安 五年 十二月十一日 今川了俊書下  
 二三七 文中 元年 十二月廿一日 征西將軍宮令旨  
 二三八 建徳 三年 八月廿八日 神惠讓狀  
 二三九 應安 五年 十二月廿五日 今川了俊軍勢催促狀  
 二四〇 應安 五年 十二月廿五日 今川了俊軍勢催促狀  
 二四一 (記事) 本田重親譜

卷二十八

二四二	(記事)	島津国史	二六六	応安	七年	八月廿二日	比志島範平讓狀
二四三	應安	六年	二六七	應安	七年	八月廿二日	尼聖興讓狀
二四四	應安	六年	二六八	應安	七年	八月廿二日	尼聖興讓狀
二四五	應安	六年	二六九	應安	七年	八月廿二日	島津伊久一流系図
二四六	應安	六年	二七〇	應安	七年	八月廿九日	島津伊久讓狀
二四七	(記事)	殉国名載	二七一	應安	七年	八月廿九日	島津伊久讓狀
二四八	(記事)	伊集院久氏譜	二七二	應安	七年	十一月廿二日	伊集院久氏讓狀
二四九	(記事)	新納実久譜	二七三	應安	七年	十二月五日	惟宗久成讓狀
二五〇	(應安	六年)	二七四	應安	七年	十二月五日	惟宗久成讓狀
二五一	應安	六年	二七五	應永	七年	十二月十三日	島津久哲久預ヶ狀
二五二	應安	六年	二七六	應永	七年	十二月廿一日	渋谷重茂避狀
二五三	應安	六年	二七七				某配分狀
二五四	應安	六年	二七八			正月廿五日	今川了俊書狀
二五五			二七九			(記事)	永和元年記事
二五六	應安	六年	二八〇			(記事)	島津国史
二五七	[正平十九年]	八月十七日	二八一	應安	八年	二月廿五日	島津氏久書狀
二五八	應安	六年	二八二			(記事)	島津氏久譜
二五九	應安	六年	二八三			(記事)	北郷義久譜
二六〇	應安	六年	二八四			(記事)	永和元年記事
二六一	應安	七年	二八五	應安	八年	三月十一日	島津氏久書狀
二六二	應安	七年	二八六	應安	八年	三月廿三日	島津氏久書狀
二六三	(記事)	島津国史	二八七	[應安	八年]	三月廿五日	今川了俊書狀
二六四	應安	七年	二八八	應安	八年	三月廿七日	今川了俊感狀
二六五	應安	七年	二八九			四月二日	島津氏久預ヶ狀
			二九〇	應安	八年	四月五日	今川了俊書狀

- 二九一 応安 八年 四月十四日 島津伊久挙状  
 二九二 応安 八年 四月 廿日 今川了俊書状  
 二九三 (記事) 伊作親忠譜  
 二九四 応安 八年 五月 十日 島津氏久挙状  
 二九五 応安 八年 六月 七日 島津氏久書状  
 二九六〔天授 三年〕 六月 十日 菊池武興書状  
 二九七 七月 四日 菊池武光書状  
 二九八 永和 元年 七月十八日 今川了俊書状  
 二九九 永和 元年 七月十八日 今川了俊書状  
 三〇〇 永和 元年 七月 日 国分久成軍忠状  
 三〇一 永和 元年 七月十八日 法眼朝実・定禪連署奉書  
 三〇二 (記事) 肝屬兼氏譜  
 三〇三 (記事) 南山巡符録  
 三〇四「永和 元年」 八月 十日 今川了俊書状  
 三〇五 供奉役人注文  
 三〇六 永和 元年 八月十一日 今川了俊書下  
 三〇七 応安 八年 八月十一日 善喜讓状  
 三八の一「永和 元年」 八月廿七日 島津道貞師書状  
 三八の二 (記事) 伊地知季安考  
 三〇九 (記事) 応永記  
 三一〇 (記事) 大日本史  
 三一一 (記事) 室町記  
 三一二 (記事) 日向記  
 三二三 永和 元年 八月廿八日 今川了俊挙状  
 三二四 (記事) 島津氏久譜
- 三一五 永和 元年 九月十三日 今川了俊書下  
 三一六 永和 元年 九月廿二日 足利將軍家御教書  
 三一七 永和 元年 九月廿二日 足利將軍家御教書  
 三一八 永和 元年 九月廿二日 足利將軍家御教書  
 三一九 永和 元年 十一月 十日 今川了俊感状  
 三二〇 永和 元年 九月十三日 今川了俊書下  
 三二一 永和 元年 十一月 十日 今川了俊感状  
 三二二 (記事) 山田聖栄自記  
 三二三 (記事) 山田聖栄自記  
 三二四 (記事) 伊作島津久義譜  
 三二五 九月 二日 渋谷定円重書状  
 三二六 永和 元年 十月 一日 伊作庄別符半分坪付注文  
 三二七 伊作氏系図  
 三二八 九月十六日 島津伊久書状  
 三二九 島津久豊譜  
 三三〇「永和 元年」 十二月十三日 大友親世書状  
 三三一 十二月廿五日 宮内大輔今川三雄挙状
- 卷二十九  
 三三二 永和 二年 三月 一日 沙弥道種讓状  
 三三三 天授 二年 三月 二日 めうあん書下  
 三三四 (記事) 島津師久譜  
 三三五 (記事) 島津國史  
 三三六 (記事) 肝屬兼氏譜  
 三三七「永和 二年」 四月 八日 今川了俊書状  
 三三八 永和 二年 四月 廿日 今川了俊挙状

三三九	永和二年	五月廿五日	今川了俊書下	三六三	天授二年	十二月廿九日	島津氏久宛行狀
三四〇	永和二年	五月廿五日	今川了俊書下	三六四		(記事)	肝屬兼氏譜
三四一	「永和二年」	五月廿七日	今川滿範書狀	三六五		(記事)	島津因史
三四二		六月二日	今川滿範書狀	三六六		(記事)	北郷義久譜
三四三		六月二日	今川滿範書狀	三六七		(記事)	北郷義久譜
三四四		六月四日	相良前頼書狀	三六八		(記事)	山田聖栄自記
三四五		六月五日	野辺盛久書狀	三六九		(記事)	山田聖栄自記
三四六		六月七日	沙弥堯寛書狀	三七〇	天授三年	二月九日	子督讓狀
三四七	永和二年	六月九日	今川了俊書下	三七一		(記事)	殉国名蔵
三四八	永和二年	六月九日	今川了俊書下	三七二	(永和三年)	三月廿一日	今川了俊書狀
三四九		七月三日	今川了俊書狀	三七三	(永和三年)	三月廿一日	今川了俊書狀
三五〇	「永和二年」	七月十二日	今川滿範書狀	三七四	天授三年	六月廿九日	征西將軍宮令旨
三五の一	天授二年	七月廿五日	指宿忠勝讓狀	三七五	天授三年	六月卅日	島津伊久宛行狀
三五の二			指宿忠勝略系図	三七六			土持栄勝軍忠狀
三五二	「永和二年」	七月廿六日	今川滿範書狀	三七七	永和三年	九月十五日	今川了俊書下
三五三	「永和二年」	八月十九日	今川了俊書狀	三七八	永和三年	九月十五日	今川了俊書下
三五四	天授二年	八月廿日	島津氏久宛行狀	三七九		(記事)	島津氏久譜
三五五		九月二日	足利義滿御内書	三八〇	「永和三年」	十二月二日	今川滿範書狀
三五六		九月十六日	今川了俊書狀	三八一	永和三年	十一月七日	島津氏久寄進狀
三五七	永和元年	十月一日	伊作庄別符半分坪付注文	三八二	「永和三年」	十二月十一日	島津氏久書狀
三五八	「永和二年」	十月八日	今川滿範書狀	三八三	天授三年		田畠取帳
三五九	「永和二年」	十月廿七日	今川了俊書狀	三八四	永和四年	二月十一日	島津氏久書下
三六〇	「永和二年」	十一月十九日	今川了俊書狀	三八五	永和四年	二月廿二日	武光心賢讓狀
三六一			(記事) 北郷義久譜	三八六		(記事)	島津因史
三六二			(記事) 山田聖栄自記	三八七	永和四年	二月廿八日	島津伊久讓狀

三八八 永和 四年 三月十八日 今川了俊軍勢催促狀  
 三八九 永和 四年 八月廿八日 今川了俊奉書  
 三九〇 永和 四年 二月廿八日 島津氏久安堵狀  
 三九一 (記事) 大日本史  
 三九二 (記事) 新納久吉伝  
 三九三 (記事) 伊地知季安考  
 三九四 (記事) 応永記  
 三九五 (記事) 山田聖栄自記  
 三九六 (記事) 殉国名載  
 三九七 永和 四年 十月廿九日 沙弥道種讓狀  
 三九八 永和 四年 十一月十九日 伊集院觀了氏宛行狀  
 三九九 永和 四年 十二月十三日 正八幡宮公文所補任狀  
 四〇〇 永和 四年 十二月十九日 真宗讓狀  
 四〇一 永和 四年 十二月十九日 真宗讓狀  
 四〇二 (記事) 島津国史  
 四〇三 永和 五年 三月廿三日 今川了俊書下  
 四〇四 (記事) 殉国名載  
 四〇五 康曆 元年 四月 日 帶刀景忠軍忠狀  
 四〇六 康曆 元年 十月 七日 今川滿範感狀  
 四〇七 康曆 二年 三月 朔日 足利將軍家御教書  
 四〇八 (記事) 島津国史  
 四〇九 康曆 二年 十二月 五日 しゃうをう讓狀  
 四一〇 (記事) 調所貞恒伝  
 四一一 康曆 三年 二月十三日 藤原某寄進狀  
 四一二 康曆 三年 二月十三日 氏親寄進狀

四一三 (記事) 島津国史  
 四一四 康曆 三年 五月 廿日 島津玄久氏宛行狀  
 四一五 (記事) 佐多氏義譜  
 四一六 永徳 二年 五月 卅日 今川了俊書下  
 四一七 (記事) 肝付兼氏譜  
 四一八 永徳 二年 六月 七日 慶安・幸阿連署狀  
 四一九 永徳 三年 五月 三日 康俊讓狀  
 四二〇 永徳 三年 十一月十五日 比丘尼心知寄進狀  
 四二一 永徳 三年 十一月十五日 薩摩守忠信・比丘尼心知連署寄進狀  
 四二二 永徳 三年 十二月廿四日 渋谷重頼安堵狀  
 四二三 (記事) 島津国史  
 四二四 (記事) 島津元久譜  
 四二五 (記事) 近世略系図  
 四二六 阿多氏系図  
 四二七 永徳 四年 七月 十日 島津孝久宛行狀  
 四二八 至徳 元年 十月 日 薩摩守忠信寄進狀  
 四二九 至徳 元年 十一月十六日 犬追物手組  
 四三〇 至徳 元年 十二月 九日 足利將軍家御教書  
 四三一 至徳 元年 十二月 九日 足利將軍家御教書  
 四三二 至徳 元年 十二月 日 栄永置文  
 四三三 (記事) 島津国史  
 四三四 (至徳 二年) 正月廿八日 今川了俊書狀  
 四三五 至徳 二年 正月 晦日 足利義滿御教書

卷三十

四三六	至德二年	二月 四日	渋谷重頼軍忠狀	四六一	(記事)	西藩野史	
四三七	至德二年	十月十一日	能登守基久寄進狀	四六二	(記事)	島津元久譜	
四三八	至德二年	十月十一日	島津孝久寄進狀	四六三	嘉慶元年	九月 五日	足利將軍家御教書
四三九	至德三年	正月 六日	今川了俊書下	四六四	嘉慶元年	十一月廿八日	宮内大輔和元名字書出
四四〇	至德二年	二月 七日	今川了俊感狀	四六五	元中四年	十二月 日	比志島立阿 <sub>平</sub> 龜 <sub>平</sub> 讓狀
四四一	至德二年	六月 一日	島津久光讓狀	四六六	嘉慶二年	二月十一日	康俊讓狀
四四二	至德二年	十二月十五日	犬追物手組	四六七	嘉慶二年	四月十一日	島津孝久願文
四四三	(記事)		島津国史	四六八	(記事)	島津国史	
四四四	至德三年	□月 十日	島津氏久安堵狀	四六九	嘉慶二年	四月廿六日	足利將軍家御教書
四四五	至德三年	四月十四日	島津玄久久安堵狀	四七〇	嘉慶二年	八月廿二日	島津元久安堵狀
四四六	至德三年	五月十三日	今川了俊宛行狀	四七一	嘉慶二年	九月 日	執印願真 <sub>躬</sub> 友 <sub>請</sub> 文
四四七	[至德三年]	五月十三日	今川了俊書狀	四七二	嘉慶三年	正月十七日	明印讓狀
四四八	至德三年	五月廿二日	宮内大輔守政奉書	四七三	(記事)	島津国史	
四四九	至德三年	十月廿九日	今川了俊宛行狀	四七四	嘉慶三年	六月十九日	島津孝久書下
四五〇	至德三年	十二月 五日	島津玄久安堵狀	四七五	嘉慶三年	十月 日	島津元久宛行狀
四五一	至德三年	十二月十三日	鴨守長讓狀	四七六	嘉慶三年	十月 日	島津元久宛行狀
四五二	至德四年	二月十八日	平忠信寄進狀	四七七	嘉慶三年	十月 日	島津元久宛行狀
四五三			皇徳寺領四方指	四七八	康応元年	十二月十七日	散位某施行狀
四五四	至德四年	閏五月 四日	宮内大輔今川三雄安堵狀	四七九		四月廿九日	貞繼書狀
四五五	(記事)		嘉慶元年記事	四八〇	康応二年	四月十一日	島津元久立願文
四五六	(記事)		島津国史	四八一	康応二年	六月 一日	本田忠親寄進狀
四五七	(記事)		島津国史	四八二	明徳元年	七月十八日	足利將軍家御教書
四五八	(記事)		島津氏久譜	四八三	明徳元年	十一月十四日	今川了俊宛行狀
四五九	(記事)		島津氏久譜	四八四	明徳二年	三月 二日	山田友久請文
四六〇	(記事)		島津氏久譜	四八五			山田氏系図

四八六 (記事) 島津国史

四八七 明德 二年 四月十三日 今川了俊宛行状

四八八 明德 二年 八月 七日 足利將軍家御教書

四八九 明德 二年 九月 八日 足利將軍家御教書

四九〇 明德 二年 十月廿八日 今川了俊宛行状

四九一 明德 三年 九月十七日 足利將軍家御教書

四九二 明德 三年 十月 七日 島津元久等連署寄進状

四九三 明德 三年 十二月十三日 本田兼久讓状

四九四 明德 三年 八月十六日 室町幕府事書

四九五 応永 元年 八月十六日 室町幕府事書

四九六 (記事) 島津国史

四九七 明德 四年 四月廿八日 島津元久施行状

四九八 明德 四年 六月 八日 やうおん本錢返状

四九九 明德 四年 六月十一日 島津元久書状

五〇〇 明德 四年 六月 日 島津元久段錢請文

五〇一 (記事) 田代清久譜

五〇二 明德 四年 六月 日 島津元久段錢請文

五〇三 明德 四年 六月廿六日 慶本奉書

五〇四 (応永 元年) 七月 八日 島津元久書状

五〇五 明德 四年 七月廿九日 本田忠親契状

五〇六 明德 四年 十月十一日 今川了俊安堵状

五〇七 明德 四年 十月廿八日 息長道辰活却状

五〇八 明德 四年 十一月廿七日 伊作庄別符半分坪付注文

五〇九 (記事) 島津国史

五一〇 (記事) 島津元久譜

五一一 (記事) 島津元久譜

五一二 (記事) 島津元久譜

五一三 (記事) 島津伊久譜

五一四 (記事) 島津元久譜

五一五 (記事) 島津元久譜

五一六 (記事) 島津元久譜

五一七 (記事) 島津元久譜

五一八 (記事) 島津元久譜

五一九 (記事) 島津元久譜

五二〇 (記事) 北郷氏系図

五二一 (記事) 北郷氏系図

五二二 明德 五年 四月 七日 島津元久宛行状

五二三 明德 五年 四月 九日 伊予守宛行状

五二四 明德 五年 四月廿五日 今川了俊感状

五二五 明德 五年 八月十五日 島津元久宛行状

五二六 明德 五年 八月十五日 島津元久宛行状

五二七 明德 五年 八月十六日 足利將軍家御教書

五二八 応永 元年 八月十六日 足利將軍家御教書

五二九 応永 元年 八月十六日 室町幕府事書

五三〇 (記事) 島津恕翁元譜

五三一 応永 元年 十一月十五日 某名字書出

五三二 応永 五年 十一月十五日 某名字書出

五三三 応永 元年 十一月廿六日 島津元久宛行状

五三四 応永 元年 十二月十五日 島津元久安堵状







六二九 応永 六年 十一月十九日 大和守直久契状

六三〇 (応永 六年) 十一月 卅日 島津元久契状

六三一 (記事) 田代清久譜

六三二 「応永 六年」 十二月 二日 島津元久書下

六三三 (記事) 田代清久譜

六三四 応永 六年 十二月 三日 島津元久宛行状

六三五 応永 六年 十二月 十八日 島津元久書下

六三六 応永 六年 十二月 十九日 幸範契状

六三七 応永 六年 十二月 十九日 島津元久宛行状

六三八 応永 六年 十二月 廿七日 島津元久宛行状

卷三十二

六三九 応永 六年 十二月 卅日 伊集院頼久契状

六四〇 (記事) 西藩野史

六四一 (記事) 島津国史

六四二 (記事) 応永記

六四三 「応永 七年」 正月 廿一日 島津元久書状

六四四 応永 七年 正月 廿五日 島津元久宛行状

六四五 応永 七年 二月 五日 佐渡守親宗契状

六四六 応永 七年 二月 十五日 島津元久書下

六四七 応永 七年 二月 廿四日 島津元久書下

六四八 応永 七年 三月 二日 島津元久書下

六四九 応永 七年 三月 五日 了阿契状

六五〇 応永 七年 三月 五日 了阿契状

六五一 応永 七年 三月 十七日 島津元久安堵状

六五二 応永 七年 三月 卅日 島津元久書下

六五三 応永 七年 四月 八日 島津久豊等連署起請文

六五四 応永 七年 四月 十九日 島津元久書下

六五五 応永 七年 四月 十九日 島津元久書下

六五六 応永 七年 六月 九日 禅室避状

六五七 応永 七年 七月 六日 足利義滿御判御教書

六五八 応永 七年 七月 九日 渋川満頼書下

六五九 応永 七年 八月 三日 島津元久書下

六六〇 応永 七年 八月 七日 島津元久宛行状

六六一 応永 七年 八月 十八日 伊集院頼久寄進状

六六二 (記事) 殉国名數

六六三 「文明 元年」 九月 十四日 畠山政長書状

六六四 応永 七年 五月 下幹日 福昌寺鐘銘

六六五 応永 七年 五月 下幹日 福昌寺版鐘銘

六六六 応永 七年 十二月 六日 島津元久寄進状

六六七 応永 七年 十二月 十三日 島津久哲伊預ヶ状

六六八 応永 七年 十二月 廿一日 渋谷重茂避状

六六九 応永 八年 三月 七日 禅祐讓状

六七〇 (記事) 島津国史

六七一 応永 八年 三月 八日 島津元久書下

六七二 (記事) 島津伊久譜

六七三 (記事) 応永記

六七四 (記事) 島津元久譜

六七五 (記事) 島津恕翁元譜

六七六 応永 八年 八月 十日 島津久哲書下

六七七 応永 八年 八月 廿一日 島津久哲書下

六七八 (応永 八年) 九月十一日 村田経安書状  
 六七九 応永 八年 十月 九日 島津元久宛行状  
 六八〇 応永 八年 十月 十日 島津久哲書下  
 六八一 応永 八年 十一月十六日 島津久哲書下  
 六八二 応永 八年 十二月廿三日 大道賢寄進状  
 六八三 五月 九日 島津元久書状  
 六八四 応永 九年 二月十八日 伴忠家寄進状  
 六八五 応永 九年 六月十八日 足利義滿補任御教書  
 六八六 応永 九年 七月廿五日 島津元久書下  
 六八七 (記事) 島津国史  
 六八八 応永 九年 八月十二日 島津元久宛行状  
 六八九 応永 九年 八月十六日 足利義滿御判御教書  
 六九〇 応永 九年 八月十八日 伊作島津久幸寄進状  
 六九一 寛文 九年 閏十月十四日 堀四郎左衛門覚書  
 六九二 (応永 九年) 九月十一日 島津元久書状  
 六九三 応永 九年 十月廿三日 直久安堵状  
 六九四 応永 九年 十二月 六日 なへくら久頼・長の玄林連署  
 六九五 応永 九年 十二月十三日 島津久豊証状  
 六九六 応永 九年 十二月廿七日 伊集院頼久讓状  
 六九七 (応永 九年) 某書下案  
 六九九 某御教書  
 七〇〇 (記事) 殉国名敷  
 七〇一 応永 十年 二月 七日 山田久興讓状  
 三月廿一日 福崎久重・北原氏純連署誓文

七〇二 (記事) 島津惣翁譜  
 七〇三 (記事) 島津惣翁譜  
 七〇四 (記事) 島津惣翁譜  
 七〇五 島津忠国系図  
 七〇六 (記事) 島津国史  
 七〇七 応永 十年 九月 一日 島津元久書下  
 七〇八 応永 十年 九月 一日 島津元久書下  
 七〇九 応永 十年 十月 九日 島津元久安堵状  
 七一〇 応永 十年 十一月廿九日 島津元久宛行状  
 七一一 応永 十年 十一月廿九日 島津元久宛行状  
 七一二 応永 十年 十二月 七日 島津守久宛行状  
 七一三 応永 十年 十二月十三日 島津元久契状  
 七一四 (応永 十年) 十二月十三日 島津元久書状  
 七一五 (記事) 島津国史  
 七一六 応永 十一年 正月十一日 島津元久・久豊連署寄進状  
 七二七 島津元久田畠坪付  
 七二八 応永 十一年 正月十一日 島津元久寄進状  
 七二九 二月十三日 島津元久書状  
 七三〇 三月 五日 島津元久宛行状  
 七三一 三月廿七日 山田久興奉書  
 七三二 三月廿七日 島津元久寄進状  
 七三三 四月 五日 島津久哲書下  
 七三四 (記事) 調所忠恒伝  
 七三五 応永 十一年 五月廿一日 大隅国目代在庁官人連署注文  
 七三六 (記事) 島津元久譜

七二七	応永十一年	六月廿九日	足利義滿御教書	七五二	応永十三年	十一月十五日	渋谷重頼讓狀
七二八			島津元久譜	七五三		三月廿三日	島津存忠久書狀
七二九	応永十一年	六月廿九日	足利義滿安堵下文	七五四		(記事)	殉国名數
七三〇	応永十一年	八月廿二日	伊集院頼久・為久連署寄進狀	七五五	応永十四年	正月廿二日	島津元久袖判沙弥成璇寄進狀
七三一	応永十一年	十二月十五日	姫木忠通寄進狀	七五六	応永十四年	正月廿二日	島津元久袖判沙弥成璇寄進狀
七三二	応永十二年	正月 廿日	平重足契狀	七五七	応永十四年	正月廿五日	沙弥成璇寄進坪付
七三三	応永十二年	二月十五日	島津元久書下	七五八		(記事)	島津元久譜
七三四	応永十二年	四月廿九日	真仏讓狀	七五九	応永十四年	二月 六日	島津伊久宛行狀
七三五	「応永十二年」	八月十五日	大友親世書狀	七六〇	応永十四年	二月 九日	島津忠朝寄進狀
七三六	応永十二年	九月廿一日	島津元久禁制	七六一		(記事)	島津国史
七三七	応永十二年	十二月十三日	島津元久名字狀	七六二			島津伊久系図
七三八			(記事)	七六三	応永十四年	六月廿五日	平田親宗讓狀
七三九			島津怨翁譜	七六四	応永十四年	八月廿一日	島津忠朝立願文
七四〇			(記事)	七六五		(記事)	応永記
七四一	応永十三年	二月 九日	朝阿讓狀	七六六		(記事)	島津怨翁譜
七四二	応永十三年	二月 九日	朝阿讓狀	七六七		(記事)	島津怨翁譜
七四三	応永十三年	六月 一日	島津元久・久豊連署寄進狀	七六八		(記事)	伊集院頼久譜
七四四	応永十三年	六月 五日	島津元久寄進狀	七六九	応永十四年	八月廿一日	島津忠朝立願文
七四五	応永十三年	六月十二日	薩摩泊野所当取帳	七七〇	「応永十四年」	十一月廿四日	兼宗・経水連署狀
七四六	応永十三年	六月廿八日	山内寺院主某讓狀	七七一	応永十五年	正月十一日	沙弥性慶讓狀
七四七	応永十三年	六月廿九日	山内寺院主某讓狀	七七二	応永十五年	四月十三日	伊集院頼久寄進狀
七四八	応永十三年	七月十六日	島津元久書下	七七三	応永十五年	八月 三日	重継亮券
七四九	応永十三年	九月廿五日	伊作庄別符半分坪付注文	七七四	応永十五年	八月 十日	清正亮券
七五〇	応永十三年	九月廿六日	島津元久宛行狀	七七五	応永十五年	八月十九日	平田玄親親亮券
七五一	応永十三年	十一月十五日	渋谷重頼置文	七七六	応永十五年	十月 八日	島津玄仲久宛行狀

七七七	應永十五年	十月 八日	島津玄仲契狀	八〇一			(記事)	北郷知久譜
七七八	應永十五年	十月十一日	比志島義勝軍忠狀	八〇二	應永十七年	六月		進上物注文
七七九	應永十五年	十月十九日	島津玄仲契狀	八〇三			(記事)	島津元久譜
七八〇	應永十五年		安養寺本尊銘	八〇四		七月 八日		赤松政則書狀
七八一			島津国史	八〇五			(記事)	島津元久譜
七八二			指宿氏略系図	八〇六			(記事)	北郷義久譜
七八三	應永十六年	二月十八日	平忠合讓狀	八〇七	應永十七年	十二月十一日		総州島津久世宛行狀
七八四	應永十六年	三月 二日	山田玄威久等連署契狀	八〇八			(記事)	島津国史
七八五			島津元久譜	八〇九			(記事)	西藩野史
七八六	應永十六年	三月廿三日	島津元久袖判息長為幸質券狀	八一〇			(記事)	西藩野史
七八七	應永十六年	五月十五日	島津久豊寄進狀	八一一			(記事)	殉国名載
七八八	應永十六年	七月 朔日	足利將軍家御教書	八一二	應永十八年	二月十一日		今川滿範契狀
七八九	應永十六年	七月 七日	山田玄威起請文	八一三	應永十八年	二月十五日		総州島津久世証狀
七九〇	應永十六年	九月 十日	足利義持下文	八一四	應永十八年	三月廿三日		島津玄忠元証狀
七九一	應永十六年	十二月 五日	島津玄喜久寄進狀	八一五			(記事)	山川正庵寺開基由緒
七九二			島津国史	八一六			(記事)	島津元久譜
七九三	應永十七年	正月十六日	肝付兼親壳券狀	八一七			(記事)	島津元久譜
七九四	應永十七年	正月十六日	島津元久安堵狀	八一八			(記事)	仲翁和尚略系図
七九五	應永十七年	二月十三日	吉田了秀 <small>清</small> 寄進狀	八一九			(記事)	島津義天 <small>久</small> 譜
七九六	應永十七年	二月十五日	島津元久宛行狀	八二〇			(記事)	島津義天譜
七九七	應永十七年	二月十八日	島津玄喜安堵狀	八二一			(記事)	島津義天譜
七九八	應永十七年	三月廿一日	島津玄仲宛行狀	八二二	應永十八年	八月 十日		菱刈院地頭職注文
七九九			樺山教宗譜	八二三	應永十八年	八月廿二日		了元宛行狀
八〇〇	應永十七年	六月	進上物注文	八二四	應永十八年	八月廿八日		山田玄威久契狀

卷三十三

八二五 応永十八年 八月廿八日 島津玄喜豊久契状  
 八二六 応永十八年 八月 平田玄親宗親契状  
 八二七 応永十八年 八月 島津玄喜契状  
 八二八 応永十八年 九月二日 北原久兼契状  
 八二九 応永十八年 九月六日 島津玄喜契状  
 八三〇 応永十八年 九月十一日 町田広林契状  
 八三一 応永十八年 九月十五日 島津久世宛行状  
 八三二 応永十八年 九月十八日 島津久世契状  
 八三三 九月廿一日 島津久豊書状  
 八三四 応永十八年 九月 卅日 備前守仲頼契状  
 八三五 応永十八年 十月三日 前対馬守久重契状  
 八三六 応永十八年 十月七日 宗純公事注文  
 八三七 応永十八年 十月九日 島津久豊宛行状  
 八三八 応永十八年 十一月八日 島津久豊証状  
 八三九 応永十八年 十月九日 榊山道春普讓状  
 八四〇 応永十八年 十月九日 榊山道春讓状  
 八四一 十月廿八日 島津久豊書状  
 八四二 (記事) 応永記  
 八四三 (記事) 島津義天譜  
 八四四 (記事) 島津義天譜  
 八四五 (記事) 島津義天譜  
 八四六 (記事) 島津義天譜  
 八四七 応永十八年 閏十月二日 山田玄威契状  
 八四八 応永十八年 閏十月十一日 島津久豊契状  
 八四九 応永十八年 閏十月廿二日 島津久豊寄進文書次第

八五〇 応永十八年 閏十月廿五日 島津久豊安堵状  
 八五一 応永十八年 閏十月廿五日 島津久豊安堵状  
 八五二 応永十八年 十一月二日 北郷知久契状  
 八五三 応永十八年 十一月八日 島津久豊証状  
 八五四 応永十八年 十一月十三日 上小河村水田坪付  
 八五五 応永十八年 十一月十五日 島津久豊安堵状  
 八五六 応永十八年 十一月十八日 島津久豊宛行状  
 八五七 応永十八年 十一月十八日 島津久豊安堵状  
 八五八 応永十八年 十一月十八日 島津久豊宛行状  
 八五九 応永十八年 十一月廿八日 島津久豊預ケ状  
 八六〇 応永十八年 十二月三日 島津久世寄進状  
 八六一 応永十八年 十二月五日 本田元親契状  
 八六二 応永十八年 十二月十一日 島津久豊宛行状  
 八六三 応永十八年 十二月廿七日 島津久豊契状  
 八六四 応永十八年 十二月廿八日 島津久豊宛行状  
 八六五 応永十八年 十二月廿九日 島津守久宛行状  
 八六六 (記事) 島津国史  
 八六七 応永十九年 二月八日 島津元久施行状  
 八六八 応永十九年 二月十二日 泰雄契状  
 八六九 応永十九年 二月十五日 島津久豊宛行状  
 八七〇 応永十九年 二月廿一日 島津久豊宛行状  
 八七一 応永十九年 二月廿八日 島津道世忠安堵状  
 八七二 応永十九年 三月廿日 島津久豊宛行状  
 八七三 応永十九年 三月廿日 島津久豊宛行状  
 八七四 応永十九年 三月廿四日 島津久豊宛行状

八七五	應永十九年	三月廿四日	島津久豊宛行狀	九〇〇	應永十九年	十二月十三日	新納忠臣譜
八七六	應永十九年	四月廿一日	島津久豊書狀	九〇一	應永十九年	十二月十三日	島津久豊証狀
八七七	應永十九年	四月廿八日	新納久臣寄進狀	卷三十四			
八七八	應永十九年	六月十五日	島津久豊書狀				
八七九	應永十九年	六月廿六日	島津久豊寄進狀	九〇二	應永十九年	正月 日	西藩野史
八八〇	應永十九年	七月 晦日	足利義持補任御教書	九〇三	應永十九年	正月 日	豐州島津季久譜
八八一	應永十九年	八月廿三日	島津久豊宛行狀	九〇四	應永十九年	三月 日	島津久豊立願文
八八二	應永十九年	十一月廿五日	島津久豊書下	九〇五	應永十九年	三月 四日	沙弥道通寄進狀
八八三	應永十九年	(記事)	島津久豊譜	九〇六	應永十九年	四月 二日	島津玄忠元書下
八八四	應永十九年	(記事)	北郷知久譜	九〇七	應永十九年	四月廿五日	島津久豊安堵狀
八八五	應永十九年	(記事)	殉国名敷	九〇八	應永十九年	四月廿九日	島津久豊安堵狀
八八六	應永十九年	越前島津忠秀譜		九〇九	應永十九年	六月 一日	島津國史
八八七	應永十九年	十一月十二日	藏人頭清閑寺家俊奉口宣案	九一〇	應永十九年	六月 一日	藤原忠元置文
八八八	應永十九年	十一月十三日	島津久世宛行狀	九一一	應永十九年	六月廿九日	執印願真友護狀
八八九	應永十九年	十一月十五日	伊集院道 <sup>願</sup> 宛行狀	九一二	應永十九年	七月 日	新納久臣寄進狀
八九〇	應永十九年	十一月廿三日	幸滿契狀	九一三	應永十九年	八月十六日	石屋真梁書下
八九一	應永十九年	十一月廿四日	新納久臣契狀	九一四	應永十九年	九月廿五日	島津久豊宛行狀
八九二	應永十九年	十一月廿四日	島津久豊契狀	九一五	應永十九年	十一月 八日	島津久豊立願文
八九三	應永十九年	十一月廿五日	島津久豊契狀	九一六	應永十九年	十一月十五日	島津久豊寄進狀
八九四	應永十九年	十一月廿五日	島津久豊書下	九一七	應永十九年	十一月廿二日	島津久豊宛行狀
八九五	應永十九年	十一月廿五日	島津久豊書下	九一八	應永十九年	(記事)	殉国名敷
八九六	應永十九年	十一月 卅日	島津久豊契狀	九一九	應永十九年	(記事)	島津義天 <sup>豊</sup> 久譜
八九七	應永十九年	十二月 五日	島津久豊宛行狀	九二〇	應永十九年	(記事)	町田氏系図
八九八	應永十九年	十二月 五日	島津久豊宛行狀	九二一	應永十九年	(記事)	佐多親久譜
八九九	應永十九年	十二月 五日	島津久豊宛行狀	九二二	應永十九年	(記事)	應永記
八九九	應永十九年	十二月 五日	島津久豊宛行狀	九二三	應永十九年	(記事)	島津國史



九二四 (応永廿一年) 三月十五日 島津久豊書状  
 九二五 (応永廿一年) 三月廿三日 島津久豊書状  
 九二六 応永廿一年 四月 二日 島津久豊沽却状  
 九二七 応永廿一年 六月廿三日 島津久豊宛行状  
 九二八 応永廿一年 六月廿五日 島津久豊証状  
 九二九 応永廿一年 七月廿五日 鹿兒島郡内宮地田畠并得分注  
 文  
 九三〇 (記事) 殉国名敷  
 九三一 (記事) 応永記  
 九三二 (記事) 島津義天譜  
 九三三 応永廿一年 八月十九日 島津久豊宛行状  
 九三四 応永廿一年 九月十六日 総州島津久世宛行状  
 九三五 応永廿二年 四月十一日 高城重繼証状  
 九三六 応永廿二年 八月廿二日 島津久豊加官状  
 九三七 応永廿二年 十月 四日 足利義持補任御教書  
 九三八 応永廿二年 十二月十三日 島津久豊加冠状  
 九三九 応永廿二年 十二月 吉日 政前寄進状  
 九四〇 (記事) 島津国史  
 九四一 (記事) 島津久世譜  
 九四二 (記事) 応永記  
 九四三 (記事) 島津義天譜  
 九四四 (記事) 島津国史  
 九四五 (記事) 殉国名敷  
 九四六 応永廿三年 二月廿八日 大追物手組  
 九四七 応永廿三年 二月廿九日 本田元親質券

九四一 (応永廿三年) 七月廿四日 北郷知久契状  
 九四二 九四九 北郷知久副状  
 九四九 応永廿三年 九月 九日 島津尊久忠安堵状  
 九五〇 応永廿三年 十二月十四日 島津存忠久質入証文  
 九五一 応永廿三年 十二月十八日 沙弥崇重讓状  
 九五二 (記事) 島津国史  
 九五三 応永廿四年 二月 六日 島津忠国宛行状  
 九五四 応永廿四年 三月 八日 惟忠契状  
 九五五 応永廿四年 三月 八日 惟忠契状  
 九五六 島津久豊・用久連署定書  
 九五七 島津久豊寄進状  
 九五八 応永廿四年 九月 五日 島津久豊・沙弥了心連署寄進状  
 九五九 応永廿四年 九月 五日 沙弥了心寄進状  
 九六〇 応永廿四年 九月 七日 薩摩守盛在契状  
 九六一 (記事) 殉国名敷  
 九六二 応永廿四年 九月十二日 沙弥某奉書  
 九六三 応永廿四年 九月 廿日 伊集院道応久宛行状  
 九六四 (記事) 応永記  
 九六五 (記事) 島津義天譜  
 九六六 (記事) 島津義天譜  
 九六七 (記事) 島津義天譜  
 九六八 (記事) 島津義天譜  
 九六九 応永廿四年 十一月 二日 島津存忠宛行状  
 九七〇 (記事) 島津国史

九七一	應永廿五年	正月十四日	伊東祐立契狀	九九五	應永廿八年	三月十五日	大寺元幸等連署契狀
九七二	應永廿五年	四月 八日	沙弥秀貞契狀	九九六		(記事)	島津勝久譜
九七三	應永廿五年	十一月廿八日	島津得仏 <small>守久</small> 寄進狀	九九七			伊作島津氏系図
九七四	應永廿五年	十二月 二日	平田重宗契狀	九九八	應永廿八年	五月 三日	沙弥通松讓狀
九七五	應永廿五年	十二月十三日	伊集院道応寄進狀	九九九		(記事)	島津義天 <small>豊久</small> 譜
九七六	應永廿五年	十二月十三日	伊集院道応寄進狀	一〇〇〇		(記事)	島津義天譜
九七七	應永廿五年	十二月十三日	伊集院道応寄進狀	一〇〇〇		(記事)	島津義天譜
九七八			應永記	一〇〇一		(記事)	島津義天譜
九七九			島津国史	一〇〇二		(記事)	應永記
九八〇			殉国名敷	一〇〇三	應永廿八年	八月 九日	島津存忠 <small>豊久</small> 安堵狀
九八一			島津義天譜	一〇〇四	應永廿八年	八月 九日	島津存忠宛行狀
九八二			島津義天譜	一〇〇五	應永廿八年	八月十三日	島津存忠安堵狀
九八三	應永廿六年	十月廿八日	島津忠朝契狀	一〇〇六	應永廿八年	八月廿三日	島津存忠宛行狀
九八四			島津義天譜	一〇〇七	應永廿八年	九月十四日	伊集院道応 <small>頼久</small> 契狀
九八五			島津義天譜	一〇〇八	應永廿八年	十月 晦日	道慶讓狀
九八六			島津義天譜	一〇〇九	應永廿八年	十一月十五日	島津忠朝名字狀
九八七			應永記	一〇一〇		(記事)	應永記
九八八			佐多親久譜	一〇一一	應永廿九年	八月十八日	伊集院道応 <small>頼久</small> 寄進狀
九八九	應永廿七年	二月 三日	伊集院道応寄進狀	一〇一二	應永廿九年	八月 四日	島津貴久 <small>忠興</small> 感狀
九九〇	應永廿七年	二月 三日	伊集院道応寄進狀	一〇一三		(記事)	島津義天譜
卷三十五				一〇一四		(記事)	島津義天譜
九九一			島津国史	一〇一五		(記事)	島津義天譜
九九二			西藩野史	一〇一六		(記事)	島津義天譜
九九三	應永廿八年	二月廿八日	沙弥文西寄進狀	一〇一七		(記事)	島津義天譜
九九四	應永廿八年	三月 二日	坪付	一〇一八	應永 卅年	二月 三日	山田玄威 <small>興久</small> 申狀
				一〇一九	應永三十年	六月 日	山田忠豊申狀

- 一〇二〇 応永卅年 八月十六日 渋谷重長讓狀
- 一〇二一 応永卅年 八月卅日 島津存忠起請文
- 一〇二二 (記事) 島津義天譜
- 一〇二三 (記事) 島津義天譜
- 一〇二四 (記事) 島津義天譜
- 一〇二五 応永卅一年 二月十一日 紀氏女千あみたふ契狀
- 一〇二六 応永卅一年 二月十一日 永穩讓狀
- 一〇二七 応永三十一年 四月廿五日 越後守久元契狀
- 一〇二八 応永三十一年 八月 九日 島津存忠安堵狀
- 一〇二九 応永卅一年 十月廿六日 しん正讓狀
- 一〇三〇 応永卅一年 十月廿六日 しん正讓狀
- 一〇三一 応永卅一年 十二月十八日 久重証狀
- 一〇三二 (記事) 島津義天譜
- 一〇三三 (記事) 島津義天譜
- 一〇三四 (記事) 島津義天譜
- 一〇三五 (記事) 島津義天譜
- 一〇三六 (記事) 島津國史
- 一〇三七 (記事) 島津國史
- 一〇三八 (記事) 島津國史
- 一〇三九 (記事) 島津義天譜
- 一〇四〇 (記事) 島津義天譜
- 一〇四一 島津久豐系図
- 一〇四二 島津貴久寄進狀
- 一〇四三 島津元幸寄進狀
- 一〇四四 島津忠國加判浦生忠清寄進狀
- 一〇四五 応永卅二年 六月 廿日 島津忠國加判吉田兼清寄進狀
- 一〇四六 応永三十二年閏六月 九日 山田玄威申狀
- 一〇四七 応永卅二年 閏六月十一日 泊久篤等段錢請取狀
- 一〇四八 応永卅二年 八月廿二日 島津久豐加官狀
- 一〇四九 応永卅二年 八月廿八日 足利義持下文
- 一〇五〇 「応永卅二年」 九月 二日 足利義持御内書
- 一〇五一 応永卅二年 十月十七日 本田重恒書狀
- 一〇五二 応永卅二年 十月十七日 本田重恒書狀
- 一〇五三 応永卅二年 十月廿一日 執印紀善範証狀
- 一〇五四 応永卅二年 十月廿七日 沙弥尼正智寄進狀
- 一〇五五 (記事) 島津國史
- 一〇五六 応永三十三年 正月廿六日 島津好久用寄進狀
- 一〇五七 応永卅三年 二月廿八日 犬追物手組
- 一〇五八 応永卅三年 八月廿八日 伊集院道心讓狀
- 一〇五九 応永卅三年 二月廿九日 比志島了幸親久親沽却狀
- 一〇六〇 応永卅三年 十一月 廿日 久通寄進狀
- 一〇六一 応永卅三年 十一月廿六日 伊作久秀寄進狀
- 一〇六二 応永卅四年 正月廿二日 久安質券
- 一〇六三 応永卅四年 四月十九日 鹿屋玄兼宛行狀
- 一〇六四 応永卅四年 三月 二日 栗野八幡社鉦銘
- 一〇六五 応永卅四年 六月 一日 本田安了元寄進狀
- 一〇六六 応永卅四年 六月 一日 本田安了寄進狀
- 一〇六七 応永卅四年 六月 一日 本田安了寄進狀
- 一〇六八 応永卅四年 六月 一日 本田重恒寄進狀
- 一〇六九 応永卅四年 六月 一日 本田重恒寄進狀

一〇七〇	応永卅四年	八月 三日	衾寝玄清寄進状	一〇九四	正長 二年	十月廿五日	伊季上小河里山野境内注文
一〇七一	応永卅四年	八月 十日	本田重恒寄進状	一〇九五	正長 二年	十一月十五日	惟宗宗友讓状
一〇七二	応永卅四年	八月 十日	本田安了寄進状	一〇九六	正長 二年	十一月十五日	惟宗宗友讓状
一〇七三			(記事) 殉国名蔵	一〇九七	永享 二年	八月廿四日	さほにし本物返証文
一〇七四			北郷義知系図	一〇九八		七月 一日	島津貴久 <small>忠</small> 書状
一〇七五	応永卅四年	十月廿九日	比志島了幸置文	一〇九九	永享 二年	八月廿八日	真梁讓状
一〇七六	応永卅四年	十月廿九日	比志島了幸讓状	一一〇〇			(記事) 殉国名蔵
一〇七七			(記事) 島津国史	一一〇一			(記事) 島津久林譜
一〇七八	応永三十五年	二月十八日	島津忠国置文	一一〇二	永享 二年	十二月 十日	藤原長久起請文
一〇七九		四月廿二日	慈栄書状	一一〇三	永享 三年	三月 日	大隅国司庁宣
一〇八〇	応永卅五年	五月廿四日	山田忠豊申状	一一〇四			(記事) 島津国史
一〇八一	応永卅五年	五月廿五日	時任栄政等段錢請取状	一一〇五			(記事) 本田重恒譜
一〇八二	応永卅五年	九月 二日	島津犬太郎丸久宛行状	一一〇六	永享 四年	二月 三日	島津貴久書下
一〇八三	応永卅五年	十月 三日	本田重恒寄進状	一一〇七			阿多氏系図
一〇八四			鹿屋院上村相分帳	一一〇八	永享 四年	四月 廿日	島津忠国宛行状
一〇八五			(記事) 島津義天譜	一一〇九	永享 四年	六月 卅日	島津忠国宛行状
一〇八六			(記事) 島津義天譜	一一一〇	永享 四年	五月十三日	守秀坪付
一〇八七			(記事) 島津義天譜	一一一一	永享 四年	五月十三日	島津貴久起請文
一〇八八			(記事) 島津国史	一一一二	永享 四年	五月十五日	島津貴久起請文
一〇八九			(記事) 西藩野史	一一一三	永享 四年	六月 一日	比志島義清置文
一〇九〇	正長 二年	二月十七日	ぬまの種正活却状	一一一四	永享 四年	六月 晦日	伴兼忠寄進状
一〇九一	正長 二年	二月廿八日	比志島了幸 <small>久</small> 壳券	一一一五	永享 四年	七月十三日	樺山孝久書状
一〇九二	正長 二年	五月十五日	足利將軍家御教書	一一一六	永享 四年	七月十三日	樺山孝久書状
一〇九三	正長 二年	八月二十二日	住定山桃隠定書	一一一七	永享 四年	七月十三日	樺山孝久書状
				一一一八	永享 四年	七月十三日	樺山孝久讓状

卷三十六

一一一九	永享	四年	七月十三日	樺山孝久書狀	一一四四	永享	五年	十二月十四日	津曲兼友寄進狀
一一二〇	永享	四年	七月十三日	樺山孝久書狀	一一四五	永享	六年	正月廿六日	平田氏宗・本田重經連署寄進狀
一一二一	永享	四年	八月廿七日	島津好久 <small>久</small> 契狀	一一四六	永享	六年	二月一日	平田氏宗寄進狀
一一二二	永享	四年	八月 吉日	肝付兼元契狀	一一四七	永享	六年	四月十六日	伊集院熙久寄進狀
一一二三	永享	四年	八月 吉日	島津立久一流系圖	一一四八	永享	六年	六月二日	本田重經寄進狀
一一二四	永享	四年	十月十一日	島津立久系圖	一一四九	永享	六年	四月廿三日	小旨熊一売券
一一二五	永享	四年	十一月三日	島津好久宛行狀	一一五〇	永享	六年	八月廿九日	西郷親昇寄進狀
一一二六	永享	四年	十二月七日	島津忠国宛行狀	一一五一	永享	六年	六月廿六日	伊集院為久証狀
一一二七	永享	四年	十一月十六日	島津忠国宛行狀	一一五二	永享	六年	六月二日	本田重經寄進狀
一一二八	永享	四年	十二月廿四日	島津好久宛行狀	一一五三	永享	六年	七月廿五日	本田重經書狀
一一二九	永享	四年	十二月 七日	島津好久契狀	一一五四	永享	六年	六月廿四日	平田姓宗 <small>重</small> 契狀
一一三〇	永享	四年	十二月十三日	島津忠国安堵狀	一一五五	永享	六年	六月廿四日	野辺盛豐契狀
一一三一	永享	五年	二月廿四日	伊集院為久 <small>久</small> 宛行狀	一一五六	永享	六年	六月廿四日	石井忠義契狀
一一三二	永享	五年	四月 一日	伊集院為久証狀	一一五七	永享	六年	六月廿四日	肝付兼政・兼直連署契狀
一一三三	永享	五年	四月 一日	伊集院為久証狀	一一五八	永享	六年	六月廿四日	興長武清契狀
一一三四	永享	五年	四月 一日	伊集院為久証狀	一一五九	永享	六年	六月廿四日	肝付兼元等連署契狀
一一三五	永享	五年	四月 一日	伊集院為久証狀	一一六〇	永享	六年	六月廿六日	伊集院為久証狀
一一三六	永享	五年	四月廿七日	伊集院犬千代丸 <small>久</small> 宛行狀	一一六一	永享	六年	八月廿七日	宗裔手日記
一一三七	永享	五年	四月廿九日	伊集院為久宛行狀	一一六二	永享	六年	九月 廿日	沙弥天用寄進狀
一一三八	永享	五年	五月十九日	薩州島津用久系圖	一一六三	永享	六年	十月 五日	伊集院熙久寄進狀
一一三九	永享	五年	五月十九日	薩州家系圖	一一六四	永享	六年	十月廿九日	伊集院熙久寄進狀
一一四〇	永享	五年	六月十一日	島津好久宛行狀	一一六五	永享	六年	十月廿九日	石井忠義寄進狀
一一四一	永享	五年	七月 八日	のゝみたに誂狀	一一六六	永享	六年	十二月十五日	伊集院熙久寄進狀
一一四二	永享	五年	七月 八日	島津忠国宛行狀	一一六七	永享	六年		殉国名敷
一一四三	永享	五年	九月 八日	中道玄祐寄進狀					(記事)

一六八 (記事) 島津国史

一六九 永享 七年 五月廿四日 島津好久宛行状

一七〇 永享 七年 六月 六日 樺山孝久起請文

一七一 永享 七年 六月 九日 島津好久宛行状

一七二 永享 七年 六月 九日 島津貴久宛行状

一七三 永享 七年 六月十二日 島津貴久契状

一七四 永享 七年 六月廿三日 島津好久宛行状

一七五 永享 七年 六月 卅日 島津好久宛行状

一七六 永享 七年 八月廿三日 島津忠国安堵状

一七七 (永享 七年 十月十四日) 大覚寺義昭誅戮人交名

一七八 永享 七年 十月十四日 本田重経等連署起請文

一七九 永享 七年 十月十四日 島津貴久起請文

一八〇 永享 七年 十二月 五日 島津忠国宛行状

一八一 永享 七年 十二月 五日 島津忠国宛行状

一八二 永享 七年 十二月十五日 島津忠国宛行状

一八三 永享 七年 十二月十五日 島津忠国宛行状

一八四 (記事) 島津国史

一八五 永享 八年 正月十八日 島津忠国寄進状

一八六 永享 八年 四月十六日 伊集院熙久寄進状

一八七 永享 八年 五月 廿日 島津忠国宛行状

一八八 (記事) 殉国名載

一八九 永享 八年 五月 廿日 島津貴久安堵状

一九〇 永享 八年 五月 廿日 島津貴久安堵状

一九一 永享 八年 閏五月 廿日 島津忠国寄進状

一九二 永享 八年 六月廿四日 伊集院熙久契状

一九三 永享 八年 八月 三日 島津忠国宛行状

一九四 永享 八年 八月 三日 島津忠国宛行状

一九五 永享 八年 八月 三日 島津忠国安堵状

一九六 永享 八年 八月 三日 島津忠国安堵状

一九七 永享 八年 八月 七日 島津好久契状

一九八 永享 八年 八月 十日 島津好久宛行状

一九九 永享 八年 八月 十日 島津好久宛行状

二〇〇 永享 八年 八月 十日 沙弥支清契状

二〇一 永享 八年 八月十三日 樺山孝久契状

二〇二 永享 八年 九月十四日 島津忠国安堵状

二〇三 永享 八年 十二月十三日 島津貴久加冠状

二〇四 永享 九年 二月廿八日 渋谷重頼・重長連署証状

二〇五 永正 八年 十二月廿九日 島津忠治証状

二〇六 永享 九年 二月廿八日 島津忠国宛行状

二〇七 永享 九年 五月廿八日 島津忠国宛行状

二〇八 永享 九年 八月 一日 島津忠国宛行状

卷三十七

二〇九 永享 十年 二月廿八日 伊集院道応願状

二一〇 永享 十年 二月廿八日 伊集院道応願状

二一一 永享 十年 三月十四日 河内守重政讓状

二一二 永享 十年 五月 七日 本田氏親置文

二一三 永享 十年 福昌寺仏殿造営奉加帳

二一四 (記事) 島津国史

二一五 永享十一年 二月十八日 島津持久用寄進状

二一六 永享十一年 二月十八日 島津持久袖判証状

- 一二二七 永享十一年 六月 吉日 島津持久寄進狀
- 一二二八 永享十一年 九月 吉日 阿多熊野権現鐘銘
- 一二二九 永享十一年 十月廿一日 俊秀・俊与連署質券
- 一二三〇「永享十二年」 六月 廿日 足利義教御教書
- 一二三一「永享十二年」 六月 廿日 足利義教御教書
- 一二三二 足利義教御教書
- 一二三三 永享十二年 十一月廿五日 島津持久契狀
- 一二三四 永正十二年 一月廿七日 島津忠隆証狀
- 一二三五 (記事) 伊作島津久逸譜
- 一二三六 二月 十日 島津久逸書狀
- 一二三七 (記事) 伊作島津久逸譜
- 一二三八 (記事) 島津国史
- 一二三九 (記事) 薩州島津国久譜
- 一二四〇 永享十一年 二月 九日 渋谷重長寄進狀
- 一二三一 永享十一年 二月 五日 伊集院熙久禁制
- 一二三二 永享十一年 三月 二日 藤原久景寄進狀
- 一二三三 永享十一年 二月十八日 島津持久袖判証狀
- 一二三四 永享十一年 二月十八日 島津持久寄進狀
- 一二三五 六月十五日 榊山教久段錢等差出控
- 一二三六 (記事) 島津旧記
- 一二三七 (記事) 山田忠尚譜
- 一二三八 (記事) 北郷持久譜
- 一二三九 (記事) 南方紀伝
- 一二四〇 (記事) 島津忠国譜
- 一二四一(嘉吉 元年) 四月十三日 足利義教御内書
- 一二四二 さぬき房等詠草
- 一二四三 承応 二年 七月 島津光久大興寺再興棟札
- 一二四四 天正十七年 八月 十日 島津義弘寄進狀
- 一二四五(嘉吉 元年) 四月十三日 足利義教御内書
- 一二四六 (記事) 榊山孝久譜
- 一二四七(嘉吉 元年) 四月十四日 大内持世書狀
- 一二四八(嘉吉 元年) 四月十五日 赤松滿政書狀
- 一二四九(嘉吉 元年) 四月十五日 赤松滿政書狀
- 一二五〇(嘉吉 元年) 四月十五日 赤松滿政書狀
- 一二五一 足利義教御教書
- 一二五二(嘉吉 元年) 四月十六日 赤松滿政書狀
- 一二五三 永享十三年 五月 十日 北郷知久契狀
- 一二五四(嘉吉 元年) 五月廿六日 友貞書狀
- 一二五五 永享十三年 五月廿八日 伴實兼契狀
- 一二五六 八月 五日 榊山滿久起請文
- 一二五七(嘉吉 元年) 六月十七日 足利義教御内書
- 一二五八 六月 廿日 足利義教御教書
- 一二五九 六月 廿日 足利義教御教書
- 一二六〇 足利義教御教書
- 一二六一 八月廿五日 大覚寺尊有昭内書
- 一二六二 八月廿五日 大覚寺尊有内書
- 一二六三 四月十三日 足利義教御内書
- 一二六四 四月十三日 足利義教御内書
- 一二六五 四月十三日 足利義教御内書
- 一二六六 嘉吉 元年 九月十二日 島津持久契狀
- 一二六五 拝領物目錄

二二六七 嘉吉 元年 島津持久契狀

二二六八 嘉吉 元年 和田正存契狀

二二六九 嘉吉 元年 高木殖家契狀

二二七〇 (記事) 殉国名數

二二七一 八月廿三日 北郷知久書狀

二二七二 嘉吉 元年 鎌田道賢寄進狀

二二七三 嘉吉 元年 足利將軍家御教書

二二七四 嘉吉 元年 足利將軍家御教書

二二七五 嘉吉 元年 足利將軍家御教書

二二七六 嘉吉 元年 伊集院熙久証狀

二二七七 嘉吉 元年 信家沽却狀

二二七八 (記事) 島津国史

二二七九 (記事) 本田重恒譜

二二八〇 嘉吉 二年 島津持久宛行狀

二二八一 嘉吉 二年 島津持久宛行狀

二二八二 嘉吉 二年 島津持久安堵狀

二二八三 六月 九日 島津忠国書狀

二二八四 嘉吉 二年 伊集院熙久安堵狀

二二八五 嘉吉 元年 入来院重長置文

二二八六 嘉吉 二年 伊作久清寄進狀目錄

二二八七 嘉吉 二年 足利將軍家御教書

二二八八 嘉吉 二年 足利將軍家御教書

二二八九 嘉吉 二年 やなせ好為証狀

二二九〇 嘉吉 二年 渋谷重宗名字狀

二二九一 嘉吉 三年 三月 六日 本田重経寄進狀

二二九二 嘉吉 三年 八月廿八日 伊集院熙久証狀

二二九三 十月 五日 伊集院熙久書狀

二二九四 九月廿七日 伊集院熙久書狀

二二九五 十二月廿九日 伊集院熙久書狀

二二九六 嘉吉 四年 三月 八日 島津持久安堵狀

二二九七 嘉吉 四年 六月十一日 感応寺太叔尚祐証狀

二二九八 嘉吉 四年 十月十四日 伊東祐堯契狀

二二九九 嘉吉 四年 十月十四日 野辺盛吉契狀

二三〇〇 嘉吉 四年 十月十四日 高木殖家契狀

二三〇一 嘉吉 四年 十一月 阿多郡熊野上宮再興棟札

卷三十八

二三〇二 (記事) 西藩野史

二三〇三 (記事) 島津国史

二三〇四 文安 二年 三月廿七日 和田正存契狀

二三〇五 文安 二年 四月 三日 伊東六郎四郎契狀

二三〇六 文安 二年 十月 三日 島津忠国契狀

二三〇七 文安 二年 十月 八日 藤原久景寄進狀

二三〇八 文安 三年 二月 日 犬追物手組

二三〇九 文安 三年 九月十六日 伴兼忠等連署契狀

三三一〇 文安 三年 九月十七日 樺山孝久契狀

三三一一 文安 三年 九月廿九日 島津忠国契狀

三三一二 文安 三年 十月 廿日 神重兼寄進狀

三三一三 文安 三年 十二月 九日 源義清讓狀

三三一四 (記事) 老岐加賀日記

三三一五 文安 三年 十二月十三日 前遠江守康令讓狀



一三二六	文安	四年	十月	吉日	道性所領注文	一三四一	三月廿九日	本田国親書状	
一三一七				(記事)	島津国史	一三四二	八月	島津忠国安堵状	
一三一八	文安	五年	七月	晦日	足利將軍家御教書	一三四三	三月	藤原久親寄進状	
一三一九	文安	五年	八月	四日	中漸等奉加状	一三四四	三月	島津国史	
一三二〇	文安	五年	十一月	七日	伊佐智佐權現坪付	一三四五		足利義政代幕府重職注文	
一三二一	文安	五年	十一月	七日	伊佐智佐權現坪付	一三四六	九月	八日	犬追物手組
一三二二	(文安)	五年	十二月	廿九日	島津忠国書状	一三四七	十二月	十七日	伊作多宝寺鐘銘
一三二三	文安	六年			持家讓状	一三四八	五月	十四日	犬追物手組
一三二四	文安	六年	二月	九日	平家教讓状	一三四九	六月	十二日	島津忠国宛行状
一三二五					某讓状	一三五〇	十月	七日	島津氏重書目錄
一三二六	文安	六年	六月	廿日	景安質券	一三五一		(記事)	北郷持久譜
一三二七	「宝徳	元年」	六月	廿三日	島津好久書状	一三五二	七月	十二日	島津忠国安堵状
一三二八				(記事)	島津国史	一三五三	十二月	十三日	大寺彦左衛門施行状
一三二九				(記事)	殉国名敷	一三五四		(記事)	島津国史
一三三〇				(記事)	年代記	一三五五	九月	廿日	犬追物手組
一三三一				(記事)	年代記	一三五六	九月	廿三日	犬追物手組
一三三二				(記事)	島津忠国譜	一三五七	三月	六日	在家人々寄進状
一三三三	宝徳	二年	四月	廿日	足利將軍家御教書	一三五八	十月	廿六日	足利將軍家御教書
一三三四	宝徳	二年	八月	十日	島津忠国安堵状	一三五九	十一月	廿四日	島津忠国書状
一三三五	宝徳	二年	十月	廿八日	足利將軍家御教書	一三六〇		(記事)	島津忠国譜
一三三六	宝徳	二年	十二月	五日	牛尿院内光吉水田坪付	一三六一	三月	八日	犬追物手組
一三三七			十月	廿九日	島津忠国書状	一三六二	五月	四日	島津忠国書状
一三三八			十一月	十日	島津忠国書状	一三六三	四月	廿六日	島津忠長宛行状
一三三九	(文安)	五年	十二月	廿九日	島津忠国書状	一三六四		(記事)	文明記
一三四〇				(記事)	本田重恒譜	一三六五		(記事)	島津国史

一三六六	長祿 二年	正月 四日	本田國親吉書	一三八九	長祿 四年	閏九月 日	河辺之内坪付
一三六七	長祿 二年	正月 四日	本田國親書狀	一三九〇	長祿 四年	十月 二日	島津忠国公帖
一三六八	長祿 二年	四月十七日	阿久根波留村諏訪明神鏡背銘	一三九一	長祿 四年	十月廿六日	左馬助忠俊起請文
一三六九			文	一三九二	長祿 四年	十月廿六日	北郷義久契狀
一三七〇	(寛正二年) 天順 五年	六月 三日	伊作島津犬安丸譜	一三九三			(記事) 佐多中山譜
一三七一			琉球國王書狀	一三九四	長祿 四年	十一月廿八日	佐多忠成証狀
一三七二	長祿 三年	二月 六日	鎌田氏政寄進狀	一三九五	長祿 五年	二月廿五日	萩野某宛知行目錄
一三七三			(記事) 島津用久譜	一三九六	長祿 五年	三月十二日	島津立久契狀
一三七四			(記事) 大島有久譜	一三九七	寛正 二年	四月十三日	正八幡宮公文所下文
一三七五			(記事) 殉國名載	一三九八			(記事) 越前島津忠光譜
一三七六	長祿 三年	七月十六日	某安堵狀	一三九九	寛正 二年	五月十八日	藏人町広光奉口宣案
一三七七			細川勝元書狀	一四〇〇	寛正 二年	十一月廿四日	島津立久安堵狀
一三七八	長祿 三年	八月 六日	伊集院熙久寄進狀	一四〇一		五月 九日	大寺幸朝・川上忠塞連署起請
一三七九	長祿 四年	四月十六日	島津立久寄進狀				文
一三八〇			(記事) 島津立久譜	一四〇二			(記事) 年代記
一三八一			四月十八日 島津立久書狀	一四〇三	寛正 三年	三月十八日	島津立久宛行狀
一三八二	長祿 三年	十月十九日	島津立久加冠狀	一四〇四	寛正 三年	三月廿四日	島津立久契狀
一三八三			(記事) 島津國史	一四〇五	寛正 三年	三月廿四日	島津立久宛行狀
一三八四	長祿 四年	三月廿三日	沙弥淨仁讓狀	一四〇六	寛正 三年	四月十五日	市来院之内坪付
一三八五	長祿 四年	四月十六日	島津立久寄進狀	一四〇七	寛正 三年	九月 日	正八幡宮寺家政所下文
一三八六	長祿 四年	四月廿八日	正八幡宮寺家政所下文	一四〇八	寛正 三年	九月 日	正八幡宮寺家政所下文
一三八七	長祿 四年	九月 吉日	河辺郡あらとの門水田坪付注	一四〇九	寛正 三年	九月 日	正八幡宮寺家政所下文
一三八八	長祿 四年	九月 吉日	河辺郡あらとの門水田坪付注	一四一〇	寛正 三年	十一月十九日	島津立久寄進狀
			文	一四一一	寛正 三年		(記事) 島津忠昌譜

一四二	寬正	四年	六月十九日	泰平寺幹縁疏
一四一三	寬正	四年	七月 七日	本田宗親覺書
一四一四			(記事)	島津国史
一四一五	寬正	五年		平徳重覚書
一四一六			(記事)	本田国親譜
一四一七			(記事)	本田国親譜
一四一八			(記事)	本田国親譜
一四一九			(記事)	本田国親譜
一四二〇			(記事)	殉国名數
一四二一				島津忠国書狀
一四二二				島津忠国書狀
一四二三				島津忠国書狀
一四二四	寬正	六年		鹿兒島諏訪社祭次第
一四二五			(記事)	寬正六年記事
一四二六	寬正	六年	二月廿九日	新納家覚書
一四二七			(記事)	新納友義譜
一四二八			(記事)	北郷持久譜
一四二九	寬正	六年	十二月廿六日	萩野某宛知行目錄
一四三〇			(記事)	島津国史
一四三一	寬正	七年	正月十七日	犬追物手組
一四三二			(記事)	新納忠統譜
一四三三	寬正	七年	二月 晦日	犬追物手組
一四三四	長祿	四年	閏九月廿六日	正八幡宮神領坪付
一四三五	寬正	七年	二月 晦日	犬追物手組
一四三六	寬正	七年	二月 晦日	犬追物手組

一四三七	寬正	七年	四月十六日	島津立久起請文
一四三八				某手日記
一四三九				某手日記
一四四〇	文正	元年	五月十二日	泰平寺薬師堂棟札
一四四一	文正	二年	五月 日	正八幡宮権執印某申狀
一四四二	文正	二年	六月十七日	島津立久書下
一四四三			(記事)	北郷敏久譜
一四四四	応仁	二年	十一月十五日	沙弥道仙寄進狀
一四四五	寬正	二年	十一月廿四日	島津立久安堵狀
一四四六	応仁	元年	十月廿五日	正八幡宮供宛文
一四四七	応仁	二年	二月廿九日	都城安久村正応寺棟札

卷三十九

一四四八			(記事)	西藩野史
一四四九			(記事)	西藩野史
一四五〇			(記事)	島津国史
一四五一			九月 廿日	細川勝元書狀
一四五二			(記事)	島津忠国譜
一四五三			(記事)	本田兼親譜
一四五四	「文明	元年」	十二月十三日	島津忠国書狀
一四五五			(記事)	菱刈氏蔵旧記
一四五六			(記事)	島津忠国譜
一四五七				加世田杉本寺由緒書
一四五八	文明	二年	二月時正日	坪久田嘉紹寄進狀
一四五九	文明	二年	二月十五日	島津国久寄進狀
一四六〇	文明	二年	二月 卅日	権執印法橋永方讓狀

一四六一	(文明 二年)	五月廿三日	島津立久書狀	一四八六	三月十四日	島津立久書狀	
一四六二	文明 二年	九月 四日	島津立久書下	一四八七	三月廿六日	犬追物手組	
一四六三	文明 二年	九月 四日	村田經安等連署施行狀	一四八八	八月十五日	島津立久寄進狀	
一四六四	文明 二年	十月 九日	島津国久書下	一四八九	六月 廿日	琉球王尚門書狀	
一四六五	(記事)		島津国史	一四九〇	(記事)	島津国史	
一四六六	文明 三年	七月廿一日	島津立久制札	一四九一	(記事)	島津忠昌譜	
一四六七		三月十五日	島津立久書狀	一四九二	七月廿一日	島津立久書狀	
一四六八	(記事)		池田氏年代記	一四九三	(記事)	島津立久譜	
一四六九	(文明 三年)	十月十五日	浦上則宗書狀	一四九四	(記事)	島津立久譜	
一四七〇	「文明 三年」	十一月 五日	右衛門尉行頼書狀	一四九五	文明 六年	六月 一日	村田經安・平田兼宗連署狀
一四七一		十一月廿二日	政国書狀	一四九六	(記事)	行脚僧雜錄	
一四七二	文明 三年	十一月 十日	足利義政下文	一四九七	文明 六年	八月廿三日	犬追物手組
一四七三	(文明 三年)	十一月 十日	室町幕府奉行連署奉書	一四九八	文明 六年	九月廿一日	室町幕府奉行連署奉書
一四七四		十一月廿二日	政国書狀	一四九九	文明 六年	九月廿九日	取竜書狀
一四七五	文明 三年	十一月廿七日	室町幕府奉行連署奉書	一五〇〇	文明 六年	十月十八日	犬追物手組
一四七六	文明 三年	十二月 廿日	室町幕府奉行連署奉書	一五〇一	文明 六年	十月廿三日	皇徳寺監寺寮可哥次第
一四七七	文明 四年	二月 五日	犬追物手組	一五〇二	(記事)	島津国史	
一四七八	(記事)		年代記	一五〇三	(記事)	殉国名敷	
一四七九		二月廿三日	島津立久書狀	一五〇四	(記事)	池田氏年代記	
一四八〇		三月 八日	足利義教御内書	一五〇五	(記事)	島津国史	
一四八一	文明 四年	三月廿六日	室町幕府奉行連署奉書	一五〇六	(記事)	文明記	
一四八二	「文明 四年」	九月 卅日	足利義教御内書	一五〇七	(記事)	新納忠統譜	
一四八三		(記事)	島津国史	一五〇八	(記事)	殉国名敷	
一四八四		(記事)	本田兼親譜	一五〇九	(記事)	殉国名敷	
一四八五		五月廿三日	島津立久書狀	一五一〇	文明 八年	四月 七日	沙弥崇音讓狀



一五五八

(記事) 西藩野史

一五八二

(記事) 志和池忠豊譜

一五五九

(記事) 島津国史

一五八三

(記事) 佐多忠山譜

一五六一

文明十六年 三月 九日 犬追物手組

一五八四

(記事) 島津忠昌譜

一五六一

文明十六年 三月 九日 犬追物手組

一五八五

(記事) 島津忠昌譜

一五六二

(記事) 島津久逸契状

一五八六

(記事) 文明記

一五六三

(記事) 島津氏譜

一五八七

(記事) 文明記

一五六四

(記事) 島津久逸書状

一五八八

二月十三日 島津国久書状

一五六五

(記事) 島津久逸書状

一五八九

(記事) 島津忠昌譜

一五六六

(記事) 文明記

一五九〇

(記事) 島津忠昌譜

一五六七

「文明十六年」 十月十五日 都城円福寺阿弥陀像銘

一五九一

(記事) 島津忠昌譜

一五六八

(記事) 島津忠昌書状

一五九二

(記事) 島津忠昌譜

一五六九

(記事) 殉国名敷

一五九三

(記事) 島津忠昌譜

一五七〇

(記事) 文明記

一五九四

(記事) 島津忠昌譜

一五七一

文明十六年 十一月十五日 島津忠廉契状

一五九五

(記事) 島津忠昌譜

一五七二

(記事) 島津忠昌譜

一五九六

(記事) 島津忠昌譜

一五七三

(記事) 島津忠昌譜

一五九七

(記事) 文明記

一五七四

(記事) 文明記

一五九八

(記事) 殉国名敷

一五七五

(記事) 島津忠昌譜

一五九九

(記事) 本田兼親譜

一五七六

(記事) 島津忠昌譜

一六〇〇

三月十九日 島津忠廉宛行状

一五七七

(記事) 島津忠昌譜

一六〇一

(記事) 島津忠昌譜

一五七八

(記事) 島津忠昌譜

一六〇二

(記事) 島津忠昌譜

一五七九

(記事) 文明記

一六〇三

(記事) 島津忠昌譜

一五八〇

(記事) 義岡豊久譜

一六〇四

文明十七年 三月廿八日 島津武久忠加冠状

一五八〇

(記事) 義岡豊久譜

一六〇五

(記事) 文明記

一六〇六	(記事)	島津忠昌譜					
一六〇七	(記事)	文明記					
一六〇八	(記事)	文明記					
一六〇九(文明十七年)	閏三月廿二日	平田兼宗書狀					
一六一〇(文明十七年)	閏三月廿四日	島津武久書狀					
一六一一	(記事)	島津忠昌譜					
一六一二	(記事)	島津忠昌譜					
一六一三	(記事)	島津忠昌譜					
一六一四	(記事)	文明記					
一六一五	(記事)	島津忠昌譜					
一六一六	(記事)	文明記					
一六一七	(記事)	北郷敏久譜					
一六一八	(記事)	島津氏家譜					
一六一九	(記事)	文明記					
一六二〇	(記事)	島津氏家譜					
一六二一	(記事)	文明記					
一六二二	(記事)	島津氏家譜					
一六二三	七月 九日	島津忠昌書狀					
一六二四	(記事)	文明記					
一六二五	(記事)	島津久逸契狀					
一六二六	(記事)	島津久逸譜					
一六二七	(記事)	島津久逸譜					
一六二八	(記事)	島津久逸譜					
一六二九	(記事)	島津久逸譜					
一六三〇	文明十六年 七月 七日	某証狀					
一六三一	(記事)	島津氏家譜					
一六三二	(記事)	文明記					
一六三三	八月廿二日	島津忠昌書狀					
一六三四(文明十七年)	閏三月廿四日	島津武久書狀					
一六三五		町田氏系図					
一六三六	(記事)	島津忠昌譜					
一六三七	(記事)	文明記					
一六三八	(記事)	島津忠昌譜					
一六三九	(記事)	島津忠昌譜					
一六四〇	(記事)	島津忠昌譜					
一六四一	(記事)	島津國史					
一六四二	(記事)	本田兼親伝					
一六四三	十二月 五日	島津武久書狀					
一六四四(文明十八年)	十二月 五日	島津武久書狀					
一六四五	(記事)	殉国名載					
一六四六(文明十八年)	十月 一日	島津忠昌書狀					
一六四七(文明十八年)	十月 五日	島津忠昌書狀					
一六四八	(記事)	本田兼親伝					
一六四九	十月 一日	島津忠昌書狀					
一六五〇	(記事)	本田兼親伝					
一六五一	十月 五日	島津忠昌書狀					
一六五二(文明十八年)	十月 五日	島津忠昌書狀					
一六五三	(記事)	豊州島津忠廉譜					
一六五四	文明十八年 十月十九日	島津忠昌宛行狀					
一六五五	文明十八年 十月 吉日	島津忠廉書狀					

一五六六 (記事) 本田兼親伝  
 一六五七 閏十一月 一日 島津忠昌書状  
 一六五八 (記事) 本田兼親譜  
 一六五九 閏十一月廿六日 島津忠昌書状  
 一六六〇 (記事) 新納友義譜  
 一六六一 文明十八年 十月 吉日 島津忠廉書状  
 一六六二 (記事) 新納忠統譜  
 一六六三 (記事) 知覧氏系図

卷四十一

一六六四 (記事) 西藩野史  
 一六六五 (記事) 島津国史  
 一六六六 (長享 元年) 閏十月廿六日 島津忠昌書状  
 一六六七 (記事) 島津忠昌譜  
 一六六八 (記事) 島津忠治系図  
 一六六九 文明十九年 九月 九日 沢永親契状  
 一六七〇 (記事) 島陰雜著  
 一六七一 長享 三年 十二月廿七日 新納家伝重物目錄  
 一六七二 延徳 元年 十一月廿六日 犬追物手組  
 一六七三 延徳 元年 十一月廿七日 犬追物手組  
 一六七四 延徳 元年 十一月廿八日 犬追物手組  
 一六七五 延徳 二年 正月十八日 犬追物手組  
 一六七六 延徳 二年 正月三十日 犬追物手組  
 一六七七 延徳 二年 二月 一日 犬追物手組  
 一六七八 延徳 二年 二月 六日 犬追物手組  
 一六七九 延徳 二年 二月十三日 犬追物手組

一六八〇 延徳 二年 二月十四日 犬追物手組  
 一六八一 延徳 二年 二月 廿日 犬追物手組  
 一六八二 延徳 二年 二月廿一日 犬追物手組  
 一六八三 延徳 二年 三月 廿日 犬追物手組  
 一六八四 (記事) 島津忠昌譜  
 一六八五 延徳 二年 三月廿二日 犬追物手組  
 一六八六 延徳 二年 三月廿三日 犬追物手組  
 一六八七 延徳 二年 三月廿六日 犬追物手組  
 一六八八 延徳 二年 三月 卅日 犬追物手組  
 一六八九 延徳 二年 四月 朔日 犬追物手組  
 一六九〇 延徳 二年 四月 四日 犬追物手組  
 一六九一 延徳 二年 四月 六日 犬追物手組  
 一六九二 延徳 二年 四月十八日 犬追物手組  
 一六九三 (記事) 豊州島津忠廉譜  
 一六九四 (延徳二年) 永伝 元年 八月廿一日 渋谷重豊讓状  
 一六九五 田島蘭地并屋敷注文  
 一六九六 延徳 二年 九月十八日 犬追物手組  
 一六九七 延徳 二年 十二月廿四日 田布施諏訪神社棟札  
 一六九八 (記事) 島津国史  
 一六九九 延徳 三年 正月廿一日 犬追物手組  
 一七〇〇 延徳 三年 二月廿二日 足利義植補任御教書  
 一七〇一 延徳 三年 二月 廿日 犬追物手組  
 一七〇二 延徳 三年 三月 二日 犬追物手組  
 一七〇三 延徳 三年 三月 三日 犬追物手組  
 一七〇四 延徳 三年 三月十一日 犬追物手組



一七〇五	延徳三年	七月夕日	福昌寺所藏文書目錄	一七三〇			(記事)	閑暇吟
一七〇六	延徳三年	十二月廿五日	樺山長久起請文	一七三一			(記事)	軍記
一七〇七	延徳四年	正月廿八日	阿久根高津宮明神棟札	一七三二			(記事)	島津忠昌譜
一七〇八	延徳四年	二月十日	島津忠昌朱印狀	一七三三		三月十三日	(記事)	島津忠昌書狀
一七〇九	延徳四年	彼岸吉日	徹堂証狀	一七三四			(記事)	島津忠昌譜
一七一〇	延徳四年	三月一日	渋谷重聡田地并所当注文	一七三五	明応四年	四月十七日	(記事)	島津忠昌宛行狀
一七一	延徳四年	三月日	某請文	一七三六	明応四年	六月廿一日	(記事)	島津忠昌宛行狀
一七二			村田氏系図	一七三七			(記事)	島津忠昌譜
一七二三	延徳四年	十一月十三日	島津忠昌書狀	一七三八	(明応四年)	六月廿九日	(記事)	島津忠昌書狀
一七二四		十一月廿日	島津忠昌書狀	一七三九	(明応四年)	七月三日	(記事)	島津忠昌書狀
一七二五			島津日新 <small>忠</small> 譜	一七四〇			(記事)	喜入忠弘譜
一七二六			島津日新譜	一七四一	明応四年	七月十九日	(記事)	島津忠昌書狀
一七二七			島津日新譜	一七四二	明応四年	九月十三日	(記事)	島津忠昌寄進狀
一七二八			島津日新譜	一七四三	明応四年	十一月廿五日	(記事)	島津家老臣連署坪付
一七二九			日新記	一七四四	明応四年	十一月廿五日	(記事)	島津家老臣連署坪付
一七三〇			日新以来当家繁栄記	一七四五			(記事)	島津国史
一七三一			入来院重聡譜	一七四六			(記事)	島津国史
一七三二			伊作家譜	一七四七			(記事)	島津忠昌譜
一七三三〔明応九年〕	明応九年	三月十三日	大内義興書狀	一七四八			(記事)	島津忠昌譜
一七三四		九月三日	大内義興書狀	一七四九			(記事)	本田重親伝
一七三五		正月十一日	大内義興書狀	一七五〇	(明応五年)	二月廿八日	(記事)	伊地知重貞書狀
一七三六		七月十八日	相良為統書狀	一七五一			(記事)	本田重親伝
一七三七			殉国名敵	一七五二		十一月十五日	(記事)	伊地知重貞書狀
一七三八			島津忠昌譜	一七五三	明応五年	十月廿九日	(記事)	足利將軍家御教書
一七三九			島津忠昌譜	一七五四		八月十八日	(記事)	宗祇書狀

一七五五	島津忠昌書狀	十月十三日	調所恒房伝
一七五六	平田兼宗・村田經安連署狀	十一月廿四日	大隅国留守所下文
一七五七	明応 六年	七月廿四日	大田忠福寄進狀
一七五八	沙弥善從讓狀	(記事)	足利將軍家補任御教書
一七五九	島津忠昌寄進狀	十月廿七日	足利將軍家補任御教書
一七六〇	明応 七年	七月二十八日	島津忠昌筆写般若心經識語
一七六一	薩州島津国久譜	(記事)	犬追物手組
一七六二	山田忠尚譜	(記事)	式事目錄
一七六三	明応 八年	三月廿八日	島津勝久譜
一七六四	沢永親証狀	五月 十日	島津忠昌社參隨兵人数書上
一七六五	忠貞書狀	正月 卅日	犬追物手組
一七六六	俊道書狀	十一月 八日	島津忠治書狀
一七六七	伊地知重房書狀	六月廿七日	島津忠治代寄合座鉢
一七六八	室町幕府奉行連署奉書	(記事)	
一七六九	越前島津忠勝譜	(記事)	
一七七〇	殉国名數	(記事)	
一七七一	島津国史	(記事)	
一七七二	殉国名數	三月 日	十二月十三日 島津忠治書狀
一七七三	霧島西生寺大曼荼羅院再興棟札	日	正月十一日 島津忠昌書狀
一七七四	明応 九年	八月廿八日	山崎某覚書
一七七五	(明応 九年)	十月十七日	島津国史
一七七六	喜入忠弘書狀	(記事)	伊作觀音由緒記
一七七七	島津久逸譜	(記事)	福昌寺侍衣建盈請取
一七七八	大田忠福譜	(記事)	河辺平山村觀音堂木像光背板
一七七八	酒井宗房寄進狀	六月 七日	銘
一七七八	島津家老臣連署坪付	十二月 廿日	本田兼親伝
一七九〇	文龜 二年	四月十六日	本田兼親伝
一七八一	文龜 二年	十一月 廿日	島津忠昌書狀
一七八二	文龜 二年	十二月廿一日	本田兼親書狀
一七八三	文龜 二年	五月十六日	島津忠昌書狀
一七八四	文龜 三年	七月廿四日	島津忠昌書狀
一七八五	文龜 三年		島津忠昌書狀
一七八六	文龜 三年		島津忠昌書狀
一七八七	文龜 三年		島津忠昌書狀
一七八八	文龜 三年		島津忠昌書狀
一七八九	文龜 四年	三月廿二日	島津忠昌書狀
一七九〇	文龜 四年	十二月十三日	島津忠昌書狀
一七九一	文龜 四年		島津忠昌書狀

卷四十二

- 一八〇二 十月十九日 島津忠昌書狀
- 一八〇三 永正 四年 十月廿八日 御前法橋沢永親補任狀
- 一八〇四 十一月廿一日 島津忠昌書狀
- 一八〇五 (記事) 島津氏家譜
- 一八〇六 (記事) 西藩野史
- 一八〇七 (記事) 西藩野史
- 一八〇八 (記事) 西藩野史
- 一八〇九 (記事) 西藩野史
- 一八一〇 (記事) 殉国名數
- 一八一一 (記事) 島津忠昌譜
- 一八一二 興国寺二世宗津叟疏
- 一八一三 奈良原道三真贊
- 一八一四 興国寺二世宗津叟疏
- 一八一五 永正 六年 八月 日 某書狀
- 一八一六 永正 五年 三月十二日 島津忠治書狀
- 一八一七 永正 五年 三月十二日 島津忠治書狀
- 一八一八 田布施金藏院由緒書
- 一八一九 島津国史
- 一八二〇 (記事) 池田氏年代記
- 一八二一 足利義植御内書
- 一八二二「永正 七年」 十月 十日 島津忠治書狀
- 一八二三 永正 七年 十月 吉日 伴兼利証狀
- 一八二四 永正 七年 十月廿九日 竜巖寺・莊嚴寺・大興寺門徒契約狀
- 一八二五 (記事) 島津忠治伝
- 一八二六 島津忠治代寄合座鉢
- 一八二七 十二月廿一日 島津忠治書狀
- 一八二八 正月 廿日 島津忠治書狀
- 一八二九「永正 八年」 二月廿六日 島津忠治書狀
- 一八三〇 永正 八年 二月 七日 石清水八幡宮惣檢校補任狀
- 一八三一 永正 八年 七月下澀日 識鷹秘訣集序
- 一八三二 永正 八年 十二月廿九日 島津忠治証狀
- 一八三三 島津国史
- 一八三四 (記事) 調所恒房伝
- 一八三五 正月廿七日 伊地知重貞等連署狀
- 一八三六 永正 九年 二月 二日 島津忠治安堵狀
- 一八三七 永正 九年 三月廿七日 島津家老臣連署坪付
- 一八三八「永正 九年」閏四月 六日 島津忠治安堵狀
- 一八三九 永正 十年 正月 吉日 加治木久恒寄進狀
- 一八四〇 永正 十年 二月彼岸日 岩下某寄進狀
- 一八四一 永正 十年 七月廿五日 笠懸射書
- 一八四二 永正 十年 八月廿一日 島津一瓢運久沽券
- 一八四三 永正 十年 八月廿一日 智徳院頼真渡狀
- 一八四四 永正 十年 十月 吉日 阿久根院水田坪付
- 一八四五 (記事) 本田親安伝
- 一八四六 永正十一年 二月 朔日 島津忠治宛行狀
- 一八四七 (記事) 本田親安伝
- 一八四八 (記事) 島津貴久譜
- 一八四九 (記事) 調所恒房伝
- 一八五〇 永正十一年 九月 五日 島津家老臣連署寄進狀

- 一八五一 永正十一年 九月十四日 犬追物手組
- 一八五二 永正十一年 十一月十四日 犬追物手組
- 一八五三 永正十一年 十一月十九日 犬追物手組
- 一八五四 永正十一年 十二月九日 犬追物手組
- 一八五五 (記事) 島津国史
- 一八五六 永正十二年 二月七日 犬追物手組
- 一八五七 永正十二年 二月七日 犬追物手組
- 一八五八 永正十二年 二月十五日 祐富寄進状
- 一八五九 永正十二年 四月一日 犬追物手組
- 一八六〇 永正十二年 六月七日 島津忠治証状
- 一八六一 (記事) 島津氏家譜
- 一八六二 (記事) 山田忠尚譜
- 一八六三 (記事) 島津氏家譜
- 一八六四 永正十二年 十一月廿七日 島津忠隆証状
- 一八六五 (記事) 島津国史
- 一八六六 (記事) 調所恒房伝
- 一八六七 永正十三年 正月 廿日 大隅国留守所下文
- 一八六八 永正十三年 三月十三日 犬追物手組
- 一八六九 永正十三年 三月十六日 犬追物手組
- 一八七〇 (記事) 年代記
- 一八七一 (記事) 年代記
- 一八七二 (記事) 年代記
- 一八七三 永正十三年 五月廿八日 犬追物手組
- 一八七四 永正十三年 六月一日 犬追物手組
- 一八七五 永正十三年 六月一日 犬追物手組
- 一八七六 永正十三年 六月一日 犬追物手組
- 一八七七 永正十三年 六月七日 犬追物手組
- 一八七八 永正十三年 八月廿六日 石塚種延寄進状
- 一八七九 (永正十三年) 犬追物手組
- 一八八〇 永正十三年 八月廿九日 犬追物手組
- 一八八一 永正十三年 九月一日 犬追物手組
- 一八八二 永正十三年 九月十日 犬追物手組
- 一八八三 (記事) 島津忠隆譜
- 一八八四 (記事) 宮里氏系図
- 一八八五 永正十四年 三月廿一日 島津忠隆譜
- 一八八六 永正十四年 三月廿一日 島津家老臣連署坪付
- 一八八七 永正十四年 八月廿七日 島津忠隆安堵状
- 一八八八 永正十四年 九月十五日 犬追物手組
- 一八八九 永正十四年 九月十六日 犬追物手組
- 一八九〇 永正十四年 十二月十三日 大内義興書状
- 一八九一 十二月十三日 杉武道書状
- 一八九二 十二月十三日 智法左禪師書状
- 一八九三 永正十五年 正月十六日 智法照禪師天祐証状
- 一八九四 天祐和尚辭世偈
- 一八九五 島津忠隆譜
- 一八九六 (記事) 澁谷氏鹿兒島參仕座配書立
- 一八九七 永正十五年 五月廿一日 阿多熊野權現鏡銘
- 一八九八 永正十五年 七月廿八日 入来院本村諏訪座敷定日記
- 一八九九 永正十五年 九月廿二日 島津忠隆書状
- 一九〇〇 永正十五年 九月廿七日 久志浦久玉大明神棟札

- 一九〇一 (記事) 調所恒久伝 一九二六「永正十七年」閏六月十七日 細川高国書状
- 一九〇二 永正十五年 十月廿五日 平山忠康証状 一九二七 永正十七年 七月廿二日 島津忠朝契状
- 一九〇三 十月廿五日 平山忠康書状 一九二八 永正十七年 七月 一日 樺山宗栄長・広久連署契状
- 一九〇四 調所恒房・平山久近引物書上 一九二九 七月 二日 島津忠朝書状
- 一九〇五 永正十六年 五月十五日 足利義植補任御教書 一九三〇 (記事) 宮里正豊伝
- 一九〇六 (記事) 島津忠隆譜 一九三一 (記事) 島津勝久譜
- 一九〇七 (記事) 島津忠隆譜 一九三二 (記事) 島津忠將系図
- 一九〇八 永正十六年 七月十六日 福昌寺卵塔碑銘 一九三三「永正十七年」十一月十六日 細川高国書状
- 一九〇九 (記事) 島津勝久譜 一九三四 (記事) 調所恒房伝
- 一九一〇 (記事) 島津勝久譜 一九三五 永正十八年 正月 廿日 留守所下文
- 一九一一 永正十六年 九月 九日 中野歳信答申書 一九三六 (記事) 調所恒房伝
- 一九一二 永正十六年 九月 廿日 霧島社造立趣意書 一九三七 永正十八年 三月十五日 隅州武安名経田坪付
- 一九一三「永正十六年」 十月 十日 大内義興書状 一九三八 永正十八年 七月十二日 島津家老臣連署式日次第
- 一九一四「永正十六年」 十月 十日 陶弘詮書状 一九三九 智陸証状
- 一九一五「永正十六年」十一月 四日 島津忠朝書状 一九四〇 福昌寺恕岳証状
- 一九一六「永正十六年」十一月 四日 島津忠朝書状 一九四一「永正十八年」 二月十一日 島津忠朝書状
- 一九一七 (記事) 島津勝久譜 一九四二「永正十八年」 二月十一日 島津忠朝書状
- 一九一八 永正十六年 十二月 吉日 藤原忠俊寄進状 一九四三「永正十八年」 二月十一日 島津忠朝書状
- 一九一九 (記事) 島津国史 一九四四 佐多氏譜
- 一九二〇 島津忠將系図 一九四五 近衛植家書状
- 一九二一「永正十七年」 二月 五日 島津忠兼久勝書状 一九四六 (記事) 佐多氏譜
- 一九二二 永正十七年 二月十二日 一乘院庄殿寺掟書 一九四七「永正十八年」 四月 一日 島津忠朝書状
- 一九二三 (記事) 島津勝久譜 一九四八「永正十八年」 四月 一日 島津忠朝書状
- 一九二四 永正十七年 六月十五日 藏人葉室頼継奉口宣案 一九四九 (記事) 樺山文佐日記
- 一九二五 永正十七年 六月 四日 阿久根大固寺坪付 一九五〇 (記事) 樺山長久譜

一九五一 (永正十八年) 五月十九日 島津忠朝書狀  
 一九五二 (大永元年) 六月十五日 琉球三司官書狀  
 一九五三 正德十六年 六月十五日 琉球三司官書狀  
 一九五四 (弘治二年) 十二月十三日 琉球中山王朱印狀  
 一九五五 (永正十八年) 八月十四日 香西元盛書狀  
 一九五六 (永正十八年) 八月十六日 細川高國書狀  
 一九五七 (永正十八年) 八月廿三日 大友親教書狀  
 一九五八 (永正十八年) 八月廿三日 本庄右述等連署狀  
 一九五九 (永正十八年) 十一月二日 大内義興書狀  
 一九六〇 (永正十七年) 十一月二日 陶弘詮書狀  
 一九六一 (大永元年) 十二月八日 島津忠朝書狀

卷四十三

一九六二 (記事) 西藩野史  
 一九六三 (記事) 島津國史  
 一九六四 (大永二年) 二月廿八日 島津忠朝書狀  
 一九六五 (記事) 殉国名數  
 一九六六 (大永二年) 六月十八日 島津忠朝書狀  
 一九六七 六月廿三日 島津忠朝書狀  
 一九六八 六月 島津忠朝書狀  
 一九六九 大永二年 七月廿日 後柏原天皇綸旨  
 一九七〇 (大永二年) 八月二日 近衛尚通書狀  
 一九七一 (大永二年) 九月廿六日 庭田重親書狀  
 一九七二 (記事) 本田兼親譜  
 一九七三 大永二年 八月五日 島津忠兼久勝契狀  
 一九七四 大永三年 五月日 高城重興書狀

一九七五 (大永二年) 九月廿六日 庭田重親書狀  
 一九七六 (大永三年) 二月廿六日 吉見頼興書狀  
 一九七七 (大永三年) 二月廿八日 島津忠朝書狀  
 一九七八 (大永三年) 三月廿八日 大友親教書狀  
 一九七九 (大永三年) 三月晦日 臼杵長景・本庄右述連署狀  
 一九八〇 (大永三年) 六月廿日 島津忠朝書狀  
 一九八一 (大永三年) 七月廿一日 島津忠朝書狀  
 一九八二 (大永三年) 八月十一日 臼杵長景・本庄右述連署狀  
 一九八三 九月二日 進藤長并書狀  
 一九八四 九月四日 島津忠朝書狀  
 一九八五 (大永三年) 十一月六日 島津忠朝書狀  
 一九八六 (大永三年) 十一月六日 島津忠朝書狀  
 一九八七 大永三年 十一月十五日 島津忠朝書下  
 一九八八 (記事) 北郷忠相譜  
 一九八九 (記事) 庄内平治記  
 一九九〇 (記事) 島津勝久譜  
 一九九一 大永七年 十二月二日 新納忠勝願文  
 一九九二 (記事) 殉国名數  
 一九九三 (大永四年) 九月十三日 島津忠朝書狀  
 一九九四 (記事) 殉国名數  
 一九九五 大永四年 九月廿日 田布施常珠寺鐘銘  
 一九九六 十月廿一日 隈江匡久・中野歳信連署狀  
 一九九七 大永四年 十二月三日 新納忠勝裏書  
 一九九八 二月七日 北原久兼書狀  
 一九九九 (記事) 庄内平治記

二〇〇〇	十月廿一日	限江匡久・中野歳信連署状	二〇二五	四月廿八日	限江匡久書状
二〇〇一	(記事)	島津国史	二〇二六	(記事)	樺山玄佐日記
二〇〇二	(記事)	殉国名敷	二〇二七	(記事)	樺山玄佐譜
二〇〇三	(天文 五年)	閏正月廿一日 島津連久書状	二〇二八	(大永 六年)	五月 四日 限江匡久書状
二〇〇四	(大永 五年)	二月 八日 祁答院嵐浦 <small>武重</small> 書状	二〇二九	(記事)	北郷忠相譜
二〇〇五	(大永 五年)	三月十七日 伯耆武願書状	二〇三〇	(記事)	庄内平治記
二〇〇六	(大永 五年)	四月十四日 島津忠兼書状	二〇三一	(記事)	伊地知季安考
二〇〇七	(大永 五年)	六月十六日 島津忠朝書状	二〇三二	(大永 六年)	五月廿三日 限江匡久書状
二〇〇八	(大永 五年)	六月十六日 島津忠朝書状	二〇三三	(大永 六年)	六月十一日 限江匡久書状
二〇〇九	(大永 五年)	六月十六日 島津忠朝書状	二〇三四	(大永 六年)	七月 十日 限江匡久書状
二〇一〇	(大永 五年)	六月十六日 島津忠朝書状	二〇三五	(記事)	島津日新 <small>忠譜</small>
二〇一一	(大永 五年)	六月十六日 島津忠朝書状	二〇三六	(記事)	本田親安伝
二〇一二	(大永 五年)	六月十六日 島津忠朝書状	二〇三七	七月廿三日	大内義興書状
二〇一三	(大永 五年)	六月十六日 島津忠朝書状	二〇三八	(大永 六年)	八月 朔日 琉球国世主書状
二〇一四	(大永 五年)	六月十六日 島津忠朝書状	二〇三九	(大永 六年)	八月十八日 島津忠良証状
二〇一五	(記事)	樺山信久譜	二〇四〇		北郷氏庶流系図
二〇一六	(記事)	樺山玄佐日記	二〇四一	(大永 六年)	九月 四日 島津勝久書状
二〇一七	(記事)	島津忠興譜	二〇四二	(大永 六年)	九月廿一日 島津忠兼書状
二〇一八	(大永 五年)	閏十一月三日 北原右並・白杵長景連署状	二〇四三	九月廿五日	肝付兼興書状
二〇一九	(大永 五年)	閏十一月三日 大友義鑑書状	二〇四四	十二月 五日	島津忠良書状
二〇二〇		(記事)	二〇四五	(大永 六年)	九月廿四日 神柱宮再興勸進
二〇二一	(大永 六年)	二月 廿日 島津忠兼誓状	二〇四六	(大永 六年)	十月廿八日 白杵長景書状
二〇二二		三月十一日 限江匡久・中野歳信連署状	二〇四七	(記事)	大田氏系図
二〇二三	(大永 六年)	三月廿七日 島津忠朝書状	二〇四八	(記事)	本田兼親伝
二〇二四	(大永 六年)	三月廿七日 島津忠朝書状	二〇四九	十一月 四日	島津忠兼書状

- 二〇五〇 十一月 四日 島津忠兼書狀 (記事) 二〇七五 島津国史
- 二〇五一 十一月 四日 島津忠兼書狀 (記事) 二〇七六 大永 七年 二月 六日 樺山信久契狀
- 二〇五二「大永 六年」十一月 五日 島津忠兼書狀 (記事) 二〇七七 大永 七年 二月 廿一日 町田忠如書狀
- 二〇五三 十一月 六日 島津忠兼書狀 (記事) 二〇七八 大永 七年 二月 廿一日 貴久記
- 二〇五四「大永 六年」十一月 七日 島津忠兼書狀 (記事) 二〇七九 大永 七年 二月 十九日 樺山信久契狀
- 二〇五五 殉国名數 (記事) 二〇八〇 大永 七年 二月 廿一日 島津忠良契狀
- 二〇五六 島津貴久譜 (記事) 二〇八一 大永 七年 二月 廿六日 肝付兼演契狀
- 二〇五七「大永 六年」八月 朔日 琉球国世主書狀 (記事) 二〇八二「大永 七年」二月 廿一日 島津日新書狀
- 二〇五八 大永 六年 八月 十八日 島津忠良証狀 (記事) 二〇八三 大永 七年 二月 廿一日 樺山文佐自記
- 二〇五九 大永 六年 八月 十八日 島津忠良証狀 (記事) 二〇八四 大永 七年 三月 廿二日 島津家老臣連署坪付
- 二〇六〇「大永 六年」八月 廿一日 限江匡久書狀 (記事) 二〇八五 大永 七年 四月 九日 肝付兼演宛知行目錄
- 二〇六一「大永 六年」九月 四日 島津勝久書狀 (記事) 二〇八六 大永 七年 三月 廿二日 島津家老臣連署坪付
- 二〇六二「大永 六年」九月 七日 限江匡久書狀 (記事) 二〇八七 大永 七年 四月 九日 肝付兼演宛知行目錄
- 二〇六三 貴久御記 (記事) 二〇八八 大永 七年 三月 廿二日 島津家老臣連署坪付
- 二〇六四 (記事) 二〇八九 大永 七年 三月 廿二日 島津家老臣連署坪付
- 二〇六五 (記事) 二〇九〇「大永 七年」五月 十三日 島津日新感狀
- 二〇六六 (記事) 二〇九一 大永 七年 五月 十三日 島津日新感狀
- 二〇六七 (記事) 二〇九二 大永 七年 五月 十三日 貴久記
- 二〇六八「大永 六年」十一月 五日 島津忠兼書狀 (記事) 二〇九三 寛文 七年 八月 十九日 長谷大藏覚書
- 二〇六九「大永 六年」十一月 七日 島津忠兼書狀 (記事) 二〇九四 大永 七年 八月 十九日 島津勝久譜
- 二〇七〇「大永 六年」十一月 廿一日 限江匡久書狀 (記事) 二〇九五 大永 七年 八月 十九日 島津勝久譜
- 二〇七一 十一月 廿五日 島津忠兼書狀 (記事) 二〇九六 大永 七年 八月 十九日 島津勝久譜
- 二〇七二 (記事) 二〇九七 大永 七年 八月 十九日 島津勝久譜
- 二〇七三 (記事) 二〇九八 大永 七年 八月 十九日 島津勝久譜
- 二〇七四 (記事) 二〇九九 大永 七年 八月 十九日 島津大中譜



二一〇〇 大永 七年 六月十七日 島津忠兼寄進状  
 二一〇一 (記事) 島津日新譜  
 二一〇二 (記事) 島津貴久譜  
 二一〇三 (記事) 町田氏系図  
 二一〇四 (大永 七年) 七月 卅日 隈江匡久書状  
 二一〇五 (記事) 樺山信久譜  
 二一〇六 (記事) 樺山玄佐自記  
 二一〇七 (記事) 調所恒房伝  
 二一〇八 (記事) 樺山玄佐自記  
 二一〇九 (記事) 貴久公記  
 二一一〇 大永 七年 十二月 二日 島津忠勝願文  
 二一一一 大永 七年 十二月 二日 島津忠勝願文  
 二一二二 正八幡宮社家覚書

卷四十四

二一一三 (記事) 島津国史  
 二一一四 (記事) 西藩野史  
 二一一五「享祿 元年」 二月廿一日 島津日新良書状  
 二一一六 (記事) 島津勝久譜  
 二一一七 大永 八年 三月廿九日 島津勝久補任状  
 二一一八 (記事) 島津日新譜  
 二一一九 十月廿一日 伊集院与左衛門覚書  
 二一二〇 (記事) 北郷忠相譜  
 二一二一 (記事) 庄内平治記  
 二一二二 (記事) 殉国名藪  
 二一二三 (記事) 北郷忠相譜

二一二四 大永 八年 六月 廿日 島津勝久宛行状  
 二一二五 (大永 八年) 七月 廿三日 杉与重書状  
 二一二六 (大永 八年) 七月 廿三日 大内義興書状  
 二一二七 (享祿 元年) 七月 廿三日 大内義興書状  
 二一二八「享祿 元年」 九月 六日 島津勝久書状  
 二一二九 大永 八年 九月 十日 島津勝久宛行状  
 二一三〇 (大永 八年) 閏九月 九日 某書状  
 二一三一 十月 六日 大内義隆書状  
 二一三二 (大永 八年) 十月 島津忠朝書状  
 二一三三 (大永 八年) 十月 島津忠朝書状  
 二一三四 (大永 八年) 十二月 島津忠朝書状  
 二一三五 (記事) 島津国史  
 二一三六 (記事) 島津勝久譜  
 二一三七 (記事) 年代記  
 二一三八 (記事) 伊地知季安考  
 二一三九 (記事) 伊地知重政自記  
 二一四〇 (記事) 島津忠將譜  
 二一四一 (記事) 殉国名藪  
 二一四二 (記事) 大島氏系図  
 二一四三 二月 一日 島津勝久書状  
 二一四四 二月 十五日 宗吉書状  
 二一四五「享祿 二年」 二月 十六日 新納忠勝書状  
 二一四六 大永 九年 三月 廿四日 岩出輔共・東郷重隨連署証状  
 二一四七 四月 廿四日 隈江匡久書状  
 二一四八 (享祿 二年) 五月 二日 島津貴久書状

二二四九	(享祿 二年)	六月 一日	島津日新書狀	二二七三	二月 九日	東郷重朗書狀
二二五〇	(享祿 二年)		空山日々記	二二七四	(記事)	島津尚久系図
二二五一			某書狀	二二七五	享祿 四年	島津勝久書下
二二五二		(記事)	樺山文佐自記	二二七六	享祿 四年	島津勝久書下
二二五三	[享祿 二年]	六月 八日	隈江匡久書狀	二二七七	享祿 四年	島津勝久書下
二二五四	[享祿 二年]	六月十三日	隈江匡久書狀	二二七八		(記事)
二二五五	(享祿 二年)	六月	空山日記	二二七九	享祿 四年	八月廿三日 島津日新等連署起請文
二二五六	(享祿 二年)	六月十七日	隈江匡久書狀	二二八〇	[天文 元年]	三月廿四日 島津貴久書狀
二二五七	(享祿 二年)		空山日記 (島津忠治代寄合座 跡)	二二八一		(記事)
二二五八	(享祿 二年)	七月 十日	隈江匡久書狀	二二八二		(記事)
二二五九		(記事)	庄内平治記	二二八三		殉国名藪
二二六〇		(記事)	北郷忠相譜	二二八四		吉利氏系図
二二六一	享祿 二年	十二月廿六日	伴久兼契狀	二二八五		(記事)
二二六二	[享祿 三年]	二月 七日	菱刈重副書狀	二二八六	天文 元年	十二月 吉日 入来院重副重寄進狀
二二六三		(記事)	北郷忠相譜	二二八七		(記事)
二二六四		(記事)	庄内平治記	二二八八		島津義久譜
二二六五		(記事)	殉国名藪	二二八九		島津日新譜
二二六六	享祿 三年	三月	新納忠勝証狀	二二九〇		(記事)
二二六七	享祿 三年	四月 六日	島津勝久宛行狀	二二九一		貴久記
二二六八		(記事)	大島氏系図	二二九二		(記事)
二二六九		(記事)	大島氏系図	二二九三		島津忠將譜
二二七〇	享祿 三年	十月十七日	足利義晴補任御教書	二二九四		新納忠勝譜
二二七一		二月 一日	島津勝久書狀	二二九五	天文 二年	詠鶴契還年和歌
二二七二		(記事)	島津國史	二二九六	天文 二年	新納忠勝起請文
				二二九七		八月十五日 百手射手交名
						九月廿七日 他阿弥陀仏書狀

二二九八	「天文二年」	十月廿六日	小笠原光清書狀	二二三三	(記事)	島津日新譜
二二九九	天文二年	十月廿八日	笠懸射手交名	二二三二	(記事)	樺山玄佐譜
二二〇〇			宮里氏系図	二二二五	三月五日	近衛植家書狀
二二〇一	(記事)		庄内平治記	二二二六	六月二日	三千院宮応胤親王書狀
二二〇二	(記事)		箕輪伊賀覺書	二二二七	九月十六日	島津家老臣連署狀
二二〇三	(記事)		島津日新譜	二二二八	十一月五日	今岡通詮書狀
二二〇四	(記事)		島津忠將譜	二二二九	九月十六日	島津家老臣連署狀
二二〇五	天文二年	八月廿八日	小笠原光清書狀	二二三〇	天文三年	本田董親寄進狀
二二〇六		十月廿六日	小笠原光清書狀	二二三一	十一月吉日	北郷忠相日記 <small>自天文元年 至三年十二月</small>
二二〇七	天文二年	十月八日	堀切十郎右衛門尉寄進狀	二二三二	(記事)	島津国史
二二〇八	「天文二年」	十月廿六日	小笠原光清書狀	二二三三	(記事)	殉国名藪
二二〇九	天文二年	十月廿八日	新納忠勝起請文	二二三四	(記事)	島津勝久譜
二二一〇	(記事)		島津日新譜	二二三五	(記事)	川上昌久譜
二二一一	天文三年	正月十六日	大的日記	二二三六	(記事)	川上久偶譜
二二一二	(記事)		北郷忠相譜	二二三七	(記事)	川上受久譜
二二一三			山田氏系図	二二三八	(記事)	貴久公記
二二一四	天文三年	三月 日	南樵雪名字書出	二二三九	(記事)	樺山玄佐自記
二二一五			殉国名藪	二二四〇	(記事)	島津氏家譜
二二一六	(記事)		殉国名藪	二二四一	(記事)	北郷忠相譜
二二一七	(記事)		越前島津忠長譜	二二四二	(記事)	庄内平治記
二二一八	(記事)		貴久記	二二四三		谷山稻荷神社由緒書
二二一九	(記事)		樺山玄佐自記	二二四四	天文四年	庄内神社神社修造棟札
二二二〇	(記事)		島津勝久譜	二二四五	天文四年	島津勝久宛行狀
二二二一	(記事)		島津貴久譜	二二四六	五月五日	島津義弘譜
二二二二	(記事)		島津勝久譜	二二四七	(記事)	島津氏家譜

二二四八	(記事)	島津忠良譜	二二七二	(記事)	島津忠將譜		
二二四九	「天文四年」	七月廿六日	日置久參書狀	二二七三	(記事)	町田氏譜	
二二五〇	(「天文八年」)	十月一日	島津勝久書狀	二二七四	(記事)	町田氏庶流系図	
二二五一	「天文四年」	十月二日	島津勝久書狀	二二七五	天文五年	三月十一日	新納忠勝進退伺書
二二五二	「天文四年」	十月三日	島津勝久書狀	二二七六	(「天文五年」)	四月廿七日	近衛尚通書狀
二二五三	(記事)		石谷梅久譜	二二七七		四月廿七日	淮藤長美書狀
二二五四		十月十八日	島津勝久書狀	二二七八	(記事)		島津氏家譜
二二五五	天文四年	十月廿四日	日州山之口の野正八幡宮棟札	二二七九	(記事)		島津勝久譜
二二五六	天文四年	十一月七日	島津実久感狀	二二八〇	天文五年	六月十六日	田所檢校四所官造宮茶番書上
二二五七	天正四年	十一月吉日	新納武久願文	二二八一	天文五年	七月廿三日	島津勝久宛行狀
二二五八	(記事)		庄内平治記	二二八二	「天文五年」	七月廿五日	島津勝久書狀
二二五九	(記事)		北郷忠相譜	二二八三	天文五年	七月廿三日	田布施池辺村諏訪社神鉢銘
二二六〇		十二月三日	島津勝久書狀	二二八四	天文五年	八月十二日	足利義晴補任御教書
二二六一			新納忠勝聞書(「天文四年」)	二二八五	(記事)		貴久記
卷四十五							
二二六二	(記事)		島津義弘譜	二二八六		十一月廿五日	島津忠兼勝久書狀
二二六三	(記事)		島津国史	二二八七	天文五年	十二月六日	石谷梅久墓誌銘文
二二六四	(記事)		殉国名藪	二二八八	天文五年	十二月七日	町田忠親譜
二二六五	(記事)		庄内平治記	二二八九	天文五年	十二月吉日	北郷忠相起請文
二二六六	(記事)		北郷忠相譜	二二九〇	(記事)		殉国名藪
二二六七	天文五年	二月吉日	谷山伊佐智佐社々領坪付	二二九一	(記事)		貴久公記
二二六八		二月廿五日	島津勝久書狀	二二九二	(記事)		樺山文佐日記
二二六九		二月廿七日	某書狀	二二九三		二月十日	蒲生良清書狀
二二七〇	(記事)		島津日新譜	二二九四		二月十日	島津貴久書狀
二二七一	(記事)		貴久公記	二二九五	(記事)		庄内平治記
				二二九六	(記事)		北郷忠相譜

二二九七	天文	六年	三月十四日	島津勝久宛行状	二二三二一	(記事)	老岐賀州年代記
二二九八	天文	五年	四月廿一日	伊集院稻荷明神本地銘文	二二三二二	(記事)	新納忠茂譜
二二九九	「天文」	五年	六月三日	島津勝久書状	二二三二三	(記事)	新納忠元譜
二三〇〇	「天文」	五年	六月三日	島津勝久書状	二二三二四	(記事)	殉国名敷
二三〇一	天文	五年	七月廿三日	島津勝久宛行状	二二三二五	(記事)	新納忠勝譜
二三〇二	天文	五年	十二月吉日	北郷忠相起請文	二二三二六	(記事)	新納忠茂譜
二三〇三				島津日新譜	二二三二七	(記事)	島津日新譜
二三〇四				薩州島津実久譜	二二三二八	(記事)	島津忠将譜
二三〇五				薩州島津氏系図	二二三二九	(記事)	養輪伊賀覚書
二三〇六				貴久公記	二二三三〇	(記事)	加世田大中庵由緒書
二三〇七				樺山玄佐自記	二二三三一	(記事)	庄内平治記
二三〇八				肝付以安伝	二二三三二	(記事)	阿多高良八幡宮由緒書
二三〇九				新納忠茂伝	二二三三三	(記事)	新納忠元勲功記
二三一〇			二月十三日	島津勝久書状	二二三三四		阿多稻荷大明神由緒書
二三一〇			三月十四日	島津勝久書状	二二三三五		阿多高良八幡宮由緒書
二三一〇	天文	六年		島津勝久書状	二二三三六		阿多稻荷大明神由緒書
二三一〇				樺山玄佐譜	二二三三七	(記事)	貴久公記
二三一〇				庄内平治記	二二三三八		喜入忠誓書状
二三一〇				島津忠朝契状	二二三三九	(記事)	島津国史
二三一〇	天文	六年	八月廿五日	島津貴久署判坪付	二二三四〇	(記事)	島津日新吉書
二三一〇	天文	六年	九月吉日	島津勝久宛行状	二二三四一		島津忠良・貴久連署控書
二三一〇	天文	六年	十二月廿四日	島津勝久宛行状	二二三四二	(天文)	新納忠勝書状
二三一〇				島津国史	二二三四三	(記事)	殉国名敷
二三一〇				北郷忠相譜	二二三四四		紫原合戦味方交名注文
二三一〇				樺山玄佐自記	二二三四五	(記事)	養輪伊賀覚書
二三一〇				樺山玄佐自記	二二三四五	(記事)	養輪伊賀覚書

二三四六	(記事)	貴久公記	二三七一	(記事)	養輪伊賀覺書
二三四七	(記事)	樺山玄佐自記	二三七二	(記事)	樺山玄佐自記
二三四八	(記事)	樺山玄佐自記	二三七三	(記事)	池内佐渡伝記
二三四九	(記事)	谷山伊佐智佐権現由緒	二三七四	(記事)	池内佐渡伝記
二三五〇	(記事)	島津貴久譜	二三七五	(記事)	池内佐渡伝記
二三五一	(記事)	島津日新証状	二三七六	(記事)	伊集院与左衛門聞書
二三五二	(記事)	島津日新詠草	二三七七	(記事)	伊集院与左衛門聞書
二三五三	(記事)	島津日新譜	二三七八	(記事)	伊集院与左衛門申状
二三五四	天文 八年	島津家老臣連署坪付	二三七九	(記事)	島津勝久書状
二三五五	四月 吉日	伊集院某申状	二三八〇	天文 八年	島津勝久書下
二三五六	(記事)	伊集院某申状	二三八一	(記事)	島津勝久書状
二三五七	(記事)	伊集院某申状	二三八二	(記事)	島津勝久書状
二三五八	(記事)	伊集院某書出	二三八三	(記事)	島津勝久書状
二三五九	(記事)	樺山玄佐自記	二三八四	(記事)	島津国史
二三六〇	(記事)	箕輪伊賀覺書	二三八五	(記事)	島津勝久書状
二三六一	(記事)	樺山玄佐譜	二三八六	(記事)	島津勝久譜
二三六二「天文 八年」	六月廿三日	島津貴久書状	二三八七	(記事)	島津義忠勝書状
二三六三	三月廿九日	可水書状	二三八八	(記事)	島津勝久譜
二三六四(天文 八年)閏六月十五日	島津貴久書状	二三八九	(記事)	庄内平治記	
二三六五	(記事)	島津貴久譜	二三九〇	(記事)	庄内平治記
二三六六	(記事)	島津忠將譜	二三九一	(記事)	瀬戸口伊豆入道覺書
二三六七	(記事)	新納忠苗譜	二三九二	(記事)	新納忠勝寄進状
二三六八	(記事)	島津運久譜	二三九三	天文 九年	島津貴久袖判恕岳申状
二三六九	(記事)	佐多氏譜	二三九四	天文 九年	島津貴久袖判恕岳申状
二三七〇	(記事)	貴久公記	二三九五	三月	島津忠朝譜

二二九六	(記事)	北郷忠相譜	二四二〇	(記事)	島津國史
二二九七	七月廿五日	伊東義祐書狀	二四二一	(記事)	北郷忠相譜
二二九八	天文 九年 十一月十六日	島津實久公帖	二四二二	(記事)	島津日新 <small>忠</small> 譜
二二九九	天文 九年 十一月廿六日	島津實久起請文	二四二三	(記事)	樺山玄佐譜
二四〇〇	天文 九年 十一月廿一日	犬追物手組	二四二四	(記事)	箕輪伊賀覺書
二四〇一	天文 九年 十一月廿二日	犬追物手組	二四二五	(記事)	貴久公記
二四〇二	天文 九年 十一月廿三日	犬追物手組	二四二六	(記事)	樺山玄佐自記
二四〇三	天文 九年 十一月十一日	犬追物手組	二四二七	(記事)	島津貴久譜
二四〇四	天文 九年 十一月十四日	犬追物手組	二四二八	(記事)	箕輪伊賀覺書
二四〇五	天文 九年 十一月十五日	犬追物手組	二四二九	(記事)	喜入忠房伝
二四〇六	天文 十年 正月十二日	犬追物手組	二四三〇	(記事)	貴久公記
二四〇七	二月十九日	近衛植家書狀	二四三一	(記事)	北郷忠相譜
二四〇八	天文 十年 二月廿五日	河上惟久起請文	二四三二	(記事)	北郷久隆譜
二四〇九	(記事)	北郷忠相譜	二四三三	(記事)	庄内平治記
二四一〇	(記事)	庄内平治記	二四三四	(記事)	殉国名敷
二四一一	(記事)	殉国名敷	二四三五	(記事)	北郷忠親譜
二四一二	(記事)	殉国名敷	二四三六	(記事)	北郷忠親譜
二四一三	(記事)	殉国名敷	二四三七	(記事)	庄内平治記
二四一四	天文 十年 八月時正日	怨岳証狀	二四三八	(記事)	庄内平治記
二四一五	(記事)	樺山玄佐譜	二四三九	(記事)	箕輪伊賀覺書
二四一六	(記事)	樺山玄佐自記	二四四〇	(記事)	貴久公記
二四一七	(記事)	庄内平治記	二四四一	(記事)	樺山玄佐自記
二四一八	(記事)	庄内平治記	二四四二	天文十一年 十一月十三日	島津實久起請文
二四一九	(記事)	庄内平治記	二四四三	酒式次第	
			二四四四	天文十一年 十二月 六日	島津實久宛行狀

二四四五	天文十一年	十二月十五日	新納安千代丸 <small>忠</small> 願文	二四六九			
二四四六			島津国史	二四七〇	(天文十三年)	四月廿二日	島津貴久書状
二四四七			(記事)	二四七一	天文十三年	五月七日	足利義勝補任御教書
二四四八			北郷忠相譜	二四七二	(天文十三年)	五月十三日	島津貴久書状
二四四九			庄内平治記	二四七三			島津貴久譜
二四五〇			庄内平治記	二四七四			貴久公記
二四五一			(記事)	二四七五			箕輪伊賀覚書
二四五二			日向記	二四七六			箕輪伊賀覚書
二四五三			殉国名數	二四七七	天文十三年	八月廿日	北郷忠相施入状
二四五四			(記事)	二四七八	天文十三年	十月吉日	島津日新起請文
二四五五			北郷忠親譜	二四七九	(天文十三年)	十月十三日	島津貴久書状
二四五六	天文十二年	五月廿七日	北郷忠親宛行状	二四八〇	天文十三年閏十一月	吉日	島津貴久起請文
二四五七			北郷久文譜	二四八一		十一月吉日	島津貴久起請文
二四五八			庄内平治記	二四八二			島津貴久譜
二四六一	天文十二年	正月十八日	勝岡諏訪大明神由来	二四八三			瀬戸口伊豆入道覚書
二四六〇			(記事)	二四八四			島津国史
二四六一	(天文十二年)	十月十三日	日向記	二四八五			島津貴久譜
二四六二			島津貴久書状	二四八六			島津日新譜
二四六三			島津国史	二四八七			北郷忠相譜
二四六四			島津忠将一流系図	二四八八			庄内平治記
二四六五			日向記	二四八九			貴久公記
二四六六			日向記	二四九〇			樺山玄佐自記
二四六七			瀬戸口伊豆入道覚書	二四九一			箕輪伊賀覚書
二四六八			(記事)	二四九二			年代記
			庄内平治記	二四九三			島津貴久譜



二四九四	(記事)	瀬戸口伊豆入道覚書	二五一四(天文十五年)	正月十六日	半松斎宗養書状
二四九三の二	(記事)	新納忠元譜	二五一五		加世田春成氏由緒書
二四九六	(記事)	新納忠元譜	二五一六		加世田春成氏由緒書
二四九七	(記事)	島津貴久宛行状	二五一七		加世田春成氏由緒書
二四九八	(記事)	島津貴久宛行状	二五一八	(記事)	伊地知季安考
二四九九	(記事)	島津貴久書状	二五一九	(記事)	年代記
二五〇〇	(記事)	新納忠元譜	二五二〇	(記事)	殉国名蔽
二五〇一	(記事)	新納忠元弓箭覚書	二五二一(天文十五年)	二月廿九日	近衛植家書状
二五〇二	(記事)	新納忠元軍労忠清申状	二五二二(天文十五年)	二月廿九日	近衛植家書状
二五〇三	(記事)	入来院重朝譜	二五二三(天文十五年)	二月廿九日	近衛植家書状
二五〇四	(記事)	新納忠元勲功記	二五二四(天文十五年)	二月廿九日	本庄将久書状
二五〇五	(記事)	殉国名蔽	二五二五(天文十五年)	二月廿九日	日野町資将書状
二五〇六	(記事)	島津貴久立願文	二五二六(天文十五年)	二月廿九日	近衛植家書状
二五〇七	(記事)	島津忠親譜	二五二七	二月廿八日	近衛植家書状
二五〇八	(記事)	北郷時久譜	二五二八	二月廿九日	日野町資将書状
二五〇九の二	(記事)	日向記	二五二九	三月二日	日野町資将書状
二五〇九の一	(記事)	島津日新譜	二五三〇	三月四日	後奈良天皇綸旨
二五〇九の二	(記事)	島津日新いろは歌	二五三一	三月五日	近衛植家書状
二五〇九の三	(記事)	准三宮添書	二五三二	三月八日	後奈良天皇綸旨
二五一一〇	(記事)	近衛植家書状	二五三三(天文十五年)	四月六日	近衛植家書状
二五一一一(天文十五年)	(記事)	半松斎宗養書状	二五三四	閏五月十四日	近衛植家書状
二五一一の二	(記事)	島津日新譜	二五三五		島津家重物目録
二五一一の三	(記事)	島津日新いろは歌	二五三六(天文十五年)	六月五日	本田董親書状
二五一一の三	(記事)	准三宮添書	二五三七(天文十五年)	八月廿九日	半松斎宗養書状
二五一一三	(記事)	近衛植家書状	二五三八		島津日新いろは歌

二五三九

(記事) 島津国史

二五六三

(記事) 北郷忠相書状

二五四〇

(記事) 庄内平治記

二五六四

(記事) 島津国史

二五四一

(記事) 北郷時久譜

二五六五

(記事) 某覚書

二五四二

三月 卅日 肝付氏老臣連署知行目録

二五六六

(記事) 貴久公記

二五四三

(記事) 調所恒房譜

二五六七

(記事) 箕輪伊賀覚書

二五四四

四月廿一日 富山某・村岡某連署寄進状

二五六八

(記事) 年代記

二五四五

(記事) 年代記

二五六九

二月廿七日 小林難守権現棟札

二五四六

六月廿二日 正八幡宮中門造管茶番書上

二五七〇

四月 四日 伊集院忠朗証文

二五四七

七月十七日 島津家重書目録

二五七一

三月 朔日 島津貴久寄進状

二五四八

七月 晦日 足利義時補任御教書

二五七二

三月 十日 肝付省鈞統書状

二五四九

九月 三日 近衛植家書状

二五七三

四月 四日 伊集院忠朗証文

二五五〇

九月 九日 近衛植家書状

二五七四

四月 廿六日 島津家老臣連署坪付

二五五一

九月 九日 近衛植家書状

二五七五

(記事) 殉国名蔽

二五五二

九月 十五日 近衛植家書状

二五七六

(記事) 島津貴久譜

二五五三

九月 十五日 日野町資将書状

二五七七

(記事) 樺山玄佐譜

二五五四

九月 十五日 日野町資将書状

二五七八

八月廿八日 財部元式書状

二五五五

九月 十五日 日野町資将書状

二五七九

(記事) 樺山玄佐譜

二五五六

九月 十五日 日野町資将書状

二五八〇

(記事) 貴久公記

二五五七

九月 十五日 日野町資将書状

二五八一

(記事) 箕輪伊賀覚書

二五五八

九月 十五日 日野町資将書状

二五八二

加世田淨福寺記録

二五五九

九月 十五日 日野町資将書状

二五八三

(記事) 豊州島津忠親譜

二五六〇

十一月 三日 北郷忠相書状

二五八四

(記事) 北郷時久譜

二五六一

(記事) 殉国名蔽

二五八五

(記事) 庄内平治記

二五六二

(記事) 日向記

二五八六

(記事) 庄内平治記

二五八八 天文十七年 六月十一日 島津貴久起請文  
二五八九 天文十七年 六月廿八日 田布施岩屋親音再興棟札  
二五九〇 (記事) 島津忠將譜  
二五九一 (記事) 北郷忠相譜  
二五九二 七月十五日 島津勝久書狀  
二五九三 天文十七年 十二月 廿日 正八幡宮宿直人交名  
二五九四 (記事) 調所恒房伝  
二五九五 十二月廿四日 盛春書狀  
二五九六 (記事) 調所恒房伝  
二五九七 (記事) 北郷時久譜  
二五九八 (記事) 庄内平治記  
二五九九 (記事) 庄内平治記

二六〇〇 (天文十七年) 十二月 吉日 伊集院忠朗書狀  
二六〇一 天文十八年 五月 一日 北郷忠相寄進狀  
二六〇二 八月 十日 隈江匡久書狀  
二六〇三 九月 七日 隈江匡久書狀  
二六〇四 北郷忠相日記自天文十一年至十九年  
卷四十八

二六〇五 (記事) 島津国史  
二六〇六 伊集院孤舟朗忠書狀  
二六〇七 伊集院孤舟書狀  
二六〇八 (記事) 殉国名載  
二六〇九「天文十八年」 二月 六日 島津貴久書狀  
二六一〇 (記事) 新納忠元譜  
二六一一 (記事) 新納忠元譜

二六二二 (記事) 年代記  
二六二三 (記事) 島津貴久譜  
二六二四 (記事) 伊集院孤舟書狀  
二六二五 (記事) 伊集院孤舟書狀  
二六二六 (記事) 新納忠元勲功記  
二六二七 (記事) 北郷忠相譜  
二六一八 (記事) 豊州島津忠広譜  
二六一九 (記事) 貴久公記  
二六二〇 (記事) 箕輪伊賀覺書  
二六一一 (記事) 庄内平治記  
二六二二 (記事) 庄内平治記  
二六二三 (記事) 日向記  
二六二四 (記事) 瀬戸口伊豆入道覺書  
二六二五 (記事) 樺山玄佐譜  
二六二六 (記事) 貴久公記  
二六二七 (記事) 箕輪伊賀覺書  
二六二八 (記事) 庄内平治記  
二六二九 (記事) 島津貴久譜

二六三〇 (記事) 樺山玄佐自記  
二六三一 天文十八年 五月 一日 北郷忠相寄進狀  
二六三二 六月 五日 島津貴久書狀  
二六三三 天文十八年 十一月 六日 新納忠職寄進狀  
二六三四 天文十八年 十二月 二日 島津忠親起請文  
二六三五 (記事) 北郷忠親譜  
二六三六 天文十八年 十二月 七日 祁答院良重起請文

二六三六 天文十八年 十二月 七日 祁答院良重起請文

二六三七	天文十八年	十二月 九日	北郷忠相起請文	二六六二	天文 廿年	九月十九日	後奈良天皇繪旨
二六三八	(天文十八年)	十二月十六日	島津忠親書狀	二六六三	天文 廿年	十二月廿六日	勝手明神再興棟札
二六三九	(記事)		北郷忠相譜	二六六四			(記事) 島津国史
二六四〇	天文十八年	十二月廿九日	肝付兼盛起請文	二六六五			(記事) 新納忠元譜
二六四一	(記事)		島津国史	二六六六	天文廿一年	四月廿四日	島津忠將契狀
二六四二	(記事)		年代記	二六六七	天文廿一年	四月 晦日	島津忠將起請文
二六四三	(記事)		島津忠將一流系図	二六六八			(記事) 日向記
二六四四	天文十九年	二月 廿日	入来院重嗣起請文	二六六九	天文廿一年	六月 八日	足利將軍家御教書
二六四五	天文十九年	四月 吉日	島津貴久宛行狀	二六七〇			(記事) 年代記
二六四六	(記事)		島津忠興一流系図	二六七一	天文廿一年	六月十一日	藏人頭庭田重保奉口宣案
二六四七	(記事)		伊集院忠朗譜	二六七二	天文廿一年	六月十四日	後奈良天皇女房奉書
二六四八	天文十九年	八月十六日	伊集院忠朗等連署契狀	二六七三	(天文廿一年)	六月十四日	広橋兼秀女房奉書副狀
二六四九	天文十九年	八月廿八日	伊作氏後胤信州書	二六七四	(天文廿一年)	六月廿七日	近衛植家書狀
二六五〇	(記事)		瀬戸口伊豆入道覚書	二六七五		六月廿七日	近衛植家書狀
二六五一	(記事)		島津貴久譜	二六七六			(記事) 島津義久譜
二六五二	天文 廿年	二月時正日	正興寺九高文章寄進狀	二六七七	(天文廿一年)	六月廿七日	近衛植家書狀
二六五三	(記事)		殉国名薨	二六七八	(天文廿一年)	六月廿七日	近衛植家書狀
二六五四	天文 廿年	七月 十日	島津貴久寄進狀	二六七九	(天文廿一年)	六月廿七日	近衛植家書狀
二六五五	(記事)		島津尚久一流系図	二六八〇	(天文廿一年)	六月廿八日	進藤長治書狀
二六五六			島津貴久書狀	二六八一	(天文廿一年)	七月 三日	近衛植家書狀
二六五七	(記事)		年代記	二六八二	(天文廿一年)	七月 九日	半松斎宗養書狀
二六五八	(記事)		島津義久長女譜	二六八三	(天文廿一年)	七月十八日	法印日承書狀
二六五九	(記事)		樺山玄佐譜	二六八四			(記事) 島津貴久譜
二六六〇	天文 廿年	九月十四日	詠月前白菊題和歌	二六八五	(天文廿一年)	八月 六日	島津貴久書狀
二六六一	(記事)		樺山玄佐譜	二六八六			島津貴久書狀

二六八七	八月廿九日	大友宗麟書狀	二七二二	(記事)	殉国名數
二六八八	九月 二日	三千院宮応胤親王書狀	二七二三	(記事)	島津国史
二六八九	九月 二日	任尚書狀	二七二四	二月 二日	島津日新寄進狀
二六九〇	九月十一日	左衛門督藤蹴鞠免許狀	二七二五	三月 五日	近衛植家書狀
二六九一	(記事)	島津日新良譜	二七二六	四月 廿日	島津日新起請文
二六九二	(記事)	島津日新譜	二七二七	三月廿四日	島津貴久契狀
二六九三	天文廿一年 十月 吉日	島津日新寄進狀	二七一八	五月十一日	戸次紹花書狀
二六九四	十月廿八日	親方書狀	二七一九	五月十一日	戸次紹花書狀
二六九五	十月廿八日	親方書狀	二七二〇	(記事)	年代記
二六九六	十一月廿八日	近衛尚通書狀	二七二一	七月 朔日	島津貴久契狀
二六九七	十一月 晦日	足利義昭御内書	二七二二	(記事)	島津忠将一流系図
二六九八	(記事)	北郷忠相譜	二七二三	(記事)	島津貴久譜
二六九九	十二月 四日	島津貴久等連署起請文	二七二四	(記事)	島津貴久譜
二七〇〇	十二月十三日	大友宗麟書狀	二七二五	(記事)	島津貴久譜
二七〇一	(記事)	島津国史	二七二六	(記事)	島津貴久譜
二七〇二	(記事)	瀬戸口伊豆入道覚書	二七二七	(記事)	島津貴久譜
二七〇三	(記事)	年代記	二七二八	(記事)	島津貴久譜
二七〇四	(記事)	薩州島津氏家譜	二七二九	(記事)	島津貴久譜
二七〇五	二月 三日	島津日新寄進狀	二七三〇	(記事)	島津貴久譜
二七〇六	二月十八日	樺山忠副契狀	二七三一	(記事)	島津貴久譜
二七〇七	三月十三日	島津貴久書狀	二七三二	(記事)	殉国名數
二七〇八	六月 三日	島津義久書狀	二七三三	(記事)	日向記
二七〇九	八月廿八日	近衛尚通書狀	二七三四	(記事)	島津義久譜
二七一〇	(記事)	日向記	二七三五	(記事)	島津義久譜
二七一	九月廿七日	島津日新書狀	二七三六	(記事)	島津義弘譜

- 二七三七 (記事) 島津忠將譜
- 二七三八 (記事) 島津尚久譜
- 二七三九 (記事) 島津義弘譜
- 二七四〇 (記事) 箕輪伊賀覺書
- 二七四一 (記事) 浜田氏譜
- 二七四二 岩劔合戰軍勞交名
- 二七四三 (記事) 新納忠元譜
- 二七四四 (記事) 新納忠元譜
- 二七四五 (記事) 島津貴久譜
- 二七四六 (記事) 新納忠元勲功記
- 二七四七 (記事) 調所恒房伝
- 二七四八 (記事) 貴久公記
- 二七四九 (記事) 貴久公記
- 二七五〇 (記事) 樺山玄佐自記
- 二七五一 (記事) 箕輪伊賀覺書
- 二七五二 (記事) 岩劔合戰日記
- 二七五三 (記事) 島津久保譜
- 二七五四 九月廿三日 島津日新書状
- 二七五五 天文廿三年 十一月十三日 右馬頭某安堵状
- 二七五六 「天文廿三年」 九月十五日 島津日新書状
- 二七五七 (記事) 某覺書

